

# 福井県立大学恐竜学部設置の趣旨等について 参考資料

## 目 次

- 1 公立大学法人福井県立大学定款
- 2 福井県立大学学則（案）
- 3 福井県立大学履修規程
- 4 公立大学法人福井県立大学組織図（案）
- 5 公立大学法人福井県立大学の組織および運営に関する基本規程（案）
- 6 公立大学法人福井県立大学 第3期中期計画
- 7 福井県立大学恐竜学部（仮称）設置に関する要望書
- 8 養成する人材像と3ポリシーの相関
- 9 カリキュラムツリー
- 10 DPと授業科目の対応表
- 11 履修モデル
- 12 福井県立大学大学院ティーチング・アシスタント取扱要領
- 13 公立大学法人福井県立大学ハラスメントの防止等に関する規程
- 14 令和5年度後期福井県内大学および短期大学並びに高等専門学校間単位互換制度による福井県立大学特別聴講学生募集要項
- 15 単位互換制度に関する恐竜学部開放予定科目
- 16 成績評価異議申立てに関する要領
- 17 福井県立大学GPAに関する要領
- 18 教育実習受入承諾書
- 19 教育実習成績報告票
- 20 福井県立大学海外留学派遣制度補助金取扱要綱
- 21 福井県立大学科目等履修生規程
- 22 福井県立大学聴講生規程
- 23 公立大学法人福井県立大学職員就業規則
- 24 公立大学法人福井県立大学特命教員設置規程
- 25 勝山キャンパス位置図および平面図
- 26 時間割（案）
- 27 図書目録（抜粋）
- 28 電子図書目録（抜粋）
- 29 学術雑誌名（抜粋）
- 30 公立大学法人福井県立大学教育研究審議会規程
- 31 公立大学法人福井県立大学教授会規程
- 32 福井県立大学教育研究委員会FD部会要領
- 33 ファカルティ・ディベロップメント報告書2022
- 34 FD部会 教学IR作業グループ運営要領
- 35 公立大学法人福井県立大学職員倫理規程
- 36 公立大学法人福井県立大学研究費の不正使用防止に関する取扱規程
- 37 公立大学法人福井県立大学教員評価規程

## 公立大学法人福井県立大学 定款

### 目次

- 第1章 総則（第1条－第7条）
- 第2章 役員等
  - 第1節 役員および職員（第8条－第14条）
  - 第2節 理事会（第15条－第17条）
- 第3章 審議機関
  - 第1節 経営審議会（第18条－第20条）
  - 第2節 教育研究審議会（第21条－第23条）
- 第4章 業務の範囲およびその執行（第24条・第25条）
- 第5章 資本金等（第26条・第27条）
- 第6章 雑則（第28条）
- 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この公立大学法人は、時代の進展に即応した魅力ある学術文化の拠点として、広い視野に立った高度の専門的知識・技術を身に付けた、創造力と実行力に富む人間性豊かな人材を養成するとともに、先端的な特色ある研究を推進し、その学術情報を社会へ開放することにより、福井県はもとより、我が国と世界の福祉の向上に寄与するため、大学を設置し、および管理することを目的とする。

#### （名称）

第2条 この公立大学法人は、公立大学法人福井県立大学（以下「法人」という。）と称する。

#### （大学の設置）

第3条 法人は、第1条の目的を達成するため、福井県立大学（第18条第2項第4号を除き、以下「大学」という。）を福井県吉田郡永平寺町に設置する。

#### （設立団体）

第4条 法人の設立団体は、福井県とする。

#### （事務所の所在地）

第5条 法人は、事務所を福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島第4号1番地1に置く。

#### （特定地方独立行政法人または特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人の別）

第6条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

#### （公告の方法）

第7条 法人の公告は、福井県報への登載またはインターネットの利用（以下「登載等」という。）により行う。ただし、天災その他やむを得ない事由により登載等ができないときは、

法人の事務所の掲示場に掲示してこれに代えることができる。

## 第2章 役員等

### 第1節 役員および職員

(役員の数)

第8条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事6人以内および監事2人を置く。

(役員の職務および権限)

第9条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、第17条各号に掲げる事項について決定をしようとするときは、第15条第1項に規定する理事会の議を経なければならない。

3 副理事長は、法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

4 副理事長は、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

5 理事は、理事長および副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

6 理事は、あらかじめ理事長が定めた順序により、理事長および副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長および副理事長が欠けたときはその職務を行う。

7 監事は、法人の業務を監査する。

8 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長または福井県知事（以下「知事」という。）に意見を提出することができる。

(理事長および監事の任命)

第10条 理事長および監事は、知事が任命する。

(学長の任命)

第11条 大学の学長（以下「学長」という。）は、理事長と別に任命するものとする。

2 学長を選考するため、学長選考会議（以下「選考会議」という。）を置く。

3 学長は、選考会議の選考に基づき、理事長が任命する。

4 前項の規定により任命された学長は、副理事長となるものとする。

5 選考会議は、次に掲げる者各3人をもって構成する。

(1) 第18条第2項第3号および第4号に掲げる者の中から同条第1項に規定する経営審議会において選出された者

(2) 第21条第2項第2号、第4号および第5号に掲げる者（理事を兼ねる者を除く。）の中から同条第1項に規定する教育研究審議会において選出された者

6 選考会議に議長を置き、構成員の互選によってこれを定める。

7 議長は、選考会議を主宰する。

8 前3項に定めるもののほか、選考会議の議事の手続その他選考会議に関し必要な事項は、議長が選考会議に諮って定める。

(理事の任命等)

第12条 理事は、理事長が任命する。

2 理事長は、理事の任命に当たっては、その任命の際現に法人の役員または職員でない者が含まれるようにしなければならない。

3 理事長は、理事のうちから、法人の事務局長（以下「事務局長」という。）を任命するものとする。

（役員任期）

第13条 理事長の任期は、3年とする。

2 副理事長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、選考会議の議を経て法人の規程（以下「規程」という。）により定める学長の任期によるものとする。

3 理事の任期は、3年とする。

4 監事の任期は、その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第34条第1項に規定する財務諸表の承認の日までとする。

5 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

6 役員は、再任されることができる。この場合において、理事が最初の任命の際現に法人の役員または職員でなかったときの前条第2項の規定の適用については、その再任の際現に法人の役員または職員でない者とみなす。

（職員任命等）

第14条 職員は、理事長が任命する。

2 職員の職の種類、職務および任命その他職員に関する事項については、規程で定める。

## 第2節 理事会

（設置および構成）

第15条 法人の運営に関する重要事項を審議するため、法人に理事会を置く。

2 理事会は、理事長、副理事長および理事をもって構成する。

（招集および議事）

第16条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、理事会の構成員から会議の目的たる事項を記載した書面で開催の要求があったときは、理事会を招集しなければならない。

3 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

4 議長は、理事会を主宰する。

5 理事会は、構成員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

6 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

（理事会の議を必要とする事項）

第17条 次に掲げる事項は、理事会の議を経なければならない。

- (1) 中期目標について知事に対し述べる意見（法第78条第3項に規定する意見をいう。以下同じ。）および年度計画（法第27条第1項に規定する年度計画をいう。以下同じ。）に関する事項

- (2) 法により知事の認可または承認を受けなければならない事項
- (3) 予算の作成および執行ならびに決算に関する事項
- (4) 大学の学部、学科その他の重要な組織の設置または廃止に関する事項
- (5) 職員の人事および評価に関する事項
- (6) その他理事会が定める重要事項

### 第3章 審議機関

#### 第1節 経営審議会

##### (設置および構成)

第18条 法人に、法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営審議会を置く。

2 経営審議会は、次に掲げる委員12人以内で構成する。

- (1) 理事長
- (2) 副理事長
- (3) 理事
- (4) 法人の役員または職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するものの中から、理事長が任命するもの

3 前項第4号に掲げる委員（以下この条において「学外委員」という。）の任期は、2年とする。

4 補欠の学外委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 学外委員は、再任されることができる。

##### (招集および議事)

第19条 経営審議会は、理事長が招集する。

2 理事長は、経営審議会の委員から会議の目的たる事項を記載した書面で開催の要求があったときは、経営審議会を招集しなければならない。

3 経営審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。

4 議長は、経営審議会を主宰する。

5 経営審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

6 経営審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

##### (審議事項)

第20条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標について知事に対し述べる意見および年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (2) 法により知事の認可または承認を受けなければならない事項のうち、法人の経営に関するもの
- (3) 重要な規程の制定または改廃に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (4) 予算の作成および執行ならびに決算に関する事項
- (5) 大学の学部、学科その他の重要な組織の設置または廃止に関する事項

- (6) 職員の人事および評価の方針に関する事項
- (7) 研究費の配分の方針に関する事項
- (8) 組織および運営の状況について自ら行う点検および評価に関する事項
- (9) その他法人の経営に関する重要事項

2 経営審議会は、前項各号に掲げる事項の審議に当たっては、大学における教育研究の特性に常に配慮しなければならない。

## 第2節 教育研究審議会

(設置および構成)

第21条 法人に、大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究審議会を置く。

2 教育研究審議会は、次に掲げる委員15人以内で構成する。

- (1) 学長
- (2) 大学の副学長
- (3) 事務局長
- (4) 学長が定める教育研究上の重要な組織の長
- (5) 教育研究審議会が定めるところにより学長が指名する職員

3 前項第5号に掲げる委員（以下この条において「指名委員」という。）の任期は、2年とする。

4 補欠の指名委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 指名委員は、再任されることができる。

(招集および議事)

第22条 教育研究審議会は、学長が招集する。

2 学長は、教育研究審議会の委員から会議の目的たる事項を記載した書面で開催の要求があったときは、教育研究審議会を招集しなければならない。

3 教育研究審議会に議長を置き、学長をもって充てる。

4 議長は、教育研究審議会を主宰する。

5 教育研究審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

6 教育研究審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第23条 教育研究審議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 中期目標について知事に対し述べる意見および年度計画に関する事項のうち、大学の教育研究に関するもの
- (2) 法により知事の認可または承認を受けなければならない事項のうち、大学の教育研究に関するもの
- (3) 重要な規程の制定または改廃に関する事項のうち、大学の教育研究に関するもの
- (4) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (5) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項

- (6) 学生の入学、卒業または課程の修了その他学生の在籍に関する方針および学位の授与に関する方針に係る事項
- (7) 教員の人事および評価に関する事項（第20条第1項第6号に係るものを除く。）
- (8) 研究費の配分に関する事項（第20条第1項第7号に係るものを除く。）
- (9) 教育および研究の状況について自ら行う点検および評価に関する事項
- (10) その他大学の教育研究に関する重要事項

#### 第4章 業務の範囲およびその執行

##### (業務の範囲)

第24条 法人は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 大学を設置し、これを運営すること。
- (2) 学生に対し、修学、進路選択および心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 法人以外の者から委託を受け、またはこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- (5) 大学における研究の成果を普及し、およびその活用を促進すること。
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

##### (業務方法書)

第25条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

#### 第5章 資本金等

##### (資本金)

第26条 法人の資本金については、別表第1および別表第2に掲げる資産を福井県が出資するものとし、当該資本金の額は、当該資産について、出資の日における時価を基準として福井県が評価した価額の合計額とする。

##### (解散に伴う残余財産の帰属)

第27条 法人は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産を福井県に帰属させる。

#### 第6章 雑則

##### (委任)

第28条 法人の運営に関し必要な事項は、この定款および業務方法書に定めるもののほか、規程で定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この定款は、法人の成立の日から施行する。  
(学長の任命に関する特例)
- 2 大学の設置後最初の学長の任命は、第11条第3項の規定にかかわらず、選考会議の選考に基づくことを要しないものとし、理事長が行う。
- 3 前項の規定により任命された学長は、副理事長となるものとする。
- 4 前項に規定する副理事長の任期は、第13条第2項の規定にかかわらず、3年とする。  
(教育研究審議会の委員に関する特例)
- 5 大学の設置後最初の教育研究審議会の委員は、第21条第2項の規定にかかわらず、同項第1号から第4号までに掲げる者をもって充てる。

附 則

この定款は、平成25年5月10日から施行する。

附 則

この定款は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、令和元年9月20日から施行する。

附 則

この定款は、令和3年9月27日から施行する。

別表第1 (第26条関係)

資産の種別	所在地	地目	面積 (㎡)
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島4字西大原1番1	学校用地	48,192.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島4字西大原1番2	学校用地	2,290.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島4字西大原1番8	学校用地	2,397.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島4字西大原1番9	学校用地	2,439.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島4字西大原65番2	学校用地	14,217.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島4字西大原65番6	学校用地	4.70
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島4字西大原72番1	田	1,665.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島4字西大原86番	学校用地	759.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島4字西大原87番	学校用地	228.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島4字西大原88番2	学校用地	2,097.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島4字西大原89番1	学校用地	100.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島4字西大原89番2	学校用地	50.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島4字西大原89番3	学校用地	100.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島4字西大原89番6	学校用地	200.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島4字西大原89番10	学校用地	390.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島4字西大原89番11	学校用地	100.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島4字西大原89番13	学校用地	228.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島4字西大原90番	学校用地	625.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島4字西大原92番	学校用地	8,765.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島4字西大原97番2	学校用地	529.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島4字西大原98番1	学校用地	305.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島4字西大原98番2	学校用地	1,493.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島4字西大原102番2	学校用地	8,427.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島4字西大原115番2	学校用地	979.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島4字西大原117番2	学校用地	1,047.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島4字西大原118番2	学校用地	226.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島4字西大原119番1	学校用地	1,082.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島4字西大原119番2	学校用地	20.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島4字西大原120番	学校用地	299.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島4字西大原121番	学校用地	229.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島5字東中島7番2	学校用地	82.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島5字東中島16番2	学校用地	1,645.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島5字東中島16番3	学校用地	1,108.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島5字東中島16番4	学校用地	252.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島5字東中島16番5	学校用地	74.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島8字起割25番2	学校用地	27.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島11字芳割44番2	学校用地	795.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島11字芳割46番1	学校用地	6,573.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島11字芳割61番2	学校用地	5,926.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島11字芳割66番2	学校用地	842.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島11字芳割68番	学校用地	431.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島11字芳割69番	学校用地	58.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島11字芳割70番2	学校用地	530.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島11字芳割77番2	学校用地	161.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島11字芳割78番	学校用地	132.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島12字松河原6番2	学校用地	8,398.89
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島12字松河原16番2	学校用地	522.56
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島12字松河原17番	学校用地	193.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島12字松河原18番2	学校用地	163.00

土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島 12 字松河原 19 番	学校用地	58.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島 13 字落尻 11 番 2	学校用地	3,145.95
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島 13 字落尻 11 番 3	学校用地	1,285.64
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島 13 字落尻 11 番 4	学校用地	262.28
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島 13 字落尻 11 番 8	学校用地	49.85
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島 14 字南大原 36 番 2	学校用地	27,473.09
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島 15 字北大原 2 番 2	学校用地	4,172.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島 16 字東大原 20 番 1	学校用地	1,800.00
土地	吉田郡永平寺町松岡兼定島 17 字道ノ勢 6 番 2	学校用地	1.77
土地	吉田郡永平寺町松岡渡新田 9 字宅地 53 番 1	学校用地	8,363.00
土地	吉田郡永平寺町松岡渡新田 9 字宅地 56 番 3	田	2,075.00
土地	吉田郡永平寺町松岡渡新田 9 字宅地 71 番 2	学校用地	215.00
土地	吉田郡永平寺町松岡渡新田 9 字宅地 73 番	学校用地	288.00
土地	小浜市学園町 1 番 1	雑種地	50,000.00
土地	あわら市二面 58 字北東埜 1 番	学校用地	22,617.05
土地	あわら市二面 59 字新開 1 番	学校用地	6,978.85
土地	あわら市二面 59 字新開 63 番	学校用地	11,029.86
土地	あわら市二面 81 字大判 1 番	学校用地	16,188.81
土地	あわら市二面 81 字大判 64 番	学校用地	531.51
土地	あわら市二面 82 字新開 1 番	学校用地	15,779.37
土地	あわら市二面 88 字北中埜 1 番 1	学校用地	42,724.80
土地	あわら市二面 88 字北中埜 1 番 2	学校用地	337.00
土地	あわら市牛山 38 字梶山 1 番 1	学校用地	13,395.70
土地	あわら市牛山 38 字梶山 21 番	学校用地	13,068.75
土地	あわら市牛山 38 字梶山 28 番	学校用地	8,499.76
土地	あわら市牛山 39 字北梶山 23 番	学校用地	5,273.26
土地	あわら市波松 48 字下一ノ谷 1 番	学校用地	23.54
土地	あわら市波松 48 字下一ノ谷 2 番	学校用地	15,137.76
土地	あわら市波松 48 字下一ノ谷 70 番	学校用地	15.93
土地	あわら市波松 49 字中一ノ谷 1 番	学校用地	3,761.49
土地	あわら市波松 49 字中一ノ谷 10 番	学校用地	877.35
土地	あわら市波松 50 字上一ノ谷 1 番	学校用地	6,912.81
土地	あわら市波松 51 字上北一ノ谷 1 番	学校用地	781.82
土地	あわら市波松 51 字上北一ノ谷 7 番	池沼	1,164.75
土地	あわら市北潟 78 字一ノ谷 15 番	学校用地	2,641.89
土地	あわら市北潟 78 字一ノ谷 19 番 1	学校用地	250.16
土地	あわら市北潟 78 字一ノ谷 19 番 2	田	281.65
土地	あわら市北潟 241 字春日山 9 番 3	学校用地	2,328.19
土地	小浜市堅海 49 号前田 8 番 6	宅地	5.53
土地	小浜市堅海 49 号前田 14 番 7	宅地	77.08
土地	小浜市堅海 49 号前田 14 番 9	宅地	2,559.00
土地	小浜市堅海 49 号前田 32 番 2	宅地	53.57
土地	小浜市泊 19 号前田 1 番 5	宅地	2,054.44
土地	小浜市仏谷 45 号前田 1 番 2	宅地	35.71
土地	福井市三郎丸 1 丁目 1301 番	宅地	4,080.06
土地	福井市三郎丸 1 丁目 1302 番	宅地	890.62
土地	福井市河増町 29 字漆原 5 番 2	雑種地	4,331.50
土地	小浜市一番町 14 号東広浜 1 番 1	宅地	1,762.02
土地	小浜市福谷 17 号小水ヶ谷 1 番	原野	284.00
土地	小浜市福谷 17 号小水ヶ谷 2 番	原野	62.00
土地	小浜市福谷 17 号小水ヶ谷 3 番 2	原野	89.00

土地	小浜市福谷 17 号小水ヶ谷 10 番 10	山林	190.00
土地	小浜市福谷 17 号小水ヶ谷 10 番 11	山林	69.00
土地	小浜市福谷 17 号小水ヶ谷 14 番	宅地	52.80
土地	小浜市福谷 17 号小水ヶ谷 15 番	雑種地	20.00
土地	小浜市福谷 25 号水ヶ谷 1 番 1	原野	44.00
土地	小浜市福谷 25 号水ヶ谷 1 番 5	原野	56.00
土地	小浜市福谷 25 号水ヶ谷 3 番 2	原野	15.00
土地	小浜市福谷 25 号水ヶ谷 5 番 8	原野	31.00
土地	小浜市福谷 25 号水ヶ谷 11 番 1	原野	6.60
土地	小浜市福谷 25 号水ヶ谷 12 番	原野	95.00
土地	小浜市福谷 25 号水ヶ谷 13 番 2	山林	2,868.00

別表第 2 (第 26 条関係)

資産の種別	施設名称	所在地	構造	延床面積 (m <sup>2</sup> )
建物	共通講義棟	吉田郡永平寺町松岡兼定島 4 字西大原 1 番地 1	鉄筋コンクリート造 2 階建	7,121.41
建物	経済学部棟	吉田郡永平寺町松岡兼定島 4 字西大原 1 番地 1	鉄骨造 10 階建	5,149.66
建物	経済学部棟機械室	吉田郡永平寺町松岡兼定島 4 字西大原 1 番地 1	鉄筋コンクリート造平家建	74.75
建物	生物資源学部棟	吉田郡永平寺町松岡兼定島 4 字西大原 1 番地 1	鉄筋コンクリート造 6 階建	4,876.52
建物	生物資源学部棟機械室	吉田郡永平寺町松岡兼定島 4 字西大原 1 番地 1	鉄筋コンクリート造平家建	19.53
建物	情報センター	吉田郡永平寺町松岡兼定島 4 字西大原 1 番地 1、1 番地 2、92 番地、97 番地 2、98 番地 1、98 番地 2、119 番地 1	鉄筋コンクリート造 2 階建	3,643.86
建物	エネルギーセンター	吉田郡永平寺町松岡兼定島 4 字西大原 1 番地 1	鉄筋コンクリート造平家建	581.10
建物	看護福祉学部棟(旧館)	吉田郡永平寺町松岡兼定島 4 字西大原 1 番地 1	鉄筋コンクリート造 5 階建	3,839.58
建物	看護福祉学部棟(新館)	吉田郡永平寺町松岡兼定島 4 字西大原 1 番地 1	鉄筋コンクリート造 5 階建	1,801.57
建物	体育館	吉田郡永平寺町松岡兼定島 4 字西大原 88 番地 1、85 番地、86 番地、87 番地、89 番地 9、89 番地 10、89 番地 11、89 番地 12、90 番地、91 番地、92 番地 吉田郡永平寺町松岡兼定島 11 字芳割 46 番地 1、47 番地 1	鉄筋コンクリート造 2 階建	2,596.43
建物	部室 1	吉田郡永平寺町松岡兼定島 4 字西大原 88 番地 1、85 番地、86 番地、87 番地、89 番地 9、89 番地 10、89 番地 11、89 番地 12、90 番地、91 番地、92 番地 吉田郡永平寺町松岡兼定島 11 字芳割 46 番地 1、47 番地 1	鉄筋コンクリート造平家建	190.08

建物	部室 2	吉田郡永平寺町松岡兼定島 4 字西大原 88 番地 1、85 番地、86 番地、87 番地、89 番地 9、89 番地 10、89 番地 11、89 番地 12、90 番地、91 番地、92 番地 吉田郡永平寺町松岡兼定島 11 字芳割 46 番地 1、47 番地 1	鉄筋コンクリート造平家建	172.80
建物	屋外体育器具庫	吉田郡永平寺町松岡兼定島 4 字西大原 88 番地 1、85 番地、86 番地、87 番地、89 番地 9、89 番地 10、89 番地 11、89 番地 12、90 番地、91 番地、92 番地 吉田郡永平寺町松岡兼定島 11 字芳割 46 番地 1、47 番地 1	鉄筋コンクリート造平家建	24.32
建物	学生会館	吉田郡永平寺町松岡兼定島 4 字西大原 88 番地 2、85 番地、86 番地、87 番地、88 番地 1、89 番地 6、89 番地 7、89 番地 8、89 番地 9、90 番地、91 番地、92 番地	鉄筋コンクリート造 2 階建	2,466.75
建物	学生会館機械室	吉田郡永平寺町松岡兼定島 4 字西大原 88 番地 2、85 番地、86 番地、87 番地、88 番地 1、89 番地 6、89 番地 7、89 番地 8、89 番地 9、90 番地、91 番地、92 番地	鉄筋コンクリート造平家建	42.10
建物	学生会館倉庫	吉田郡永平寺町松岡兼定島 4 字西大原 88 番地 2、85 番地、86 番地、87 番地、88 番地 1、89 番地 6、89 番地 7、89 番地 8、89 番地 9、90 番地、91 番地、92 番地	鉄筋コンクリート造平家建	23.04
建物	実験研究場作業棟	吉田郡永平寺町松岡兼定島 4 字西大原 115 番地 2、117 番地 2、120 番地、65 番地 1、65 番地 2、72 番地 1	鉄筋コンクリート造平家建	287.32
建物	実験研究場動植物棟	吉田郡永平寺町松岡兼定島 4 字西大原 115 番地 2、117 番地 2、120 番地、65 番地 1、65 番地 2、72 番地 1	鉄筋コンクリート造平家建	304.46
建物	実験研究場微生物棟	吉田郡永平寺町松岡兼定島 4 字西大原 115 番地 2、117 番地 2、120 番地、65 番地 1、65 番地 2、72 番地 1	鉄筋コンクリート造平家建	302.22
建物	実験研究場小動物飼育室	吉田郡永平寺町松岡兼定島 4 字西大原 115 番地 2、117 番地 2、120 番地、65 番地 1、65 番地 2、72 番地 1	鉄筋コンクリート造平家建	125.55
建物	実験研究場温室 A	吉田郡永平寺町松岡兼定島 4 字西大原 115 番地 2、117 番地 2、120 番地、65 番地 1、65 番地 2、72 番地 1	鉄骨造平家建	68.77
建物	実験研究場温室 B	吉田郡永平寺町松岡兼定島 4 字西大原 115 番地 2、117 番地 2、120 番地、65 番地 1、65 番地 2、72 番地 1	鉄骨造平家建	68.77
建物	実験研究場温室 C	吉田郡永平寺町松岡兼定島 4 字西大原 115 番地 2、117 番地 2、120 番地、65 番地 1、65 番地 2、72 番地 1	鉄骨造平家建	68.77
建物	実験研究場温室 D	吉田郡永平寺町松岡兼定島 4 字西大原 115 番地 2、117 番地 2、120 番地、65 番地 1、65 番地 2、72 番地 1	鉄骨造平家建	68.77

建物	実験研究場温室 E	吉田郡永平寺町松岡兼定島 4 字西大原 115 番地 2、117 番地 2、120 番地、65 番地 1、65 番地 2、72 番地 1	鉄骨造平家建	68.77
建物	実験研究場温室 F	吉田郡永平寺町松岡兼定島 4 字西大原 115 番地 2、117 番地 2、120 番地、65 番地 1、65 番地 2、72 番地 1	鉄骨造平家建	68.77
建物	交流センター	吉田郡永平寺町松岡兼定島 11 字芳割 45 番地、44 番地 2、66 番地 2、68 番地、77 番地 2、78 番地 吉田郡永平寺町松岡兼定島 12 字松河原 6 番地 2、17 番地、18 番地 2、19 番地 吉田郡永平寺町松岡兼定島 4 字西大原 85 番地	鉄筋コンクリート造 3 階建	3,597.56
建物	管理棟	吉田郡永平寺町松岡兼定島 14 字南大原 36 番地 2 吉田郡永平寺町松岡兼定島 13 字落尻 11 番地 2	鉄筋コンクリート造 3 階建	1,854.33
建物	倉庫	吉田郡永平寺町松岡兼定島 14 字南大原 36 番地 2 吉田郡永平寺町松岡兼定島 13 字落尻 11 番地 2	鉄筋コンクリート造平家建	99.28
建物	集塵庫	吉田郡永平寺町松岡兼定島 14 字南大原 36 番地 2 吉田郡永平寺町松岡兼定島 13 字落尻 11 番地 2	鉄筋コンクリート造平家建	14.44
建物	車庫	吉田郡永平寺町松岡兼定島 14 字南大原 36 番地 2	鉄筋コンクリート造平家建	115.50
建物	体育館	小浜市学園町 1 番地 1	鉄骨・鉄筋コンクリート造 2 階建	1,592.12
建物	海洋生物資源学科棟	小浜市学園町 1 番地 1	鉄筋コンクリート造 8 階建	6,632.63
建物	交流センター	小浜市学園町 1 番地 1	鉄筋コンクリート造 4 階建	3,111.20
建物	海洋環境工学実験棟	小浜市学園町 1 番地 1	鉄骨造 2 階建	682.79
建物	作業室 1	あわら市二面 58 字北東埜 1 番地	鉄筋コンクリート造平家建	239.97
建物	培養土混合貯蔵舎	あわら市二面 58 字北東埜 1 番地	鉄骨造平家建	155.70
建物	育苗温室	あわら市二面 58 字北東埜 1 番地	鉄骨造平家建	297.00
建物	栽培温室 1	あわら市二面 58 字北東埜 1 番地	鉄骨造平家建	249.75
建物	栽培温室 2	あわら市二面 58 字北東埜 1 番地	鉄骨造平家建	249.75
建物	栽培温室 3	あわら市二面 58 字北東埜 1 番地	鉄骨造平家建	249.75
建物	機械格納庫	あわら市二面 81 字大判 1 番地	鉄骨造平家建	291.27
建物	資材庫	あわら市二面 81 字大判 1 番地	鉄骨造平家建	87.06
建物	作業機械格納庫	あわら市二面 81 字大判 1 番地	鉄骨造平家建	93.84
建物	育苗準備室	あわら市二面 81 字大判 1 番地	鉄骨造平家建	94.25
建物	作業室 2	あわら市二面 81 字大判 1 番地	鉄骨造平家建	142.17
建物	堆肥舎	あわら市二面 81 字大判 1 番地	鉄筋コンクリート造平家建	187.50
建物	管理研究棟	あわら市二面 88 字北中埜 1 番地	鉄筋コンクリート造 2 階建	2,033.77
建物	創造農学科教育棟	あわら市二面 58 字北東埜 1 番地 あわら市二面 81 字大判 1 番地、64 番地	木造平家建	684.16

建物	研究棟	小浜市泊 19 号前田 1 番地 5、1 番地 5 先 小浜市堅海 49 号前田 14 番地 9、32 番地 2 小浜市仏谷 45 号前田 1 番地 2	鉄筋コンクリート造 2 階建	1,687.51
建物	飼育実験棟	小浜市泊 19 号前田 1 番地 5、1 番地 5 先 小浜市堅海 49 号前田 14 番地 9、32 番地 2 小浜市仏谷 45 号前田 1 番地 2	鉄骨造平家建	787.50
建物	車庫	小浜市泊 19 号前田 1 番地 5、1 番地 5 先 小浜市堅海 49 号前田 14 番地 9、32 番地 2 小浜市仏谷 45 号前田 1 番地 2	鉄骨造平家建	47.05
建物	兼定島公舎 A 棟	吉田郡永平寺町松岡兼定島 38 字四ッ割 8 番地、7 番地	鉄筋コンクリート造 2 階建	589.66
建物	兼定島公舎 A 棟物置	吉田郡永平寺町松岡兼定島 38 字四ッ割 8 番地、7 番地	木造平家建	19.20
建物	兼定島公舎 B 棟	吉田郡永平寺町松岡兼定島 38 字四ッ割 8 番地、7 番地	鉄筋コンクリート造 2 階建	589.66
建物	兼定島公舎 B 棟物置	吉田郡永平寺町松岡兼定島 38 字四ッ割 8 番地、7 番地	木造平家建	25.60
建物	兼定島公舎 B 棟倉庫	吉田郡永平寺町松岡兼定島 38 字四ッ割 8 番地、7 番地	鉄筋コンクリート造平家建	4.80
建物	兼定島公舎 C 棟	吉田郡永平寺町松岡兼定島 38 字四ッ割 8 番地、7 番地	鉄筋コンクリート造 2 階建	654.42
建物	兼定島公舎 C 棟物置	吉田郡永平寺町松岡兼定島 38 字四ッ割 8 番地、7 番地	木造平家建	12.80
建物	兼定島公舎 C 棟物置	吉田郡永平寺町松岡兼定島 38 字四ッ割 8 番地、7 番地	木造平家建	12.80
建物	兼定島公舎 D 棟	吉田郡永平寺町松岡兼定島 38 字四ッ割 8 番地、9 番地 1、9 番地 2	鉄筋コンクリート造 2 階建	592.16
建物	兼定島公舎 D 棟物置	吉田郡永平寺町松岡兼定島 38 字四ッ割 8 番地、9 番地 1、9 番地 2	鉄筋コンクリート造平家建	25.60
建物	兼定島公舎 E 棟	吉田郡永平寺町松岡兼定島 38 字四ッ割 8 番地、9 番地 2、9 番地 3、9 番地 4	鉄筋コンクリート造 2 階建	654.42
建物	兼定島公舎 E 棟物置	吉田郡永平寺町松岡兼定島 38 字四ッ割 8 番地、9 番地 2、9 番地 3、9 番地 4	鉄筋コンクリート造平家建	12.80
建物	兼定島公舎 E 棟物置	吉田郡永平寺町松岡兼定島 38 字四ッ割 8 番地、9 番地 2、9 番地 3、9 番地 4	鉄筋コンクリート造平家建	12.80
建物	兼定島公舎 F 棟	吉田郡永平寺町松岡兼定島 38 字四ッ割 8 番地、9 番地 4	鉄筋コンクリート造 2 階建	654.42
建物	兼定島公舎 F 棟物置	吉田郡永平寺町松岡兼定島 38 字四ッ割 8 番地、9 番地 4	鉄筋コンクリート造平家建	12.80
建物	兼定島公舎 F 棟物置	吉田郡永平寺町松岡兼定島 38 字四ッ割 8 番地、9 番地 4	鉄筋コンクリート造平家建	12.80
建物	三郎丸公舎 A 棟	福井市三郎丸 1 丁目 1301 番地	鉄筋コンクリート造 3 階建	2,023.62
建物	三郎丸公舎 A 棟物置	福井市三郎丸 1 丁目 1301 番地	コンクリートブロック造平家建	55.30

建物	三郎丸公舎B棟	福井市三郎丸1丁目1302番地	鉄筋コンクリート造2階建	372.55
建物	河増公舎A棟	福井市河増町29字漆原5番地2	鉄筋コンクリート造5階建	1,220.10
建物	河増公舎A棟物置	福井市河増町29字漆原5番地2	木造平家建	60.80
建物	河増公舎A棟倉庫	福井市河増町29字漆原5番地2	コンクリートブロック造平家建	5.73
建物	河増公舎B棟	福井市河増町29字漆原5番地2	鉄筋コンクリート造5階建	1,822.98
建物	河増公舎B棟物置	福井市河増町29字漆原5番地2	木造平家建	91.20
建物	河増公舎B棟倉庫	福井市河増町29字漆原5番地2	コンクリートブロック造平家建	5.73
建物	雲浜公舎A棟	小浜市一番町14号1番地1	鉄筋コンクリート造3階建	766.19
建物	雲浜公舎B棟	小浜市一番町14号1番地1	鉄筋コンクリート造3階建	609.63
建物	福谷公舎	小浜市福谷25号13番地2	鉄筋コンクリート造4階建	888.73
建物	福谷公舎車庫	小浜市福谷25号13番地2	鉄筋コンクリート造平家建	17.60

## 福井県立大学学則（案）

平成19年4月1日  
公立大学法人福井県立大学規程第59号

## 目 次

第1章 総則（第1条－第10条）
第2章 学年、学期および休業日（第11条－第13条）
第3章 学部
第1節 修業年限等（第14条－第16条）
第2節 入学（第17条－第25条）
第3節 授業科目、履修方法等（第26条－第32条）
第4節 休学、転学、退学等（第33条－第39条）
第5節 卒業、学位等（第40条－第46条）
第4章 大学院
第1節 標準修業年限等（第48条－第50条）
第2節 入学（第51条－第56条）
第3節 授業科目、履修方法等（第57条－第62条）
第4節 休学、転学、退学等（第63条）
第5節 修了、学位等（第64条－第67条）
第5章 賞罰（第68条・第69条）
第6章 研究生、特別研究学生、科目等履修生、聴講生等（第70条－第76条）
第7章 授業料等（第77条）
第8章 雑則（第78条）
附則

## 第1章 総則

（目的および使命）

**第1条** 福井県立大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（昭和22年法律第25号）および学校教育法（昭和22年法律第26号）の精神にのっとり、時代の進展に即応して学術文化の高度化を推進し、および自主的な真理探求の精神と広い視野を有し、かつ、豊かな創造力と高度の知識・技術に基づく実践力に富む人材を養成するとともに、学術情報を地域社会へ開放することにより、福井県はもとより我が国の産業と文化の発展に寄与することを目的とし、もって人類の永続的福祉の向上に貢献することを使命とする。

（学部および定員）

**第2条** 本学に経済学部、生物資源学部、海洋生物資源学部、看護福祉学部および恐竜学部を置く。  
2 各学部に置く学科ならびにその入学定員、編入学定員および収容定員は、次の表のとおりとする。

学部	学科	入学定員 (第3年次編入学定員)	収容定員
経済学部	経済学科	100人	400人
	経営学科	100人	400人
生物資源学部	生物資源学科	45人	180人
	創造農学科	25人 (5人)	110人
海洋生物資源学部	海洋生物資源学科	50人	200人
	先端増養殖科学科	30人	120人
看護福祉学部	看護学科	50人	200人

	社会福祉学科	30人	120人
恐竜学部	恐竜・地質学科	30人	120人

3 各学部の人材の育成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別表第1のとおりとする。  
(学術教養センター)

**第3条** 本学の教養教育および学術研究を行うための組織として、学術教養センターを置く。

2 学術教養センターの教育研究上の目的は、別表第2のとおりとする。  
(情報センター)

**第3条の2** 本学の情報分野の教育研究ならびに情報システムの企画および運用を行うための組織として、情報センターを置く。

2 情報センターの教育研究上の目的は、別表第2のとおりとする。  
(大学院)

**第4条** 本学に大学院を置く。

(大学院の課程、研究科、専攻および定員)

**第5条** 本学の大学院（以下「本大学院」という。）に修士課程および博士課程を置く。

2 博士課程は、博士前期課程および博士後期課程とする。この場合において、博士前期課程は、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第3条第1項の修士課程として取り扱う。

3 本大学院に経済・経営学研究科、生物資源学研究科、看護福祉学研究科および健康生活科学研究科を置く。

4 各研究科に置く専攻および課程ならびに各課程の入学定員および収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科	専攻	博士前期課程 (修士課程)		博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
経済・経営学研究科	地域・国際経済政策専攻	12人	24人		
	経営学専攻	12人	24人		
	経済研究専攻			4人	12人
生物資源学研究科	生物資源学専攻	12人	24人	4人	12人
	海洋生物資源学専攻	12人	24人	4人	12人
看護福祉学研究科	看護学専攻	10人	20人		
	社会福祉学専攻	6人	12人		
健康生活科学研究科	健康生活科学専攻			3人	9人

5 各研究科の人材の育成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別表第3のとおりとする。  
(地域経済研究所)

**第6条** 本学に地域経済研究所を置く。

(図書館)

**第7条** 本学に図書館を置く。

(キャリアセンター)

**第8条** 本学にキャリアセンターを置く。

(学部附属施設)

**第9条** 生物資源学部に附属施設として生物資源開発研究センターを置く。

2 海洋生物資源学部に附属施設として海洋生物資源臨海研究センターを置く。

3 恐竜学部に附属施設として恐竜学研究所を置く。

(その他の組織および施設)

**第10条** この章に定めるもののほか、本学に置く組織および施設については、別に定めるところによる。

## 第2章 学年、学期および休業日

(学年等)

**第11条** 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

(学期)

**第12条** 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

**第13条** 休業日(授業を行わない日をいう。)は、次のとおりとする。ただし、特に必要がある場合は、学長は、これを変更し、または臨時に休業日を定めることができる。

(1) 日曜日および土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日

(3) 春季休業 学長が別に定める期間

(4) 夏季休業 学長が別に定める期間

(5) 冬季休業 学長が別に定める期間

## 第3章 学部

### 第1節 修業年限等

(修業年限)

**第14条** 学部の修業年限は、4年とする。

(長期にわたる教育課程の履修)

**第14条の2** 学長は、学部の学生(社会人特別選抜による入学許可者に限る。)が、職業を有している等の事情により、前条の修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを申し出たときは、別に定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

(修業年限の通算)

**第15条** 第71条の科目等履修生(大学の学生以外の者に限る。)として一定の単位を修得した者が本学に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認めるときは、第31条の規定により卒業の要件となる単位として認めることができる当該単位数、その修得に要した期間その他必要と認める事項を勘案して学長が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は2年を超えてはならない。

(在学年限)

**第16条** 学生は、8年を超えて在学することができない。ただし、第22条から第24条までの規定により入学した学生(以下この章において「編入学者等」という。)または第36条第1項の規定により転学部もしくは転学科した学生(以下この章において「転学部者等」という。)は、それぞれ第25条または第36条第2項の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

### 第2節 入学

(入学の時期)

**第17条** 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、次条第3号から第5号までに該当する者(同条第5号に該当する者については、国際バカロレア資格、アビトゥア資格またはバカロレア資格を有する者で、満18歳に達したものに限る。)および編入学者等については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

**第18条** 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校または中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣が指定する専修学校の高等課程を文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの  
（入学志願手続）

**第19条** 入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、指定の期日までに入学願書に別に定める書類を添えて学長に提出するとともに、入学検定料を納付しなければならない。  
（入学者の選考）

**第20条** 入学志願者に対しては、別に定めるところにより、選考を行う。  
（入学手続および入学の許可）

**第21条** 前条の選考に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに別に定める書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

2 前項に規定する入学手続を完了した者（入学料の免除または徴収猶予を申請し、受理された者を含む。）については、教授会の意見を聴いて、学長が入学を許可する。

（編入学）

**第22条** 次の各号のいずれかに該当する者で、生物資源学部創造農学科の第3年次への編入学を志願するものについては、別に定めるところにより選考を行い、教授会の意見を聴いて、学長が入学を許可することができる。

- (1) 大学を卒業したものまたは独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
  - (2) 他の大学に2年以上在学し、62単位以上修得した者
  - (3) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所または国立養護教員養成所を卒業した者
  - (4) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であり、かつ、課程の修了に必要な総授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であるものに限る。）を修了した者（第18条各号のいずれかに該当する者に限る。）
  - (5) 外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者
  - (6) 外国の短期大学を卒業した者、または外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって文部科学大臣が指定するものの当該課程を我が国において修了した者
  - (7) 高等学校の専攻科、中等教育学校の後期課程の専攻科または特別支援学校の高等部の専攻科（修業年限が2年以上であり、かつ、課程の修了に必要な総単位数その他の事項が文部科学大臣が別に定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第18条各号のいずれかに該当する者に限る。）
- 2 次の各号のいずれかに該当する者で生物資源学部、海洋生物資源学部または恐竜学部の第2年次への編入学を志願するものがあるときは、別に定めるところにより選考を行い、教授会の意見を聴いて、学長が入学を許可することができる。
- (1) 大学を卒業したものまたは独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
  - (2) 他の大学に1年以上在学し、31単位以上修得した者
  - (3) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所または国立養護教員養成所を卒業した者

(4) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であり、かつ、課程の修了に必要な総授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であるものに限る。）を修了した者（第18条各号のいずれかに該当する者に限る。）

(5) 外国において、学校教育における13年以上の課程を修了した者

(6) 外国の短期大学を卒業した者、または外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって文部科学大臣が指定するものの当該課程を我が国において修了した者

(7) 高等学校の専攻科、中等教育学校の後期課程の専攻科または特別支援学校の高等部の専攻科（修業年限が2年以上であり、かつ、課程の修了に必要な総単位数その他の事項が文部科学大臣が別に定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第18条各号のいずれかに該当する者に限る。）

3 経済学部編入を志願するものがあるときには、欠員がある場合に限り、選考を行い、教授会の意見を聴いて、学長が入学を許可することができる。

（再入学）

**第23条** 第38条の規定により退学を許可された者で本学への再入学を志願するものがあるときは、欠員の状況等により、選考を行い、教授会の意見を聴いて、学長が入学を許可することができる。

（転入学）

**第24条** 他の大学または短期大学に在学している者で本学への転入学を志願するものがあるときは、欠員の状況等により、選考を行い、教授会の意見を聴いて、学長が入学を許可することができる。

（編入学等の場合の取扱い）

**第25条** 前3条の規定により入学を許可された者が既に履修した授業科目および単位数の取扱いならびに在学すべき年数については、教授会の意見を聴いて、学長が決定する。

### 第3節 授業科目、履修方法等

（授業科目）

**第26条** 授業科目は、その内容により、一般教育科目、専門教育科目、キャリア教育科目および教職に関する科目に区分する。

2 授業科目の種類、配当年次、単位数、履修方法等は、別に定める。

（教育方法の特例）

**第26条の2** 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることがある。

（単位の計算方法）

**第27条** 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第26条の2第1項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、15時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位として計算するものとする。

（単位の授与）

**第28条** 授業科目を履修し、試験その他の方法により修了を認定された学生には、所定の単位を与える。

（成績の評価）

**第29条** 試験の成績は、優、良、可および不可をもって表し、優、良および可を合格とし、不可を不合格とする。

（他の学科の授業科目の履修）

**第29条の2** 教育上有益と認めるときは、学生に、第26条の授業科目のうち、他の学科の専門教

育科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、教授会の意見を聴いて、学部長が、60単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位として認めることができる。  
(大学院授業科目の履修)

**第29条の3** 学生が、本学大学院に進学を志望し、教育上有益と認めるときは、学生が進学を志望する研究科の長の許可を得て、当該研究科の授業科目（大学院の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。）を履修することができる。

- 2 前項の本学大学院の授業科目を履修することに関し必要な事項は、別に定める。  
(他の大学または短期大学における授業科目の履修等)

**第30条** 教育上有益と認めるときは、他の大学または短期大学との協議に基づき、学生に当該他大学または短期大学の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、教授会の意見を聴いて、学部長等（学部長、学術教養センター長および情報センター長をいう。以下同じ。）が、60単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位として認めることができる。
- 3 前2項の規定は、学生が第37条第1項の許可を受けて留学した場合に準用する。  
(大学以外の教育施設等における学修)

**第30条の2** 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学または高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により与えることができる単位は、教授会の意見を聴いて、学部長等が、60単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位として認めることができる。  
(他の学科および他の大学等で修得した単位の認定)

**第30条の3** 第29条の2第2項、第30条第2項および第3項ならびに前条第2項の規定により本学において卒業の要件となる単位として認めることができる単位数は、合わせて60単位を超えないものとする。

(科目等履修生として修得した単位の認定)

**第31条** 本学に入学する以前に第71条の科目等履修生として履修した授業科目について修得した単位は、教授会の意見を聴いて、学部長等が、卒業の要件となる単位として認めることができる。

(入学前の既履修単位の認定)

**第32条** 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として履修した授業科目について修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、教授会の意見を聴いて、学部長等が、卒業の要件となる単位として認めることができる。

- 2 前項の規定により卒業の要件となる単位として認めることができる単位数は、編入学、再入学および転入学の場合を除き、第29条の2第2項、第30条第2項および第3項、第30条の2第2項ならびに前条の規定により本学において卒業の要件となる単位として認めたものと合わせて60単位を超えないものとする。
- 3 第1項の規定は、教職に関する科目等に係る入学前の既修得単位の認定について準用し、これを卒業の要件とされない単位として認めることができる。

#### 第4節 休学、転学、退学等

(休学)

**第33条** 疾病その他やむを得ない事由により引き続き2月以上修学することができない学生があるときは、本人の願い出により、教授会の意見を聴いて、学長が休学を許可することができる。

- 2 疾病のため修学することが適当でない認められる学生については、教授会の意見を聴いて、学長が休学を命ずることができる。  
(休学期間)

**第34条** 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、休学期間を延長するこ

とができる。

- 2 休学期間の延長は、1回につき、1年を限度とする。
- 3 休学期間は、通算して4年を超えることができない。
- 4 休学期間は、第16条に規定する在学年限および第40条に規定する在学期間に算入しない。
- 5 休学期間が満了するときまたは休学期間中に休学の事由が消滅したときは、本人の願い出により、教授会の意見を聴いて、学長が復学を許可することができる。

(転学)

**第35条** 他の大学または短期大学への入学を志願する学生があるときは、本人の願い出により、教授会の意見を聴いて、学長が転学を許可することができる。

(転学部および転学科)

**第36条** 他の学部への転学部または同一学部の他の学科への転学科を志願する学生があるときは、別に定めるところにより選考を行い、当該関係学部の教授会の意見を聴いて、学長がこれを許可することができる。

- 2 前項の規定により転学部または転学科を許可された学生の既に履修した授業科目および単位数の取扱いならびに在学すべき年数については、教授会の意見を聴いて、学長が決定する。

(留学)

**第37条** 外国の大学または短期大学で学修することを志願する学生があるときは、本人の願い出により、教授会の意見を聴いて、学長が留学を許可することができる。

- 2 前項の許可を受けて留学した期間は、第16条に規定する在学年限および第40条に規定する在学期間に算入することができる。

(退学)

**第38条** 疾病その他やむを得ない事由により退学しようとする学生があるときは、本人の願い出により、教授会の意見を聴いて、学長が退学を許可することができる。

(除籍)

**第39条** 学長は、次の各号のいずれかに該当する学生を、教授会の意見を聴いて、除籍するものとする。

- (1) 第16条に規定する在学年限に達した者
- (2) 休学期間が通算して4年に達しても復学することができない者
- (3) 授業料の支払を怠り、督促しても支払をしない者
- (4) 死亡した者または長期間にわたり行方不明の者

#### 第5節 卒業、学位等

(卒業)

**第40条** 本学に原則として4年(編入学者等または転学部者等にあつては、それぞれ第25条または第36条第2項の規定により定められた在学すべき年数)以上在学し、別に定める授業科目(キャリア教育科目および教職に関する科目を除く。)を履修し、経済学部にあつては134単位以上、生物資源学部生物資源学科にあつては130単位以上、生物資源学部創造農学科にあつては124単位以上、海洋生物資源学部海洋生物資源学科にあつては124単位以上、海洋生物資源学部先端増養殖科学科にあつては130単位以上、看護福祉学部看護学科にあつては130単位以上、看護福祉学部社会福祉学科にあつては136単位以上、恐竜学部にあつては124単位以上を修得した学生については、教授会の意見を聴いて、学長が卒業を認定する。

(オナーズプログラム)

**第41条** 学生の学習意欲を高め、より深い専門的知識を有する人材を養成するため、オナーズプログラムを設ける。

- 2 学長は、前条の規定により卒業を認定した学生のうち、別に定めるオナーズプログラムを履修し、かつ、成績が優秀と認められる者に対して、オナーズプログラム履修証書を授与する。
- 3 オナーズプログラムに関し必要な事項は、別に定める。

**第42条** 削除

(卒業の時期)

**第43条** 卒業の時期は、学年または学期の終わりとする。

(学位記および学位)

**第44条** 卒業した者には、学位記および学士の学位を授与する。

2 前項の学位を授与するに当たっては、次の区分に従い、専攻分野の名称を付記する。

経済学部	経済学科	経済学
	経営学科	経営学
生物資源学部	生物資源学科	生物資源学
	創造農学科	生物資源学
海洋生物資源学部	海洋生物資源学科	海洋生物資源学
	先端増養殖科学科	海洋生物資源学
看護福祉学部	看護学科	看護学
	社会福祉学科	社会福祉学
恐竜学部	恐竜・地質学科	理学

3 学位記および学位に関し必要な事項は、別に定める。

(教育職員免許)

**第45条** 教育職員の免許状を受ける資格（次項において「資格」という。）を取得しようとする学生は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）および教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所定の単位を修得しなければならない。

2 本学において資格を取得できる免許状の種類および免許教科は、次の表のとおりとする。

学部	学科	免許状の種類	免許教科
経済学部	経済学科	高等学校教諭一種免許状	公民・商業
	経営学科	高等学校教諭一種免許状	公民・商業
生物資源学部	生物資源学科	高等学校教諭一種免許状	理科
	創造農学科	高等学校教諭一種免許状	農業
海洋生物資源学部	海洋生物資源学科	高等学校教諭一種免許状	理科・水産
	先端増養殖科学科	高等学校教諭一種免許状	理科・水産
看護福祉学部	看護学科	養護教諭一種免許状	
	社会福祉学科	高等学校教諭一種免許状	福祉
恐竜学部	恐竜・地質学科	高等学校教諭一種免許状	理科

(国家試験受験資格)

**第46条** 看護福祉学部において法令等に定める所定の授業科目を履修した者は、次の表の左欄に掲げる学科の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる資格を取得することができる。

看護学科	看護師および保健師の国家試験受験資格（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号））
社会福祉学科	社会福祉士国家試験受験資格（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号））
	精神保健福祉士国家試験受験資格（精神保健福祉士法（平成9年法律第131号））

(学芸員資格)

**第47条** 学芸員の資格を取得しようとする学生は、博物館法（昭和26年法律第285号）および博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）に定める所定の単位を修得しなければならない。

## 第4章 大学院

### 第1節 標準修業年限等

(標準修業年限)

**第48条** 修士課程または博士前期課程の標準修業年限は、2年とする。

2 博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

(長期にわたる教育課程の履修)

**第49条** 学長は、修士課程、博士前期課程または博士後期課程の学生が、職業を有している等の事情により、前条の標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを申し出たときは、別に定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

(在学年限)

**第50条** 修士課程または博士前期課程の学生は、4年を超えて在学することができない。ただし、第55条第1項もしくは第56条において準用する第23条の規定により入学した学生（以下この章において「編入学者等」という。）または第63条において準用する第36条第1項の規定により転専攻した学生（以下この章において「転専攻者」という。）は、それぞれ第55条第2項および第56条において準用する第25条または第63条において準用する第36条第2項の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

2 博士後期課程の学生は、6年を超えて在学することができない。

3 第1項ただし書きの規定は、前項の場合に準用する。

## 第2節 入学

(入学の時期)

**第51条** 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、次条第1項第2号から第5号までまたは同条第2項第2号もしくは第3号に該当する者および編入学者等については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

**第52条** 修士課程または博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法第83条の大学（以下この項において「大学」という。）を卒業した者
- (2) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣が指定する専修学校の専門課程を文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (7) 大学に3年以上在学した者のうち、本学が優れた成績をもって所定の単位を修得したと認めたもの
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの
- (9) その他本学が、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法第104条第1項の規定により修士の学位又は専門職学位を授与された者
- (2) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 本学において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの
- (6) その他本学が、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

(入学手続等)

**第53条** 第19条から第21条までの規定は、本大学院の入学手続等に準用する。

(進学)

**第54条** 進学(本大学院において博士前期課程を修了し、引き続き博士後期課程に進むことをいう。以下同じ。)の時期は、学年の始めとする。

2 進学を志願する者(以下「進学志願者」という。)は、指定の期日までに、進学願書に別に定める書類を添えて学長に提出しなければならない。

3 進学志願者に対しては、別に定めるところにより、選考を行う。

4 前項の選考に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに別に定める書類を提出しなければならない。

5 前項に規定する進学手続を完了した者については、学長が進学を許可する。

(編入学等)

**第55条** 他の大学院を修了し、もしくは退学した者または他の大学院に在学している者で本大学院への入学を志願するものがあるときは、欠員の状況等により、選考を行い、教授会の意見を聴いて、学長が入学を許可することができる。

2 第25条の規定は、本大学院における編入学等に準用する。

(再入学)

**第56条** 第23条および第25条の規定は、本大学院における再入学に準用する。

### 第3節 授業科目、履修方法等

(授業科目等)

**第57条** 授業科目の種類、配当年次、単位数、履修方法等は、別に定める。

(教育方法の特例)

**第57条の2** 大学院の課程において、教育上特別の必要があると認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業または研究指導を行う等の適当な方法により、教育を行う。

(単位の計算方法、単位の授与および成績の評価)

**第58条** 第27条から第29条までの規定は、大学院の単位の計算方法等に準用する。

(他の大学の大学院における授業科目の履修等)

**第59条** 教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院との協議に基づき、学生に当該他大学の大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、教授会の意見を聴いて、研究科長が、10単位を超えない範囲で修了の要件となる単位として認めることができる。

3 前2項の規定は、第63条において準用する第37条の規定により、学生が外国の大学の大学院等に留学する場合に準用する。

(科目等履修生として修得した単位の認定)

**第60条** 本大学院に入学する以前に第72条の科目等履修生として履修した授業科目について修得した単位は、教授会の意見を聴いて、研究科長が、修了の要件となる単位として認めることができる。

(入学前の既履修単位の認定)

**第61条** 教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として履修した授業科目について修得した単位を除く。)を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなし、教授会の意見を聴いて、研究科長が、修了の要件となる単位として認めることができる。

2 前項の規定により修了の要件となる単位として認めることができる単位数は、第59条第2項および第3項ならびに前条の規定により本大学院において修了の要件となる単位として認めたものと合わせて10単位を超えないものとする。

(他の大学の大学院等における研究指導)

**第62条** 学長は、教育研究上有益と認めるときは、他の大学の大学院または研究所等とあらかじめ協議のうえ、学生が他の大学の大学院または研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、研究指導を受ける期間は、修士課程または博士前期課程の学生にあつ

ては、1年を超えないものとする。

#### 第4節 休学、転学、退学等

**第63条** 第33条から第39条までの規定は、本大学院における休学等に準用する。この場合において、第34条第3項および第39条第2号中「通算して4年」とあるのは、「修士課程および博士前期課程にあっては通算して2年を、博士後期課程にあっては通算して3年」と、第36条第1項中「転学部または同一学部の他の学科への転学科」とあるのは、「同一課程において同一研究科の他の専攻への転専攻」と、第36条第2項中「転学部または転学科」とあるのは、「転専攻」と、第37条第1項中「大学または短期大学」とあるのは、「大学の大学院またはこれに相当する教育機関」と、第37条第2項中「第16条に規定する在学年限および第40条に規定する在学期間」とあるのは、「第50条に規定する在学年限および第64条に規定する在学期間」と、第39条中「第16条」とあるのは「第50条」と読み替えるものとする。

#### 第5節 修了、学位等

(修士課程および博士前期課程の修了要件)

**第64条** 修士課程または博士前期課程に2年(編入学者等または転専攻者にあつては、それぞれ第55条第2項および第56条において準用する第25条または第63条において準用する第36条第2項の規定により定められた在学すべき年数)以上在学し、当該期間中に30単位以上(経済・経営学研究科において次項の規定によりプロジェクト研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代える場合にあつては、34単位以上)を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査および試験に合格した者には、学長が修了を認定する。ただし、優れた研究業績をあげた学生の修士課程または博士前期課程の修了に係る在学期間については、1年をもって足りるものとする。

2 第1項の場合において、修士課程または博士前期課程の目的に照らし適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

3 修士論文の審査および試験については、別に定める。

(博士後期課程の修了要件)

**第65条** 博士後期課程に3年(編入学者等または転専攻者にあつては、それぞれ第55条第2項および第56条において準用する第25条または第63条において準用する第36条第2項の規定により定められた在学すべき年数)以上在学し、当該期間中に4単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査および試験に合格した者は、博士後期課程を修了したものとす。ただし、優れた研究業績をあげた学生の博士後期課程の修了に係る本大学院における在学期間は、3年(博士前期課程に2年以上在学し、これを修了した者についてはその課程における2年の在学期間(前条第1項ただし書の規定によりこれらの課程を2年未満で修了した者については、その在学期間)を含む。)をもって足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第52条第2項第2号から第6号までの規定に該当する入学資格により入学した学生のうち優れた研究業績をあげた者の博士後期課程の修了に係る在学期間は、1年をもって足りるものとする。

3 博士論文の審査および試験については、別に定める。

(学位)

**第66条** 修士課程または博士前期課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

2 博士後期課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

3 前2項の学位を授与するに当たっては、次の区分に従い、専攻分野の名称を付記する。

経済・経営学研究科	地域・国際経済政策専攻	経済学
	経営学専攻	経営学
	経済研究専攻	経済学
生物資源学研究科	生物資源学	
看護福祉学研究科	看護学専攻	看護学
	社会福祉学専攻	社会福祉学

4 学位に関し必要な事項は、別に定める。

(教育職員免許)

**第67条** 教育職員の免許状を受ける資格（次項において「資格」という。）を取得しようとする学生は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）および教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所定の単位を修得しなければならない。

2 本大学院において資格を取得できる免許状の種類および免許教科は、次の表のとおりとする。

研究科	専攻	免許状の種類	免許教科
経済・経営学研究科	地域・国際経済政策専攻	高等学校教諭専修免許状	公民
	経営学専攻	高等学校教諭専修免許状	商業
生物資源学研究科	生物資源学専攻	高等学校教諭専修免許状	理科
	海洋生物資源学専攻	高等学校教諭専修免許状	理科
看護福祉学研究科	看護学専攻	養護教諭専修免許状	
	社会福祉学専攻	高等学校教諭専修免許状	公民

## 第5章 賞罰

(表彰)

**第68条** 学長は、他の模範となる学生を、表彰することができる。

(懲戒)

**第69条** 学長は、本学の諸規程に違反し、または学生としての本分に反する行為をした学生を、教授会の意見を聴いて、懲戒することができる。

2 懲戒の種類は、訓告、停学および退学とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席が常でない者

(4) 本学の秩序を乱した者、その他学生としての本分に著しく反した者

4 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

## 第6章 研究生、特別研究学生、科目等履修生、聴講生等

(研究生)

**第70条** 学長は、本学において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、教育および研究に支障のない範囲において、選考を行い、教授会の意見を聴いて、研究生として入学を許可することができる。

(特別研究学生)

**第71条** 学長は、本大学院において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、教育および研究に支障のない範囲において、選考を行い、教授会の意見を聴いて、特別研究学生として入学を許可することができる。

(研究指導学生)

**第71条の2** 学長は、他の大学の大学院に在学している者で、本大学院において研究指導を受けることを志願するものがあるときは、当該大学院との協議に基づき、教授会の意見を聴いて、研究指導学生として入学を許可することができる。

(科目等履修生)

**第72条** 学長は、本学において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、教育に支障のない範囲において、選考を行い、教授会の意見を聴いて、科目等履修生として入学を許可す

ることができる。

(聴講生)

**第73条** 学長は、本学において特定の授業科目を聴講することを希望する者がいるときは、教育に支障のない範囲において、聴講を認めることができる。

(特別聴講学生)

**第74条** 学長は、他の大学、短期大学または高等専門学校（本学と単位互換協定または学術交流協定を締結しているものに限る。）に在学している者で本学において特定の授業科目を履修することを志願するものがあるときは、教授会の意見を聴いて、当該他大学、短期大学または高等専門学校との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

(外国人留学生)

**第75条** 学長は、外国人で本学に留学することを志願する者がいるときは、選考を行い、教授会の意見を聴いて、外国人留学生として入学を許可することができる。

**第75条の2** 第39条の規定（同条第1号および第2号を除く。）は、この章に規定する研究生、特別研究学生、科目等履修生、特別聴講学生および外国人留学生に準用する。

2 前項の場合において、第39条第3号中「授業料」とあるのは、研究生および特別研究学生にあつては「研究料」と、科目等履修生にあつては「科目等履修料」と読み替えるものとする。

(研究生等に関する委任)

**第76条** 研究生、特別研究学生、研究指導学生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生および外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

## 第7章 授業料等

**第77条** 本学の授業料、入学料、入学検定料、研究料、科目等履修料、聴講料等の額および徴収の方法は、別に定めるところによる。

## 第8章 雑則

**第78条** この学則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成19年度において経済・経営学研究科に置く専攻およびその収容人員は、第5条第4項の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

研究科	専攻	修士課程		博士前期課程		博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
経済・経営 学研究科	地域・国際経済政策専攻			12人	24人		
	経営学専攻			12人	24人		
	地域経済経営政策専攻				24人		
	国際経済経営専攻				24人		
	経済研究専攻					4人	12人

3 この学則の施行前に廃止前の福井県立大学学則（平成4年福井県立大学規程第1号。以下「旧学則」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、別に定めのない限り、この学則およびこの学則の委任を受けて制定された規程の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

- 4 この学則の施行前に旧学則第57条の規定により入学を許可された聴講生であってこの学則の施行の日において本学に在学するものについては、第72条の規定による聴講生とみなして、この学則を適用する。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第45条第2項の規定は、平成20年度以降に入学する者に係る教育職員免許状の種類および免許教科（以下、「教育職員免許状の種類等」という。）について適用し、平成19年度以前に入学した者に係る教育職員免許状の種類等については、なお従前の例による。

**附 則**

この学則は、平成21年3月25日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 生物資源学部海洋生物資源学科は、改正後の学則第2条第2項の規定にかかわらず、平成21年3月31日に当該学科に在学する者がなお引き続き在学する間、存続するものとし、当該学科を卒業した者の学位および取得できる資格等はなお従前の例による。
- 3 平成21年度から平成23年度までの間における生物資源学部および海洋生物資源学部に置く学科およびその収容定員は、第2条第2項の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

学部	学科	平成21年度の収容定員	平成22年度の収容定員	平成23年度の収容定員
生物資源学部	生物資源学科	165人	170人	175人
	海洋生物資源学科	120人	80人	40人
海洋生物資源学部	海洋生物資源学科	50人	100人	150人

- 4 改正後の第40条の規定は、平成21年度以降に入学する者について適用し、平成20年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

**附 則**

この学則は、平成21年8月1日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第40条の学則は、平成22年度以降に入学するものについて適用し、平成21年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

**附 則**

この学則は、平成22年7月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成23年3月1日から施行する。

**附 則**

(施行期日等)

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。

(福井県立大学副専攻規程の廃止)

- 2 福井県立大学副専攻規程（平成19年公立大学法人福井県立大学規程第65号）は、廃止する。  
(経過措置)

3 改正後の第40条の規定は、平成23年度以降に入学するものについて適用し、平成22年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

**附 則**

(施行期日)

1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第40条の規定は、平成24年度以降に入学するものについて適用し、平成23年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

**附 則**

(施行期日)

1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**

1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**

1 この学則は、平成28年4月1日から施行する（第13条関係）。

**附 則**

1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則**

1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則**

1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第45条の規定は、平成31年度以降に入学するものについて適用し、平成30年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

**附 則**

(施行期日)

1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 生物資源学部創造農学科の収容定員は、第2条第2項の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

学部	学科	令和2年度の収容定員	令和3年度の収容定員	令和4年度の収容定員
生物資源学部	創造農学科	25人	50人	80人

3 改正後の第45条の規定は、令和2年度以降に入学するものについて適用し、平成31年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

**附 則**

(施行期日)

1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第21条の規定は、令和2年度以降に入学するものについて適用する。

**附 則**

(施行期日)

1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第27条の規定は、令和3年度以降に入学するものについて適用し、令和2年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 海洋生物資源学部先端増養殖科学科の収容定員は、第2条第2項の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

学部	学科	令和4年度の収容定員	令和5年度の収容定員	令和6年度の収容定員
海洋生物資源学部	先端増養殖科学科	30人	60人	90人

- 3 改正後の第45条の規定は、令和4年度以降に入学するものについて適用し、令和3年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第40条の規定は、令和4年度以降に入学するものについて適用し、令和3年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第5条の規定は、令和5年度以降に入学するものについて適用し、令和4年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

**附 則**

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、令和5年7月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、令和6年2月1日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 恐竜学部恐竜・地質学科の収容定員は、第2条第2項の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

学部	学科	令和7年度の収容定員	令和8年度の収容定員	令和9年度の収容定員
恐竜学部	恐竜・地質学科	30人	60人	90人

- 3 改正後の第45条および第47条の規定は、令和7年度以降に入学するものについて適用し、令和6年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

学 部	教育研究上の目的
経済学部	経済学部は、多様化し変動著しい現代の経済社会やそこにおける企業経営の在り方および法則、地域経済・企業や各国経済の特質等を明らかにし、あるべき経済政策および経営を追求する研究を推し進めるとともに、その成果にもとづき、経済・経営に関する専門的な知識を有し、情報活用能力・論理的判断力・国際的感覚等を持った人材を養成すること、さらに研究成果そのものを地域社会のみならず広く社会へ開放することを目的とする。
生物資源学部	生物資源学部は、生物資源にかかわる諸領域での教育・研究活動を通じて、時代の進展に即応した学術文化の高度化の推進、自主的な真理探究の精神と広い視野および豊かな創造力を有し専門的な知識と技術を備えた実践力ある人材の育成ならびに地域社会への学術情報開放の推進を目的とする。これにより、地域社会、日本、世界の産業と文化の発展に寄与し、もって人類の将来にわたる福祉の向上に貢献する。
海洋生物資源学部	海洋生物資源学部は、海洋生物資源にかかわる諸領域での教育・研究活動を通じて、時代の進展に即応した学術文化の高度化の推進、自主的な真理探究の精神と広い視野および豊かな創造力を有し専門的な知識と技術を備えた実践力ある人材の育成ならびに地域社会への学術情報開放の推進を目的とする。これにより、地域社会、日本および環日本海地域はもとより、世界の産業と文化の発展に寄与し、もって人類の将来にわたる福祉の向上に貢献する。
看護福祉学部	看護福祉学部は、人権尊重と擁護を根幹とするヒューマンケアの理念に基づき、専門的知識・技術の開発にかかわる研究を推進する。さらに、社会情勢の変化に伴う課題への実践的な取り組みを通して、人々の健康的な生活の創造に寄与する。教育においては、個性豊かで創造的な人間性を育むとともに、看護および社会福祉の専門的知識と技術ならびに倫理観に裏付けられた実践力を持って、人々の健康と福祉の向上に貢献できる人材を育成する。さらに社会およびその時々の個人・家族のニーズに応じた高度なサービスを普遍的に提供するために、専門職として自己研鑽を積むことができる人材を養成する。
恐竜学部	恐竜学部は、福井県で蓄積された恐竜研究をさらに発展させ、地質学を含めた地球科学分野の教育・研究活動を通じ、現代社会の地球科学諸問題に対応するため、幅広い教養と地球科学に関する知識・技術を持ち、多様な局面において協働的および自主的に課題を探求・解決できる人材を育成するとともに、学術情報を地域社会へ積極的に開放することを目的とする。

別表第2（第3条、第3条の2関係）

組 織	教育研究上の目的
学術教養センター	学術教養センターは、今日学問が置かれている細分化・多様化・学際化の傾向の中で、所属する多様な教員がそれぞれの専門分野における先端的な学術研究を行うことにより、本学における学術研究の幅を広げるとともに、学問間の相互の連関、総合的、学際的研究の推進を涵養する役割を担う。また、これをもとに多彩な講義科目を開講することを目指すとともに、教育においては、オムニバス講義なども開講し、総合的、学際的視点も含む多様な授業科目による創造的理解力と幅広い知識の修得を目指す。併せて、初年次から上級生に至る少人数による教養教育によって、主体的かつ調和のとれた人格形成を促進することを目的とする。
情報センター	情報センターは、全学生を対象として、多様な専門分野の基盤となる情報の基礎知識や

	基本的技能を習得すること、ならびに、社会や地域における課題発見・解決のためにデータサイエンスを活用できる実践的な能力を涵養することを目的とする。
--	--

別表第3（第5条関係）

研究科	教育研究上の目的
経済・経営学研究科	経済・経営学研究科は、学部卒業生はもとより広く社会人を受け入れ、普遍的な学術成果への理解に基づきつつ、変化する経済社会やそこにおける企業経営に対応できる専門的能力の育成、すなわち、経済政策への判断力や政策形成能力および研究遂行能力、企業経営・管理に求められる専門職能への理解をもって経営の理論と実践を融合する能力、そして理論と政策とを一体化した学術研究を推進し大学等研究機関において活動する自立した研究遂行能力の育成を目的とする。
生物資源学研究科	生物資源学研究科は、陸圏および水圏の生物資源にかかわる諸領域での教育・研究活動を通じて、生物資源に関する基礎および応用研究、自主的な真理探究の精神と広い視野および豊かな創造力を有し高度な専門的知識と技術を備えた実践力ある人材の育成ならびに地域社会への学術情報開放の推進を目的とする。これにより、地域社会、日本および環日本海地域はもとより、世界の科学・産業・文化の発展に寄与し、もって人類の将来にわたる福祉の向上に貢献する。
看護福祉学研究科	看護福祉学研究科は、看護学専攻と社会福祉学専攻からなり、保健・医療・看護学から社会福祉学までの幅広い領域を扱う。看護学と社会福祉学の両分野が、それぞれに高い専門教育・研究を目指しながら密接に連携し、地域における保健・医療・福祉活動に貢献できる学際的研究を推進する。そして、高い教養、見識と倫理観に裏付けられた専門知識・技術・研究能力を身につけ、高度な実践活動や豊かな創造力を基盤にした研究を指導する。さらに、後進に教育・指導ができる看護・社会福祉分野のリーダーとなる人材を育成する。
健康生活科学研究科	<p>社会の多様化、人口減少、超少子高齢化において、人々は様々な健康上の課題や生活上の課題に直面し、個人・世帯レベルから家族・自治体、国・都道府県レベルまでの対策が求められている。本研究科では看護学（保健・医療）と社会福祉学が融合し、健康から生活までの課題に対して領域横断的に「健康生活科学」研究を行う。本研究科の目的は、「ウェル・ビーイング（健康と幸福）に向けた共生社会」をめざすことにある。</p> <p>これにより、次の人材を養成する。</p> <p>ア. 健康から生活までの多様な課題を包括的に探究できる自律的・国際的な研究者の養成</p> <p>イ. 基盤となる専門的知識・技術を兼ね備えた大学教員や行政担当者の養成</p>

## 福井県立大学履修規程

平成19年4月1日  
公立大学法人福井県立大学規程第60号

(趣旨)

**第1条** この規程は、福井県立大学学則（平成19年公立大学法人福井県立大学規程第59号。以下「学則」という。）第26条第2項の規定に基づき、授業科目およびその履修方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業科目等)

**第2条** 授業科目の種類、配当年次、単位数等は、別表第1のとおりとする。

2 学則第27条の別に定める時間は、次のとおりとする。

(1) 講義 15時間

(2) 演習、実験、実習または実技 15時間から45時間までの範囲の時間

(教職課程)

**第3条** 教育職員の免許状を受ける資格を取得しようとする場合の教科及び教科の指導法に関する科目、養護に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目等、大学が独自に設定する科目に該当する授業科目および教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第66条の6に規定する科目に該当する授業科目は、別表第2のとおりとする。

(履修の届出)

**第4条** 学生は、履修しようとする授業科目を、每学期授業始めの日から2週間以内に、学部長に届け出なければならない。

2 届出後の授業科目は、変更し、または取り消すことはできない。ただし、やむを得ない事由がある場合には、学部長の承認を得て、每学期授業始めの日から3週間以内に限りこれを変更し、または取り消すことができる。

3 各学年で履修登録できる単位数の上限は、各学部で別に定めることができる。

(履修の禁止)

**第5条** 次に掲げる授業科目は、履修することができない。

(1) 届出をしていない授業科目

(2) 授業時間が重複する授業科目

(3) 既に単位を修得した授業科目

(他の学科の授業科目)

**第6条** 他の学科の授業科目の履修を特に希望する者は、第4条第1項の規定による届出をすることができる。ただし、他の学部の授業科目を履修しようとするときは、あらかじめ当該他の学部の学部長の承認を得なければならない。

(卒業論文)

**第7条** 卒業論文は、本学に3年以上在学し、次の各号の一に該当する学生についてのみ、第4条第1項の規定による届出をすることができる。

(1) 卒業の要件となる単位（卒業論文に係る単位を除く。）を修得している者

(2) 履修を届け出た学年終了後に、卒業の要件となる単位（卒業論文に係る単位を除く。）を修得できる見込みのある者

(授業科目修了の認定)

**第8条** 授業科目修了の認定は、筆記試験、実験、実習、論文、レポート等（以下「試験」という。）により行う。

(単位の授与)

**第9条** 前条の試験に合格した学生には、所定の単位を与える。ただし、出席時間数が当該授業科目の全時間数の3分の2に満たない学生には、原則として、単位を与えない。

2 福井県立大学学生生活規程（平成19年公立大学法人福井県立大学規程第72号）第13条第3項の規定により公欠とされた場合の授業時間は、前項ただし書の出席時間数とみなす。

3 第1項の規定にかかわらず、授業料を完納していない学生には、単位を与えない。

(入学前の既修得単位の認定等)

**第10条** 学則第31条の規定により本学に入学する前に科目等履修生として修得した単位の認定を受けようとする学生は、別に定める日までに科目等履修生修得単位認定願（様式第1号）を学部長等（学部長、学術教養センター長および情報センター長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

- 2 学則第32条第1項の規定により本学に入学する前に修得した単位の認定を受けようとする学生は、別に定める日までに既修得単位認定願(様式第2号)を学部長等に提出しなければならない。
- 3 前2項の場合における単位の認定は、教授会の意見を聴いて、学部長等が行う。
- 4 前項の規定により単位の認定を受けた学生には、所定の単位を与える。なお、学部長等は、単位認定の結果を既修得単位認定通知書(様式第3号)により当該学生に通知しなければならない。
- 5 前項の規程により通知を受けた学生は、認定を受けた科目について履修登録を行っていた場合は、速やかに履修登録取消願(様式第4号)により、履修登録の取消を行わなければならない。  
(試験に関する不正行為)

**第11条** 試験において、不正行為のあった者には、当該授業科目および教授会の意見を聴いて学部長等が定める授業科目についてその年度の単位を与えない。  
(再履修)

**第12条** 単位の修得が認められなかった授業科目は、再度届け出て、当該授業科目を履修することができる。  
(追試験)

**第13条** 病気その他やむを得ない事由により試験を受けることができなかった学生は、当該科目の担当教員に了解を得た上で、学部長の承認を得て、追試験を受けることができる。

- 2 前項の追試験は、追試験願(様式第5号)に、病気の場合にあっては医師の診断書、その他の場合にあっては理由書を添付して、当該試験終了後1週間以内に学部長に提出しなければならない。  
(再試験)

**第14条** 試験に不合格となった卒業年次にあたる学生(生物資源学部の学生、海洋生物資源学部の学生および令和3年度以降入学の看護福祉学部の学生を除く。)のうち、受験資格を満たす者については、学部長の承認を得て、再試験を受けることができる。

- 2 前項の再試験を受験しようとする者は、再試験願(様式第6号)を学部長に提出しなければならない。
- 3 第1項に規定する再試験の受験資格、実施方法等については、学長が別に定める。  
(成績の判定基準等)

**第15条** 優、良、可および不可の判定基準は、次のとおりとする。

- (1) 優 80点以上
- (2) 良 70点以上80点未満
- (3) 可 60点以上70点未満
- (4) 不可 60点未満

- 2 教育課程における学習到達度を客観的に評価することにより、大学教育の質を保証するとともに、履修指導、学習支援等に資することを目的としてグレード・ポイント・アベレージ(履修科目の成績の平均値。以下「GPA」という。)を算出する。

- 3 GPAに関し必要な事項は、別に定める。  
(委任)

**第16条** この規程に定めるもののほか、授業科目の履修方法等に関し必要な事項は、各学部長が定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 別表第1および別表第2の規定は、平成19年度以後に入学する者について適用し、平成18年度以前に入学した者に係る授業科目については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によるものとされる平成18年度以前に入学した者に係る授業科目等には、教授会の意見を聴いて学部長が必要と認める場合に限り、改正後の別表に規定する授業科目等の一部を加えることができる。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 別表第1および別表第2の規程は、平成20年度以後に入学する者について適用し、平成19年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によるものとされる平成19年度以前に入学した者に係る授業科目等については、教授会の意見を聴いて学部長が必要と認める場合に限り、改正後の別表に規定

する授業科目等の一部を加えることができる。

**附 則**

(施行期日)

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 別表第1および別表第2の規程は、平成21年度以後に入学する者について適用し、平成20年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

3 前項の規定によりなお従前の例によるものとされる平成20年度以前に入学した者に係る授業科目等については、教授会の意見を聴いて学部長が必要と認める場合に限り、改正後の別表に規定する授業科目等の一部を加えることができる。

**附 則**

(施行期日)

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 別表第1および別表第2の規程は、平成22年度以後に入学する者について適用し、平成21年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

3 前項の規定によりなお従前の例によるものとされる平成21年度以前に入学した者に係る授業科目等については、教授会の意見を聴いて学部長が必要と認める場合に限り、改正後の別表に規定する授業科目等の一部を加えることができる。

**附 則**

(施行期日)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 別表第1および別表第2の規程は、平成23年度以後に入学する者について適用し、平成22年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

3 前項の規定によりなお従前の例によるものとされる平成22年度以前に入学した者に係る授業科目等については、教授会の意見を聴いて学部長が必要と認める場合に限り、改正後の別表に規定する授業科目等の一部を加えることができる。

**附 則**

(施行期日)

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 別表第1および別表第2の規程は、平成24年度以後に入学する者について適用し、平成23年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

3 前項の規定によりなお従前の例によるものとされる平成23年度以前に入学した者に係る授業科目等については、教授会の意見を聴いて学部長が必要と認める場合に限り、改正後の別表に規定する授業科目等の一部を加えることができる。

**附 則**

(施行期日)

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 別表第1および別表第2の規程は、平成25年度以後に入学する者について適用し、平成24年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

3 前項の規定によりなお従前の例によるものとされる平成24年度以前に入学した者に係る授業科目等については、教授会の意見を聴いて学部長が必要と認める場合に限り、改正後の別表に規定する授業科目等の一部を加えることができる。

**附 則**

(施行期日)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 別表第1および別表第2の規程は、平成26年度以後に入学する者について適用し、平成25年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

3 前項の規定によりなお従前の例によるものとされる平成25年度以前に入学した者に係る授業科目等については、教授会の意見を聴いて学部長が必要と認める場合に限り、改正後の別表に規定する授業科目等の一部を加えることができる。

**附 則**

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

- 2 別表第1および別表第2の規程は、平成27年度以後に入学する者について適用し、平成26年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によるものとされる平成26年度以前に入学した者に係る授業科目等については、教授会の意見を聴いて学部長が必要と認める場合に限り、改正後の別表に規定する授業科目等の一部を加えることができる。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 別表第1および別表第2の規程は、平成28年度以後に入学する者について適用し、平成27年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によるものとされる平成27年度以前に入学した者に係る授業科目等については、教授会の意見を聴いて学部長が必要と認める場合に限り、改正後の別表に規定する授業科目等の一部を加えることができる。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 別表第1および別表第2の規程は、平成29年度以後に入学する者について適用し、平成28年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
  - 3 前項の規定によりなお従前の例によるものとされる平成28年度以前に入学した者に係る授業科目等については、教授会の意見を聴いて学部長が必要と認める場合に限り、改正後の別表に規定する授業科目等の一部を加えることができる。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 別表第1および別表第2の規程は、平成30年度以後に入学する者について適用し、平成29年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
  - 3 前項の規定によりなお従前の例によるものとされる平成29年度以前に入学した者に係る授業科目等については、教授会の意見を聴いて学部長が必要と認める場合に限り、改正後の別表に規定する授業科目等の一部を加えることができる。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の第3条および別表第2の規程は、平成31年度以後に入学する者について適用し、平成30年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
  - 3 前項の規定によりなお従前の例によるものとされる平成30年度以前に入学した者に係る授業科目等については、教授会の意見を聴いて学部長が必要と認める場合に限り、改正後の別表に規定する授業科目等の一部を加えることができる。

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行し、元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行の日から適用する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の第15条、別表第1および別表第2の規程は、令和2年度以後に入学する者について適用し、令和元年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
  - 3 前項の規定によりなお従前の例によるものとされる令和元年度以前に入学した者に係る授業科目等については、教授会の意見を聴いて学部長が必要と認める場合に限り、改正後の別表に規定する授業科目等の一部を加えることができる。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 別表第1および別表第2の規程は、令和3年度以後に入学する者について適用し、令和2年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定によりなお従前の例によるものとされる令和2年度以前に入学した者に係る授業科目等については、教授会の意見を聴いて学部長が必要と認める場合に限り、改正後の別表に規定する授業科目等の一部を加えることができる。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 別表第1および別表第2の規程は、令和4年度以後に入学する者について適用し、令和3年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によるものとされる令和3年度以前に入学した者に係る授業科目等については、教授会の意見を聴いて学部長が必要と認める場合に限り、改正後の別表に規定する授業科目等の一部を加えることができる。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 別表第1および別表第2の規程は、令和5年度以後に入学する者について適用し、令和4年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によるものとされる令和4年度以前に入学した者に係る授業科目等については、教授会の意見を聴いて学部長が必要と認める場合に限り、改正後の別表に規定する授業科目等の一部を加えることができる。

**附 則**

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

## 公立大学法人福井県立大学 組織図 (案)

R7. 4. 1



## 公立大学法人福井県立大学の組織および運営に関する基本規程（案）

平成19年4月1日  
公立大学法人福井県立大学規程第10号

## 目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 管理運営組織
  - 第1節 法人の役員等（第2条—第4条）
  - 第2節 大学運営組織（第5条—第9条）
- 第3章 教育研究組織
  - 第1節 学部等（第10条—第14条）
  - 第2節 大学院（第15条—第17条）
  - 第3節 附置研究所（第18条）
  - 第4節 附属施設（第19条・第20条）
- 第4章 その他の施設（第21条）
- 第5章 事務組織（第22条）
- 第6章 雑則（第23条）
- 附則

**第1章 総則**

（趣旨）

**第1条** この規程は、公立大学法人福井県立大学（以下「法人」という。）および法人が設置する福井県立大学（以下「大学」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

**第2章 管理運営組織****第1節 法人の役員等**

（役員）

**第2条** 法人に、役員として、理事長、副理事長、理事および監事を置く。

（職員）

**第3条** 法人に、職員を置く。

（理事会等）

**第4条** 法人に、理事会、学長選考会議、経営審議会および教育研究審議会を置く。

**第2節 大学運営組織**

（大学の職員）

**第5条** 大学に、学長、副学長、事務局長、学生部長、学長補佐、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員その他必要な職員を置き、法人の役員または職員をもって充てる。

2 学長は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第92条第3項に規定する職務を行う。

3 副学長および事務局長は、理事長の定めるところにより、学長の職務を助ける。

4 学生部長は、学長の命を受け、学生生活の向上を図るための支援および指導を行う。

5 学長補佐は、学長が指定する特定の事項の企画立案、調査および検討を行う。

6 教授、准教授、講師、助教および助手は、それぞれ学校教育法第92条第6項から第10項までに規定する職務を行う。

（副学長の区分）

**第5条の2** 副学長は次の各号に掲げる区分とする。

（1）副学長（総括）

（2）副学長（特定分野担当）

（副学長（総括））

**第5条の3** 副学長（総括）は、公立大学法人福井県立大学役員規程第7条第2項第1号の教育・研究担当の理事が同条第4項の規定に基づき兼務する。

- 2 副学長（総括）の任期は前条の兼務する理事の任期とする。
- 3 副学長（総括）は、大学運営の全般に渡って学長を助ける。  
（副学長（特定分野担当））

**第5条の4** 副学長（特定分野担当）は、学長が本学職員のうちから指名し、理事長が任命する。

- 2 副学長（特定分野担当）の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 副学長（特定分野担当）は、学長が指定する特定の分野について学長を助ける。  
（学長補佐）

**第5条の5** 学長補佐は、学長が本学職員のうちから指名し、理事長が任命する。

- 2 学長が特に必要と認める場合には、本学職員以外の者で識見を有する者を特任学長補佐に指名することができる。
- 3 学長補佐および特任学長補佐の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、指名する学長の任期の末日を超えることはできない。  
（部局長会議等）

**第5条の6** 大学に、教育研究その他運営に関する事項について、学内の組織相互間における情報共有、調整等を行うため、部局長会議を置く。

- 2 部局長会議の組織および運営については、別に規程で定める。
- 3 大学に、教育研究、学生支援その他運営に関する諸課題について、学内における情報共有、意見交換等を行うため、全学ミーティングを置く。
- 4 全学ミーティングは全職員を対象とし、学長が招集する。  
（本部）

**第6条** 大学に、特定の業務を全学的に実施するため、本部を置く。

- 2 本部の組織および運営については、別に規程で定める。  
（委員会）

**第7条** 大学に、教育研究審議会の方針に基づき、大学の教育および研究の推進ならびに学生および就職の支援等に関し、協議検討および調整を行うため、委員会を置く。

- 2 大学に、教育研究審議会の命を受け、特定の事項を協議検討するため、委員会を置くことができる。
- 3 前2項に規定する委員会の組織および運営については、別に規程で定める。  
（専門委員会）

**第8条** 大学に、特定の専門的事項を審議するため、必要に応じて委員会を置くことができる。

- 2 委員会の組織および運営については、別に規程で定める。  
（特別顧問）

**第9条** 大学に、特別顧問を置くことができる。

- 2 特別顧問は、大学の運営に関する重要事項について、学長の諮問に応じ、提言または助言を行う。

### 第3章 教育研究組織

#### 第1節 学部等

（学部等）

**第10条** 大学に、経済学部、生物資源学部、海洋生物資源学部、看護福祉学部および恐竜学部を置く。

- 2 学部に、学科を置く。
- 3 学部に置く学科は、別に規程で定める。
- 4 大学に、各学部に通ずる教養教育および学術研究を行うための組織として、学術教養センターを置く。
- 5 大学に、情報分野の教育研究および情報システムの企画・運用を行うための組織として、情報センターを置く。  
（学部長等）

**第11条** 各学部に、学部長を置く。

- 2 学術教養センターに、学術教養センター長を置く。

- 3 情報センターに、情報センター長を置く。
- 4 学部長、学術教養センター長および情報センター長は、学長の命を受け、学部、学術教養センターまたは情報センター（以下「学部等」という。）を管理運営し、および学部等の業務に従事する教員を統括する。  
(学科長)

**第12条** 学科に、学科長を置くことができる。

- 2 学科長は、学部長の職務を補佐し、学科の運営に関する校務を調整する。  
(学術教養センター長補佐)

**第12条の2** 学術教養センターに、学術教養センター長補佐（以下「センター長補佐」という。）を置くことができる。

- 2 センター長補佐は、学術教養センター長の職務を補佐する。
- 3 センター長補佐は、あらかじめ学長が学術教養センター長と協議の上指名した教員とする。
- 4 センター長補佐の任期は2年とし、再任を妨げない。  
(情報センター長等)

**第12条の3** 情報センター長は、学長が指名し、理事長が任命する。

- 2 情報センターに情報センター副センター長（以下「副センター長」という。）を置くことができる。
- 3 副センター長は、情報センター長の職務を補佐する。
- 4 副センター長は、あらかじめ学長が情報センター長と協議の上指名した教員または事務局職員とする。
- 5 情報センター長および副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。

**第13条** 学部等に、教授会を置く。

- 2 教授会の組織および運営については、別に規程で定める。  
(学部附属施設)

**第14条** 生物資源学部に、附属施設として、生物資源開発研究センターを置く。

- 2 海洋生物資源学部に、附属施設として、海洋生物資源臨海研究センターを置く。
- 3 恐竜学部に、附属施設として、恐竜学研究所を置く。
- 4 前3項で定める各センター等の組織および運営については、別に規程で定める。

## 第2節 大学院

(大学院)

**第15条** 大学に、大学院を置く。

- 2 大学院に、経済・経営学研究科、生物資源学研究科および看護福祉学研究科を置く。
- 3 研究科に、専攻を置く。
- 4 研究科に置く専攻は、別に規程で定める。  
(研究科長および専攻主任)

**第16条** 研究科に、研究科長を置く。

- 2 各研究科長は、各学部長（ただし、生物資源学研究科長は、生物資源学部長または海洋生物資源学部長のうちから、別に定める方法により、学長が選考する者）が兼ねる。
- 3 研究科長は、学長の命を受け、当該研究科を管理運営し、および当該研究科の業務に従事する教員を統括する。
- 4 専攻に、専攻主任を置くことができる。
- 5 専攻主任は、あらかじめ学長が研究科長と協議の上指名した教員とする。
- 6 専攻主任は、研究科長の職務を補佐し、当該専攻の運営に関する校務を調整する。  
(研究科教授会)

**第17条** 研究科に、教授会を置く。

- 2 教授会の組織および運営については、別に規程で定める。

## 第3節 附置研究所

(地域経済研究所)

**第18条** 大学に、県内産業等の実態と課題を解明し、本県経済の活性化に貢献するため、地域経済研究所を置く。

- 2 地域経済研究所に、所長を置く。
- 3 所長は、地域経済研究所に関する業務を掌理する。
- 4 地域経済研究所の組織および運営については、別に規程で定める。  
(研究所教授会)

**第18条の2** 附置研究所に、研究所教授会を置く。

- 2 教授会の組織および運営については、別に規程で定める。

#### **第4節 附属施設**

(附属図書館)

**第19条** 大学に、資料の提供等により大学における教育、研究および学習を支援するため、附属図書館を置く。

- 2 附属図書館に、館長を置く。
- 3 館長は、附属図書館に関する業務を掌理する。
- 4 附属図書館の組織および運営については、別に規程で定める。  
(キャリアセンター)

**第20条** 大学に、学生のキャリア形成および就職活動を支援するため、キャリアセンターを置く。

- 2 キャリアセンターに、キャリアセンター長を置く。
- 3 キャリアセンター長は、キャリアセンターに関する業務を掌理する。
- 4 キャリアセンターの組織および運営については、別に規程で定める。

#### **第4章 その他の施設**

(その他の施設)

**第21条** 大学に、学生および職員の福利厚生を図るため、保健・学生相談センターその他の施設を置く。

- 2 前項の施設の組織および運営については、別に定める。

#### **第5章 事務組織**

(事務組織)

**第22条** 法人経営および大学運営等に関する事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長を置く。
- 3 事務局長は、事務局の事務を掌理する。
- 4 事務局の組織および事務分掌については、別に規程で定める。

#### **第6章 雑則**

(委任)

**第23条** この規程に定めるもののほか、法人および大学の組織および運営に関し必要な事項は、理事長が定める。

#### **附 則**

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

#### **附 則**

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

#### **附 則**

この規程は、平成22年7月1日から施行する。

#### **附 則**

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

#### **附 則**

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

# 第 3 期 中 期 計 画

〔2019年度～2024年度〕

公立大学法人福井県立大学

## 目次

〔策定方針〕	・ ・ ・	1
1 本学のこれまでの教育研究活動		
2 本学を取り巻く環境変化		
3 基本方針		
4 計画の期間		
I 新学部・新学科の創設	・ ・ ・	5
(1) 広く「農」を学ぶ新学科		
(2) 水産増養殖を中心に学ぶ新学科		
(3) 次世代の地域リーダーを養成する新学部		
(4) 世界的な学術拠点となる古生物学関係の新学部		
(5) 大学院看護学専攻の博士後期課程		
II 教育		
1 教育の内容、教育実施体制の強化	・ ・ ・	6
(1) 地域・社会の要請に応える学びの質向上		
(2) 大学院教育の充実		
(3) 県内他大学との連携推進		
(4) 県大での学びの魅力発信		
2 多様な学生の受入れ	・ ・ ・	7
(1) 人物評価を重視した入試制度の改善		
(2) 社会人・外国人留学生の受入れ拡大		
3 学生への支援	・ ・ ・	7
(1) 高い就職率の維持		
(2) 学生生活の支援		
III 研究	・ ・ ・	8
(1) 学外との連携による先端研究や地域研究の推進		
(2) 研究支援体制の強化		
IV 地域貢献	・ ・ ・	8
(1) 県民の学びの応援		
(2) 地域連携本部の活動強化		
(3) 県民のにわとなるキャンパスの整備		
V 国際化	・ ・ ・	9
(1) 国際化や留学に関する支援体制の強化		
(2) 留学機会の増進		

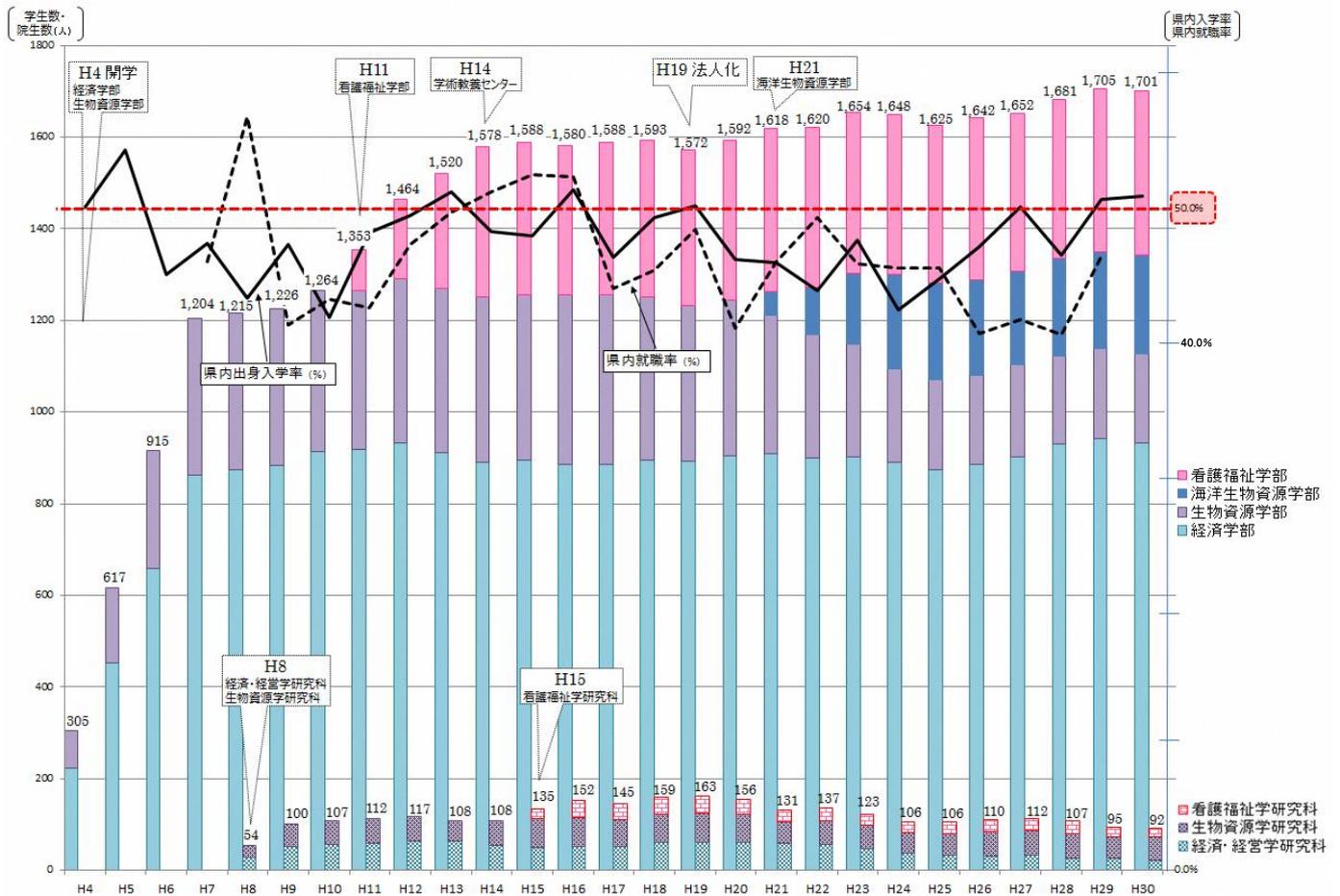
<b>VI 情報発信</b>	
(1) 戦略的な広報と県大ブランドの発信	・・・ 10
<b>VII 業務運営</b>	
1 業務運営の改善および効率化	・・・ 10
(1) 教育研究組織の見直し	
(2) 業務実行機能の向上	
(3) 優れた教職員の確保・育成方策の充実	
(4) 教員評価制度の改善	
2 財務内容の改善	・・・ 11
(1) 自己財源の増加	
(2) 経費の節減	
3 自己点検・評価および当該状況に係る情報の提供	・・・ 11
(1) 評価に基づく大学の運営	
4 その他業務運営	・・・ 11
(1) 適切な施設の整備	
(2) 施設の安全管理の強化	
(3) 人権侵害の防止・情報セキュリティ強化	
<b>VIII 達成指標</b>	・・・ 12
<b>IX 財政計画</b>	
1 予算、収支計画および資金計画	・・・ 13
(1) 予算	
(2) 収支計画	
(3) 資金計画	
2 短期借入金の限度額	・・・ 15
(1) 短期借入金の限度額	
(2) 想定される理由	
3 出資等に係る不要財産または出資等に係る不要財産と見込まれる 財産の処分に関する計画	・・・ 15
4 3の財産以外の重要な財産を譲渡し、または担保に供する計画	・・・ 15
5 剰余金の使途	・・・ 15
6 その他	・・・ 15
(1) 施設および設備に関する計画	
(2) 積立金の使途	
(3) その他法人の業務運営に関し必要な事項	

# 〔策定方針〕

## 1 本学のこれまでの教育研究活動

- ・平成4年に開学し、平成19年の公立大学法人化を経て、大学院3研究科7専攻、4学部6学科、1センター2研究所の体制にまで拡充してきた。
- ・修了生・卒業生 約9,000人を有為な人材として輩出しており、就職率は全国平均を上回る90%台を維持している（県内企業への就職率は40%台半ばで推移）。
- ・県内出身入学者は推薦入学枠の拡大(平成29年度～)により50%を上回っている。

教育研究組織および学生数等の推移



- ・平成28年度からは「オープン・ユニバーシティ構想」に基づき、県民共有の財産であるキャンパスの開放や本学の教育研究成果を活用した地域貢献活動を推進している。

《オープン・ユニバーシティ構想》

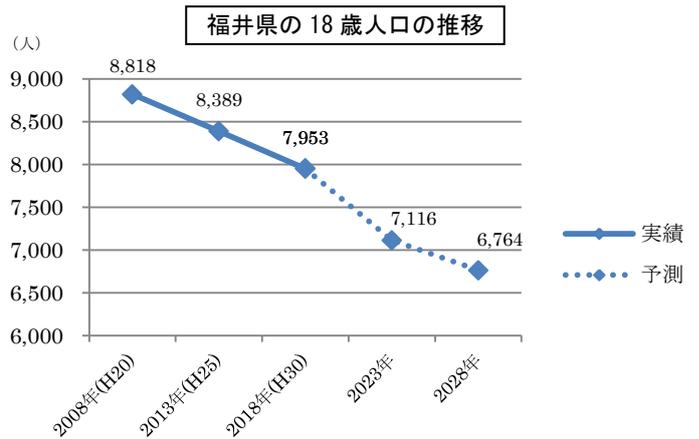
- ① 県民のにわ
  - ・学生食堂を県大レストランとして開放。桜や果樹を植樹し県民の憩いの場へ
- ② 県民の学び
  - ・聴講生、科目等履修生の聴講料を大幅に引き下げ、社会人の学び直しを支援
- ③ 県民・地域とのつながり
  - ・地域連携本部を発足。地域課題に対するフィールドワークを開始

## 2 本学を取り巻く環境変化

### (1) 人口減少による地域の活力低下

#### ① 少子化の進行

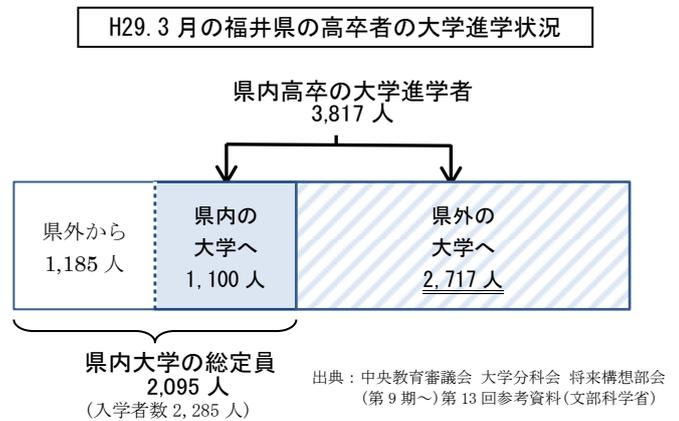
- 福井県の18歳人口は、平成20年の8,818人に対し、平成30年は7,953人となり、8,000人を割り込んでいる。
- 10年後の2028年には、さらに1,000人余り減少し、約6,800人になると予想される。



出典：4.1時点の福井県の年齢別人口（福井県）  
 ※予測（2023年・2028年）はH30.4.1時点の13歳・8歳人口を採用（※1）

#### ② 若者の県外流出

- 平成29年3月の県内高校卒業者の大学への進学者のうち、約7割に当たる2,717人が県外へ進学している。
- 10年後（2028年）も同じ傾向が続き、県内大学へ現在並みの約1,100人が進学すると仮定すると、なお約2,100人が県外へ進学する状況が見込まれる。
- 一方、県外に進学した者の県内へのUターン率は約3割で7割が県外で就職している。



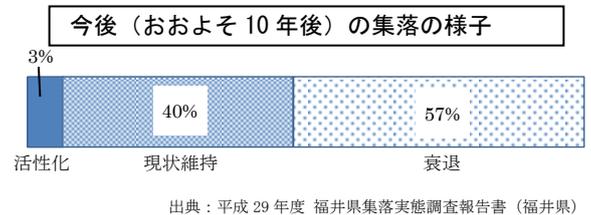
#### 10年後の県内高校卒業者の進学予想



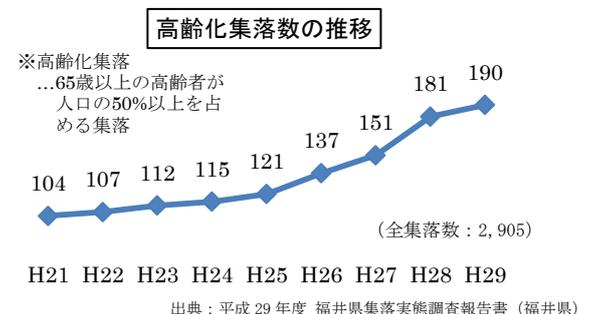
※2028年の18歳人口予測<sup>※1</sup>に大学進学率を乗じて独自に算出<sup>※2</sup>

#### ③ 地域の活力低下

- 福井県の集落実態調査によると、約6割の集落が今後（10年後）衰退すると思うと回答している。
- 住民は地域に愛着や誇りを持つものの、人口減少や高齢化に伴い地域の伝統行事や文化・産業等の維持が難しくなり、地域の活力低下を懸念している。



⇒ 地域に定着する人材育成と地域の活力の維持に対応しうる大学づくりが急務



## (2) 大学間競争の激化

- ・全国の国公私立大学は、平成4年（開学時）の523大学から、平成30年には782大学まで増加しており、少子化が進行する中で大学間競争が激化している。

⇒ 大学はそれぞれの使命、特色を明確にし、ブランド化を進めることが必要

大学数の増加状況

(H4)		(H30)	
国立	98大学	国立	86大学
公立	41大学	公立	93大学
私立	384大学	私立	603大学
計	523大学	計	782大学

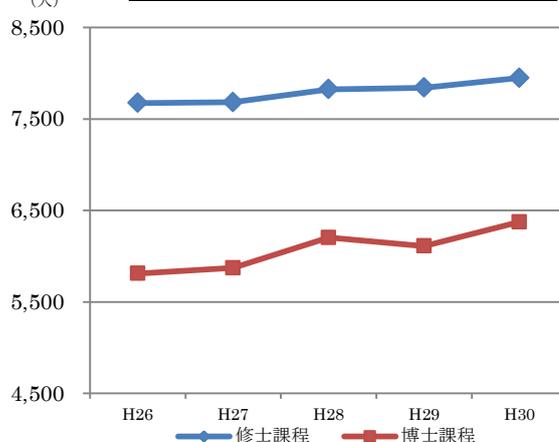
出典：学校基本調査（文部科学省）

## (3) 人生100年時代

- ・平均寿命や健康寿命の延伸により、各個人が生涯にわたり活躍することを前提とした社会への変革が求められており、大学院への社会人入学者も増加傾向にある。

⇒ 若者から高齢者まで社会人の多様な学び直しニーズに対応した学びの受け皿づくりが必要

大学院への社会人入学者数（全国）



出典：学校基本調査（文部科学省）

## (4) AI、IoTなど先端技術の進化

- ・AI、IoTの進展により、非定型的な知的業務や複雑な手仕事業務においても将来的には代替され、働き方も大きく変化すると見込まれている。
- ・一方、県が実施した県内企業の採用意向調査では、採用の際に企業が重視する能力として約7割の企業が、社会性・協調性や自発性・積極性を重視している。

⇒ AI、IoTなどICTが進展する社会に対応しながらも、協調性や行動力を備え、自ら課題を発見しその解決方法を提案・実行できる人材育成が重要

### 3 基本方針

地域や大学を取り巻く環境変化に的確に対応し、福井県の持続可能性と県民の福祉向上に寄与することにより、県民に信頼され、地域に貢献する大学として使命を果たしていくため、次の3つを基本方針として、新たな学部・学科の開設などの取組みを実行する。

#### (1) 地場産業と地域の活性化を担う新たな人材育成

- ・農林水産業を含めた地場産業の振興、地域の持続性を担える実力を備えた地域の課題解決に貢献できる人材を育成するため、福井県の資源や人材などの特色を活かした学部・学科を開設する。

#### (2) 多様な学生の確保と県民の学び・リカレント教育の支援

- ・チャレンジ精神や行動力など人物評価を重視する入学者選抜方式の導入、学部・大学院における社会人・外国人留学生の受入れ促進など、多様で意欲的な学生が学ぶことができる環境を整備する。

#### (3) 「福井の元気や持続可能性を支える大学」としての機能強化

- ・地域・社会とのつながりを重視し、地域の教育力の活用や県内の施設等を実習の場とする全県キャンパス化を進め、現場力と創造性を備えた人材を育成する。また、大学が持つ学術研究資源を活かして、世界水準の研究を進める一方、地域課題の解決につながる研究を強化し地域貢献活動を推進する。

### 4 計画の期間

2019年4月1日から2025年3月31日まで（6年間）

- ・中期計画期間の前半の概ね3年間で取組みの実現を図ることとし、前半3年を経過する時点で進捗状況を評価・点検し、必要に応じて計画内容を見直す。

## I 新学部・新学科の創設

### (1) 広く「農」を学ぶ新学科（開設目標：第3期中期計画期間の早期）

- ① 農業生産技術から実践的な経営、農業農村のマネジメント、環境保全まで「農」を幅広く学べる新学科を開設し、地域を元気にできる起業家精神を備え、食・農・環境を総合的に体得した「農」のゼネラリストを育成する。

### (2) 水産増養殖を中心に学ぶ新学科（開設目標：第3期中期計画の期間中）

- ① 新魚種の導入や養殖技術の開発、新市場開拓など水産増養殖を専門的に学ぶ新学科を開設する。嶺南地域の新たな地場産業の創出をはじめ、世界的に高まる増養殖ニーズに応える人材を養成する。

### (3) 次世代の地域リーダーを養成する新学部（開設目標：第3期中期計画の前半）

- ① 地域経済研究所の研究活動等の成果を活かし、地域の産業、自然、歴史、文化などの学修をベースに、観光や産業振興、自治体運営など地域の課題解決のための手法を現場で学び、地域経済の発展に必要な現場力、マネジメント力を身に付けた次世代の地域の担い手を養成する新学部を開設する。

### (4) 世界的な学術拠点となる古生物学関係の新学部（開設目標：第3期中期計画の期間中）

- ① 恐竜学研究所の学術成果や大学院の教育研究実績を活かし、恐竜などの古生物学を中心にしながら、年縞に関する古気候学等も取り入れた新学部の開設を検討し、世界的な学術研究拠点を目指す。

### (5) 大学院看護学専攻の博士後期課程（開設目標：第3期中期計画の期間中）

- ① 県内の大学等において高度な看護研究・教育を担う人材を育成するため、大学院に看護学専攻の博士後期課程を開設する。

## Ⅱ 教育

### 1 教育の内容、教育実施体制の強化

#### (1) 地域・社会の要請に応える学びの質向上

- ① 社会情勢の変化に応じた体系的・組織的な教育を実践するため、各学部等で絶えず3ポリシー<sup>\*</sup>の点検・評価を行い、適時適切にカリキュラムの見直しを進める。

<sup>\*</sup> ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）およびアドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）

- ② 地域との関わりの中で自発性・社会性を養うため、県内の農場・企業における現場実習やまちづくりの課題を現場で体感し解決方法を探るフィールドワークのほか、アクティブラーニングを取り入れた講義を拡大する。
- ③ 公設試験場の研究者、地元企業、実践農家など地域で活躍している人材を大学の講義や実習指導に活用する「ふるさと特任講師」（仮称）制度を設ける。
- ④ 一般教育において、伝統工芸や健康長寿など福井の地域の特色を、県外さらには国際的な比較を交えて学ぶ地域志向科目を拡充する。
- ⑤ AI、IoTなどICTが進展する社会を見据え、技術を活用するスキルやそれらをベースとした社会において求められる創造性、総合性などを身につける教育を推進する。
- ⑥ 入学から在学中、就職までの学事データ<sup>\*1</sup>を一括して収集・分析し、教育や学生支援などに反映させる教学IR<sup>\*2</sup>を推進する。

<sup>\*1</sup> 学生の入試結果、学業成績、就職、学生支援状況など大学教育等に関するデータ

<sup>\*2</sup> 大学運営における計画立案や意思決定に資するための大学内部の様々なデータの調査・分析のこと（Institutional Research の略）

- ⑦ JABEE<sup>\*1</sup>による教育の質の保証を図るとともに、GPA<sup>\*2</sup>の本格実施により、学生の学習意欲を高め、履修指導に活用する。

<sup>\*1</sup> 一般社団法人日本技術者教育認定機構（Japan Accreditation Board for Engineering Education の略）。大学などの高等教育機関の技術者教育が国際水準や社会的要求に適合する内容とレベルで実施されていることを、外部機関として専門的、中立かつ公平に審査して認定することを目的として設立された非政府団体

<sup>\*2</sup> 各学生の履修科目の成績平均値を評価したもの（Grade Point Average の略）

#### (2) 大学院教育の充実

- ① 大学院委員会を中心に、社会のニーズに応じた実践的な教育方法について検討し、カリキュラム等の見直しを行う。
- ② 各研究科において、学会参加など国内外の大学等でトレーニングを受ける機会の提供や協定締結校との共同研究を通じた海外からの留学生受入れ促進など、大学院の教育研究活動の活性化を図る。

#### (3) 県内他大学との連携推進

- ① 学生の県内定着や地域産業の振興を図るため、教育、研究、地域貢献において、県内大学との協調・連携を進める。

- ② 県内大学が特色ある授業を持ち寄り多様な講義の受講や学生間交流の機会を確保するため、Fスクエアに授業を提供するとともに、学生の積極的な履修を促す。

#### (4) 県大での学びの魅力発信

- ① 本学の教員が高校に出向いて行う講義や実験などの取組みを強化するとともに、対象を中学生にも拡大する。併せて、校長や進路指導・理科等の担当教員と意見交換を継続的に実施し、本学における学びの魅力をアピールする。
- ② 新学部・新学科等の開設に併せて、農業や水産業の魅力を伝えるセミナー、シンポジウム等を関係機関と連携して開催するなど、受験生だけでなく親世代に対してもPRを行う。

### 2 多様な学生の受入れ

#### (1) 人物評価を重視した入試制度の改善

- ① 多様な学生を確保できるよう、チャレンジ精神や行動力など人物評価を重視する総合型選抜(AO入試)や一般選抜における面接実施など、新たな入学者選抜方式の導入を進める。
- ② 受験生の利便性向上を図るため、インターネット出願の導入を進める。

#### (2) 社会人・外国人留学生の受入れ拡大

- ① 看護福祉分野の専門職を対象とした新たな短期集中型講座を開設するほか、経済経営学研究科が実施している「短期ビジネス講座」を見直すなど、社会人を対象としたリカレント教育を充実するとともに大学院への入学を促す。
- ② UIターンなどによる社会人の学士編入を促進するため、「農」を学ぶ新学科において編入学制度を設けるほか、自治体と連携して就農や就職など地域定住を支援するシステムを整備する。
- ③ 外国人留学生向けの進学説明会や日本語学校でのPR、在籍外国人留学生によるSNSを利用した広報を強化するほか、授業料の減免や居住環境の整備など、留学生の生活支援策を充実する。

### 3 学生への支援

#### (1) 高い就職率の維持

- ① 学生が自身のキャリア形成を考えるため、企業経営者による講義や就職面談会を開催するほか、学生の個別相談にきめ細かく対応し、高い就職率を維持する。
- ② 同窓生ネットワークを活かし、社会で活躍するOB・OGをキャリアセンターに招き、就職相談や助言などの就職支援を行う。
- ③ 県内定着をさらに進めるため、県内の中堅・中小企業に関する情報の収集、提供を強化するほか、外国人留学生の県内定着に向けた支援を拡充する。

#### (2) 学生生活の支援

- ① 国の大学授業料無償化導入に併せ、本学独自の支援策について検討する。

- ② 障がいのある学生等に対するキャンパスソーシャルワーカーの相談体制を充実するほか、学生情報の教職員間の共有により個々に応じたきめ細かな指導支援を行う。
- ③ スポーツ、文化芸術などのクラブ・サークル活動や社会貢献活動への参加を促進するため、広報紙への掲載、表彰などにより学生の活動を応援する。
- ④ 本学のブランド力向上につながる全国レベルで活躍するクラブ・サークル活動に対して、遠征費や強化費等を支援する。
- ⑤ 大学祭と合わせたホームカミングデーの開催、地区別・企業別、ゼミ・クラブ単位での同窓会活動をサポートし、同窓生ネットワークの拡大を図る。

### Ⅲ 研究

#### (1) 学外との連携による先端研究や地域研究の推進

- ① 海外での恐竜に関する発掘調査や協定締結校との研究を推進するなど、海外の大学や研究機関との国際的な共同研究を進める。
- ② 科学研究費補助金や共同研究費など外部資金を活用しながら、微生物の優れた機能を活用した医薬品開発に関する研究など、先端的研究を推進する。
- ③ 農産物の品種開発や増養殖関連技術に関する研究、地域の活性化に資する経済的分析など、地域課題の解決につながる研究を学内研究費の優先配分等により一層推進する。
- ④ 全学において福井の独自性を自然環境、歴史文化、経済など様々な視点から総合的に研究し、「福井学」を推進する。

#### (2) 研究支援体制の強化

- ① 若手教員の研究を促すため、既存の研究支援に加え、若手研究者の海外留学を支援する制度を整備する。
- ② 学外資金を積極的に獲得するため、教員および担当職員の研修機会を充実するほか、外部研究費の審査経験など一定の実績を持つ教員による助言などの支援を行う。

### Ⅳ 地域貢献

#### (1) 県民の学びの応援

- ① 社会人の学び直しを応援するため、本学の多彩な授業を社会人に開放し、科目等履修生や聴講生のさらなる拡大を図る。
- ② 本学教員の研究成果を普及するため、公開講座を積極的に開講するとともに、県民の優れた研究の普及や地域の政策課題に対応する特別講座を企画・実施する。
- ③ 地域公共政策に関する研究を地域政策に活用できるよう、自治体や関係団体と連携してセミナー等を開催する。

- ④ 多くの県民が公開講座を聴講できるよう、永平寺・小浜キャンパスのみならず、福井駅前をはじめ県内各市町において開催する。

## (2) 地域連携本部の活動強化

- ① 新たな地域包括ケアシステムの構築に向けた実証研究など、地元自治体等と連携し、大学のシーズや新町ハウス<sup>\*</sup>を活用した地域課題解決のための活動を推進する。

<sup>\*</sup> 永平寺町から本学に寄贈された民家

- ② 地域課題研究に関する情報交換と学外とのネットワークを拡大するため、農林水産分野の本学教員と自治体・団体等の担当者による専門家会議を設置するとともに、経済団体等との意見交換、協議の場を設ける。
- ③ 地域課題の掘り起しや学内の教職員等との連携調整を積極的に推進するため、スタッフの増強など地域連携本部の体制を強化する。

## (3) 県民のにわとなるキャンパスの整備

- ① 地域住民を招いた記念植樹を引き続き行い、県民がいつでも集うことができる地域に開かれたキャンパスを整備する。
- ② 県大レストランの県民の利用を促進するため、あわらキャンパスで採れた食材の提供やライブラリーカフェ、サイエンスカフェの講座を行うなど、気軽に立ち寄れる仕掛けづくりを進める。

# V 国際化

## (1) 国際化や留学に関する支援体制の強化

- ① 海外留学の促進や多様な外国人留学生の受入れおよび各種支援、国際交流などの関連業務を扱う窓口を一元化して相乗効果を高めるため、総合的な支援を行う体制を整備する。
- ② 現在17あるアジア地域等の海外提携大学に加え、新たな提携先大学を開拓し、学生、教員の交流を拡大するとともに、海外の学術研究機関と連携した研究交流を推進する。

## (2) 留学機会の増進

- ① 短期留学経費助成の対象や人数の拡大、留学と連動した異文化理解教育の実施など、海外に留学する学生を拡大する。
- ② 外国語の習得だけでなく、学生自らの専門性を磨くなど目的意識を持った留学を支援する。
- ③ 外国人留学生の受入れ促進に向けた対策を強化するほか、外国人留学生と県内企業との面接会の開催など、卒業後の県内定着に向けた支援を関係機関と連携して実施する。

## VI 情報発信

### (1) 戦略的な広報と県大ブランドの発信

- ① 本学の新たな教育・研究の取組みや顕著な研究成果をメディアを通じて国内外に広く発信し、県大のブランド力を高める。また、スポーツ・文化芸術に意欲的な学生の活動についても積極的にアピールする。
- ② 県民・企業・同窓生などに本学の情報を直接かつ迅速に伝えるため、全学的にSNSを活用した情報発信を進める。
- ③ UI\*デザインを県大グッズや広報誌等へ統一的に使用するなど、ブランド化を推進する。

※ ロゴマークやメッセージ等により大学のイメージや特色を地域・社会に広く示すこと（University Identity の略）

## VII 業務運営

### 1 業務運営の改善および効率化

#### (1) 教育研究組織の見直し

- ① 学部・学科等の新設、再編をはじめ、国際化・留学支援体制の強化など、時代の変化や地域ニーズに対応した教育研究組織の見直しを進める。

#### (2) 業務実行機能の向上

- ① 教員と職員が一体となった組織づくりや個別プロジェクトごとに責任者を明確にした運営を行うなど、ガバナンス機能の強化を図り、中期計画を着実に実行するための柔軟な体制を整備する。

#### (3) 優れた教職員の確保・育成方策の充実

- ① 任期付任用制度の見直しなどにより優れた教員を確保し本学への定着を進め、若手教員からベテラン教員まで、バランスのとれた教員体制をつくる。
- ② 地域連携や研究促進、国際交流などの分野において専門能力のある人材を確保するほか、職員のプロパー化を進める。
- ③ 教職員の超過勤務の縮減など、常に働き方の見直しや点検を行い、教育研究と健康維持など安全衛生とのバランスのとれた勤務を進める。

#### (4) 教員評価制度の改善

- ① 教員の職階に応じた評価など、多面的な評価基準の設定を検討するほか、インセンティブが働く教員評価制度の運用改善を図る。

## 2 財務内容の改善

### (1) 自己財源の増加

- ① 施設利用料や授業料、入学料、教育研究実費などについて、他大学等の状況も参考にしながら必要に応じて見直しを行う。
- ② 様々な機関や企業による競争的研究資金・助成金を獲得するため、各々の公募の情報を収集し学内に紹介するほか、知的財産の活用を図る。
- ③ 寄附金を獲得するため、同窓生ネットワークの活用や県民・企業等へのPRを強化する。

### (2) 経費の節減

- ① 照明のLED化など省エネ性能の高い設備を計画的に導入し経費の節減を進めるとともに、業務見直しにより運営の合理化・簡素化を図る。

## 3 自己点検・評価および当該状況に係る情報の提供

### (1) 評価に基づく大学の運営

- ① 自己点検評価や公立大学法人福井県立大学評価委員会、認証評価機関が行う評価結果を大学運営の改善に反映させ、評価結果をホームページで公表する。

## 4 その他業務運営

### (1) 適切な施設の整備

- ① 施設の長寿命化計画を作成し、計画に基づいた施設の適切かつ計画的な維持管理や修繕を行う。

### (2) 施設の安全管理の強化

- ① 学生や教職員、学外来訪者を対象にした災害時や緊急時の対応を事前に定めたマニュアルを見直して周知するとともに、学生や教職員等を対象に訓練を行う。
- ② 学生や教職員、学外の利用者の目線で学内の施設設備等の危険個所の洗出しと安全対策を講じる。

### (3) 人権侵害の防止・情報セキュリティ強化

- ① 適切な相談環境や対応体制、研修実施などにより各種ハラスメント等の人権侵害の防止に努める。
- ② 情報システムの改善や運用ルールの徹底など情報セキュリティ対策を強化する。

## VIII 達成指標

※ 2024年度末までに達成すべき指標

区分	指標内容	目標値	備考 (第2期中期計画期間平均)
教 育	県内出身者の入学割合	50%以上	48.6%
	県内への就職割合	50%以上	42.9%
	社会人入学者数 ※学部、大学院への社会人入学者数	30人以上	13.8人
	外国人留学生割合	3%以上	2.4%
研 究	教員1人当たり著書・論文・特許出願件数	著書 0.5件以上 論文・特許 1.5件以上	著書 0.4件 論文・特許 1.3件
	外部研究資金活用状況 ※科学研究費補助金など学外の競争的研究資金	申請率 80% 採択率 30%	申請率 46% 採択率 27%
地域貢献	県内自治体・企業等との共同研究・受託研究件数	30件以上	15.5件
	委員等就任件数	450件以上	431件
	公開講座数、受講者数	70講座以上 3,500人以上	50講座 2,527人
国際化	学生の海外留学割合 ※海外留学等経験者数/全学部生数 (2週間以上のプログラムを対象)	20%以上	14%
情報発信	メディア掲載・放送件数 ※新聞、テレビ、ラジオ、雑誌で掲載・放送された大学関係情報数	350件以上	325件
業務運営	自己収入比率 ※自己収入(授業料等収入、受託研究等収入、雑収入)/収入(施設整備費等補助金を除く)	35%以上	34.5%

## Ⅸ 財政計画

### 1 予算、収支計画および資金計画

#### (1) 予算 (2019年度～2024年度)

(単位：百万円)

区 分	金 額
◆収入	22,170
運営費交付金	13,988
施設整備費等補助金	924
授業料、入学料および入学検定料収入	6,264
財産処分収入	0
雑収入	454
受託研究等研究収入および寄附金収入等	540
長期借入金収入	0
◆支出	22,170
教育研究経費	4,729
一般管理費	3,407
人件費	12,570
施設整備費	924
受託研究等研究経費および寄附金事業費等	540
長期借入金償還金	0

(注1) 人件費については、2019年度当初の人件費見込額を基準に試算している(退職手当を除く)。

(注2) 新学部・新学科等設置関連予算は含まれていない。

## (2) 収支計画 (2019年度～2024年度)

(単位：百万円)

区 分	金 額
◆費用の部	21,762
経常費用	21,762
業務費	16,764
教育研究経費	3,710
受託研究費等	484
役員人件費	321
教員人件費	9,814
職員人件費	2,435
一般管理費	3,331
財務費用	59
雑損	0
減価償却費	1,608
臨時損失	0
◆収入の部	21,762
経常収益	21,762
運営費交付金収益	12,500
施設整備費補助金収益	924
授業料収益	5,365
入学料収益	638
入学検定料収益	261
受託研究等収益	484
寄附金収益	56
財務収益	0
雑益	454
資産見返運営費交付金等戻入	810
資産見返補助金等戻入	180
資産見返寄附金戻入	72
資産見返物品受贈額戻入	18
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

## (3) 資金計画 (2019年度～2024年度)

(単位：百万円)

区 分	金 額
◆資金支出	22,170
業務活動による支出	20,095
投資活動による支出	1,488
財務活動による支出	587
次期中期目標期間への繰越金	0
◆資金収入	22,170
業務活動による収入	21,246
運営費交付金による収入	13,988
授業料、入学料および入学検定料収入	6,264
受託研究等収入	484
寄附金収入	56
その他の収入	454
投資活動による収入	924
施設費による収入	924
その他の収入	0
財務活動による収入	0

## 2 短期借入金の限度額

### (1) 短期借入金の限度額

7億円

### (2) 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延および事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることを想定する。

## 3 出資等に係る不要財産または出資等に係る不要財産と見込まれる財産の処分に関する計画

なし

## 4 3の財産以外の重要な財産を譲渡し、または担保に供する計画

なし

## 5 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、「教育研究の質の向上」、「組織運営の改善」、「施設および設備の改善」に充てる。

## 6 その他

### (1) 施設および設備に関する計画

内 容	予定額	財 源
施設および設備の大規模修繕	総額 9 2 4 百万円	施設整備費等補助金

(注) 金額については見込みであり、各事業年度の施設整備費等補助金の具体的な額については、事業の実施状況等を勘案し、各年度における県の予算編成過程において決定される。また、老朽度合い等を勘案した施設および設備の修繕等が追加される場合がある。

### (2) 積立金の使途

第2期中期計画期間中に生じた積立金は、「教育研究の質の向上」、「組織運営の改善」、「施設および設備の改善」に充てる。

### (3) その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし

## 福井県立大学恐竜学部（仮称）設置について

平素は、建設業界に対し一方ならぬご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

地域建設業は、地域の雇用と経済を支えるとともに、社会資本整備の担い手であり、自然災害の最前線で活動する安全・安心の守り手です。最近では、平成 30 年・令和 3 年の大雪や令和 4 年 8 月の勝山市・南越前町での豪雨等、福井県内各地で大規模な自然災害が相次いだため、被害を最小限に抑えるための応急復旧や復興に努め、各地域において大きな社会的使命を果たしました。

地域建設業が今後も社会的使命を果たしていくためには、経営基盤を強化し、経営の安定化を図ることが何よりも重要であります。

しかし、一方で地域建設業の景況感は、悪い傾向が続いております。大都市と地方との事業量の地域間格差が拡大しており、人材は地方から都市部へ流出しています。地域のインフラ整備や維持管理等を担うべき地域建設業は、厳しい経営環境に置かれています。

そこで、貴学が構想している恐竜学部（仮称）において古生物学や地質学を学び、地域の社会資本整備や地震、豪雨災害、地滑り等の災害に対処できる能力を持ち、県土の強靱化に貢献できる人材を育成することは、地域建設業にとって大きな恩恵をもたらすことが期待されます。

以上のような社会的背景をご賢察のうえ、県民が安全・安心に生活できる地域社会の実現に向け、これからの地域建設業を牽引できる人材を育成できる恐竜学部（仮称）の設置を進めていただければと考えます。

福井県立大学恐竜学部が設置されますことを強く要望いたします。

令和 5 年 1 月 16 日

公立大学法人 福井県立大学

理事長 窪田 裕行 様

一般社団法人 福井県建設業協会

会長 坂川 進



令和5年1月31日

公立大学法人 福井県立大学

理事長 窪田 裕行 様

恐竜学部（仮称）の設置に係る要望書

このたび、貴学にて取り組まれております恐竜学部（仮称）の設置について下記のとおりご要望いたします。

記

測量設計業は、社会の安全・安心を守るために社会資本の整備に必要となる測量、設計を行うほか、これまでに整備された橋梁やトンネルなど社会インフラの維持管理のために点検業務などを行う地域の担い手であります。また、災害発生時には国、県および市町との災害支援協定に基づき、被災状況の調査、復旧のための測量および設計を行い、早期復旧に貢献しております。

特に、高度経済成長期に一斉に整備されたインフラの老朽化が進む中で、インフラの点検や適正な維持管理にDXを活用することが重要になってきています。しかしながら、測量設計業においてデジタル技術を扱うことができる人材は不足している現状にあります。

貴学が構想している恐竜学部（仮称）において測量設計に関係する地質学などの専門分野を学び地域の社会資本整備や県土の強靱化に貢献できる人材を育成することは、測量設計業にとって恩恵をもたらすことが期待できます。

さらに、地質等の野外情報をデジタルデータ化する手法を身に付けた人材を育成することは、デジタル技術を扱える人材を必要としている測量設計業においても大きな意義を持ちます。

つきましては、測量設計業の発展のためにも、福井県立大学恐竜学部が設置されますことを強く要望いたします。

一般社団法人 福井県測量設計業協会

会長 中西 誠一郎



## 要望書

公立大学法人 福井県立大学  
理事長 窪田 裕行 様

貴学におかれましては、日ごろから、地域の活性化および地域人材の育成にご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、近年、DX（デジタルトランスフォーメーション）をはじめ、IT化、デジタル化が急速に進展する中で、情報関連産業は、地域経済の活性化と発展に欠くことのできない役割を担っております。

当工業会は、このような状況の中、地域や企業のIT化・デジタル化の推進、IT人材の育成などを通じて、情報関連産業の発展に努めるとともに、地域社会に広く貢献することを目的としています。

しかしながら、一方で、地域や企業における高度なITの利活用、デジタルビジネスの進展等を担う人材はきわめて不足しているのが現状であり、これらの課題に対応できる人材の確保、育成は喫緊の課題となっております。

こうした中、貴学で構想されている恐竜学部（仮称）において、VRやAR等の高度情報技術の習得やCTスキャン等を通じた画像解析技術を修得した人材を育成していただくことは、人材確保の面だけでなく、情報技術進展の面からも、地域社会全体にとって大きな恩恵をもたらすことが期待されます。

当工業会は、これらのことから、貴学において恐竜学部（仮称）を設置していただくことを強く要望します。

令和5年3月9日

一般社団法人 福井県情報システム工業会

会長 小森 富夫



## 養成する人材像、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの相関

(主な関連部分に下線)

## 養成する人材像

現代社会の地球科学諸問題に対応するため、幅広い教養と地球科学に関する知識・技術をもち、多様な局面において協働的および自主的に課題を探索・解決できる人材を育成する。

## ディプロマ・ポリシー

- ①地球科学をはじめとする自然科学分野のみならず、文理横断的な幅広い教養・視野を修得している。
- ②古生物学や地質学、古環境学、デジタル科学等の専門知識を身につけ、またそれらに関連する調査研究方法を修得している。
- ③プレゼンテーションやディスカッション、フィールドワークを通して自身の理解を分かりやすく正確に伝えることができ、他者とコミュニケーションを取り協働することができる。
- ④迅速に発展するグローバル社会やデジタル社会に適応し、外国語やデジタル技術を地球科学諸問題の課題に適切に利活用することができる。
- ⑤地球科学分野の中でも恐竜を含む古生物学・地質学において自ら問題意識をもち、研究に取り組むことができる。

## カリキュラム・ポリシー

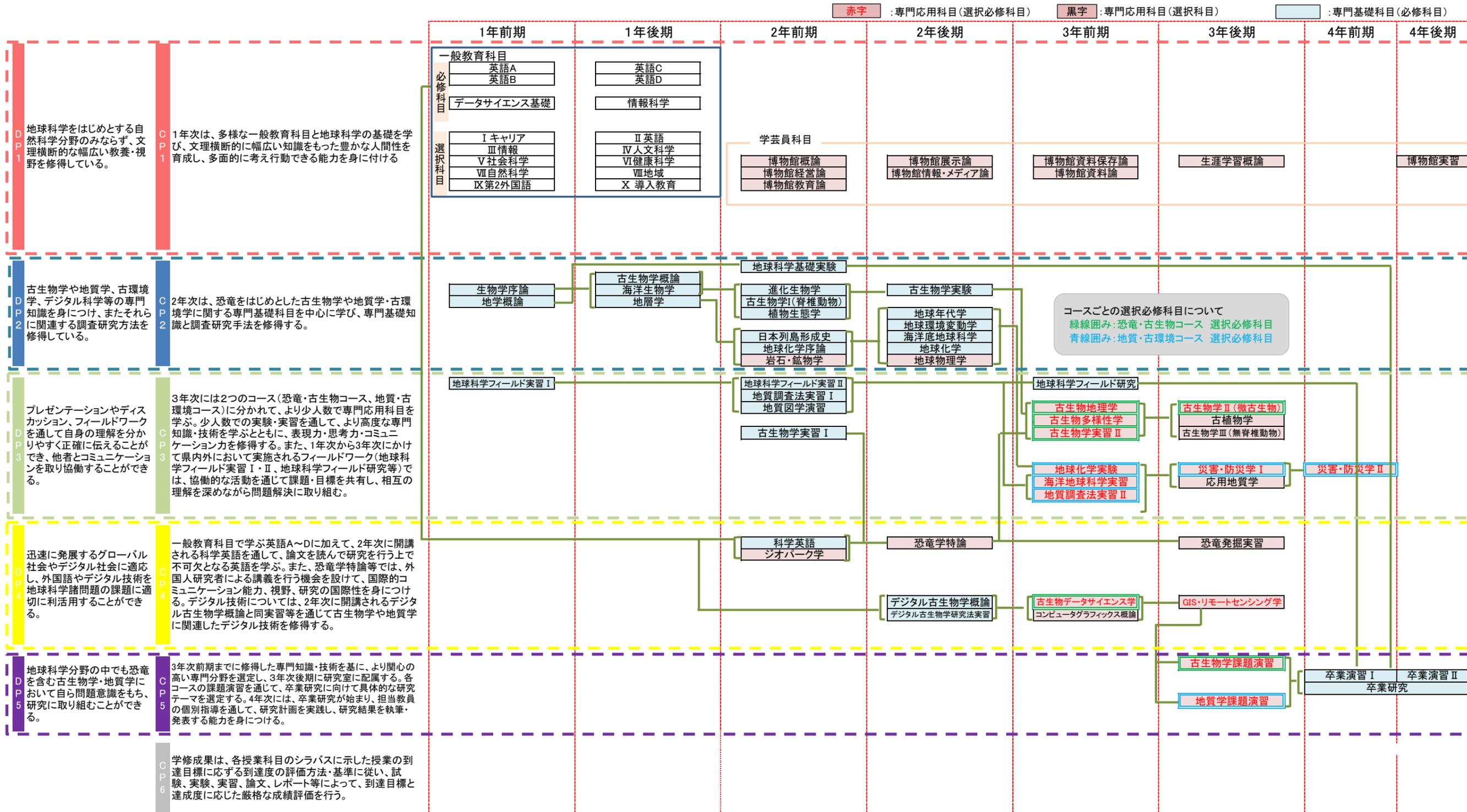
- ①1年次は、多様な一般教育科目と地球科学の基礎を学び、文理横断的に幅広い知識をもった豊かな人間性を育成し、多面的に考え行動できる能力を身に付ける
- ②2年次は、恐竜をはじめとした古生物学や地質学・古環境学に関する専門基礎科目を中心に学び、専門基礎知識と調査研究手法を修得する。
- ③3年次には2つのコース（恐竜・古生物コース、地質・古環境コース）に分かれて、より少人数で専門応用科目を学ぶ。少人数での実験・実習を通して、より高度な専門知識・技術を学ぶとともに、表現力・思考力・コミュニケーション力を修得する。また、1年次から3年次にかけて県内外において実施されるフィールドワーク（地球科学フィールド実習Ⅰ・Ⅱ、地球科学フィールド研究等）では、協働的な活動を通じて課題・目標を共有し、相互の理解を深めながら問題解決に取り組む。
- ④一般教育科目で学ぶ英語A～Dに加えて、2年次に開講される科学英語を通して、論文を読んで研究を行う上で不可欠となる英語を学ぶ。また、恐竜学特論等では、外国人研究者による講義を行う機会を設けて、国際的コミュニケーション能力、視野、研究の国際性を身につける。デジタル技術については、2年次に開講されるデジタル古生物学概論と同研究法実習等を通じて古生物学や地質学に関連したデジタル技術を修得する。
- ⑤3年次前期までに修得した専門知識・技術を基に、より関心の高い専門分野を選定し、3年次後期に研究室に配属する。各コースの課題演習を通じて、卒業研究に向けて具体的な研究テーマを選定する。4年次には、卒業研究が始まり、担当教員の個別指導を通して、研究計画を実践し、研究結果を執筆・発表する能力を身につける。
- ⑥学修成果は、各授業科目のシラバスに示した授業の到達目標に応ずる到達度の評価方法・基準に従い、試験、実験、実習、論文、レポート等によって、到達目標と達成度に応じた厳格な成績評価を行う。

## アドミッション・ポリシー

- ①自然科学に興味を持ち、これに関するフィールド活動に関心・意欲がある。
- ②多様な自然界の現象に対して科学的探究心を持ち、課題解決に向けて自分の意見を表現できる。
- ③自然科学を学ぶ上での理科・数学および国際化・情報化社会に対応するための外国語・情報科学の基礎を身につけている。
- ④積極的かつ自主的な学習姿勢を持ち、他者との協働作業などを意欲的に取り組むことができる。

養成する人材像とCP・DP・授業科目との相関を表すカリキュラムツリー

養成する人材像：現代社会の地球科学諸問題に対応するため、幅広い教養と地球科学に関する知識・技術を持ち、多様な局面において協働的および自主的に課題を探索・解決できる人材を育成する。



## ディプロマポリシーと授業科目の相関

科目区分	授業科目の名称	配当年次	講義形態	単位数	DP1	DP2	DP3	DP4	DP5
					地球科学をはじめとする自然科学分野のみならず、文理横断的な幅広い教養・視野を修得している。	古生物学や地質学、古環境学、デジタル科学等の専門知識を身につけ、またそれらに関連する調査研究方法を修得している。	プレゼンテーションやディスカッション、フィールドワークを通して自身の理解を分かりやすく正確に伝えることができ、他者とコミュニケーションを取り協働することができる。	迅速に発展するグローバル社会やデジタル社会に適応し、外国語やデジタル技術を地球科学諸問題の課題に適切に活用することができる。	地球科学分野の中でも恐竜を含む古生物学・地質学において自ら問題意識をもち、研究に取り組むことができる。
I 英語	英語A	1前	講義	2	○			○	
	英語B	1前	講義	2	○			○	
	英語C	1後	講義	2	○			○	
	英語D	1後	講義	2	○			○	
II 情報	ICTリテラシー	1前・後	演習	2	○		○	○	
	データサイエンス基礎	1前・後	演習	2	○		○	○	
	情報科学	1後	講義	2	○			○	
I キャリア	キャリア形成論	1前	講義	2	○				
II 英語	英語発展 IA	1前	講義	2	○			○	
	英語発展 IB	1後	講義	2	○			○	
	英語発展 IIA	1前	講義	2	○			○	
	英語発展 IIB	1後	講義	2	○			○	
	英語発展 IIIA	1前	講義	2	○			○	
	英語発展 IIIB	1後	講義	2	○			○	
	英語発展 IVA	1前	講義	2	○			○	
	英語発展 IVB	1後	講義	2	○			○	
	英語発展 VA	1前	講義	2	○			○	
	英語発展 VB	1後	講義	2	○			○	
	英語発展 VIA	1前	講義	2	○			○	
	英語発展 VIB	1後	講義	2	○			○	
III 情報	データサイエンス応用	1後	演習	2	○		○	○	
	プログラミング基礎	1前	演習	2	○		○	○	
	プログラミング応用	1後	演習	2	○		○	○	
	メディア情報リテラシー	1後	演習	2	○		○	○	
	情報処理演習 (AI)	1後	演習	2	○		○	○	
	情報処理演習 (CG)	1前	演習	2	○		○	○	
	情報処理演習 (Web開発)	1前	演習	2	○		○	○	
	情報活用プロジェクト演習	1前	演習	2	○		○	○	
	情報技術者 (国家試験 I)	1前	講義	2	○			○	

一般 教育 科目	情報技術者（国家試験Ⅱ）	1後	講義	2	○			○		
	情報技術者（民間資格）	1後	演習	2	○			○		
	IV 人文 科学	哲学	1前・後	講義	2	○				
		倫理学	1前・後	講義	2	○				
		西洋思想	1前・後	講義	2	○				
		東洋思想	1前・後	講義	2	○				
		東洋史	1前・後	講義	2	○				
		東洋の世界	1前・後	講義	2	○				
		宗教学	1前	講義	2	○				
		西洋史	1前・後	講義	2	○				
		神話学	1前・後	講義	2	○				
		歴史学	1前・後	講義	2	○				
		言語学	1後	講義	2	○				
		心理学	1前・後	講義	2	○				
		臨床心理学概論	1後	講義	2	○				
		社会学	1前・後	講義	2	○				
		ジェンダー論	1前・後	講義	2	○				
		現代家族論	1前・後	講義	2	○				
		地理学	1後	講義	2	○				
		地誌学	1前	講義	2	○				
		言語文化（中国）A	1前	講義	2	○				
		言語文化（中国）B	1後	講義	2	○				
	言語文化（韓国朝鮮）A	1前	講義	2	○					
	言語文化（韓国朝鮮）B	1後	講義	2	○					
	東アジアの文化と社会	1後	講義	2	○					
	V 社会 科学	政治学	1後	講義	2	○				
		経済学	1前	講義	2	○				
経営学		1前	講義	2	○					
法学		1前・後	講義	2	○					
日本国憲法		1前・後	講義	2	○					
国際社会と法		1前・後	講義	2	○					
VI 健康 科学	現代人権論	1後	講義	2	○					
	体育実技Ⅰ	1前・後	実験・実習	1	○					
	体育実技Ⅱ	1前・後	実験・実習	1	○					
	体育実技Ⅲ	1前	実験・実習	1	○					
	スポーツ科学	1前	講義	2	○					
	運動処方論	1後	講義	2	○					
	解析学	1後	講義	2	○					
	代数学	1前	講義	2	○					
	統計学基礎	1後	講義	2	○					

VII 自然 科学	数学基礎	1前・後	講義	2	○				
	物理学 I	1前	講義	2	○				
	物理学 II	1後	講義	2	○				
	脊椎動物の進化	1前	講義	2		○			
	地球史入門	1前	講義	2		○			
	地球環境学概論	1後	講義	2		○			
	バイオサイエンス基礎	1後	講義	2	○				
VIII 地域	福井を学ぶ	1前	講義	2	○				
	海と暮らし	1後	講義	2	○				
	恐竜学	1前	講義	2		○			
	暮らしを支える生物資源	1前	講義	2	○				
	水産増養殖学概論	1前	講義	2	○				
IX 第2 外国 語	中国語A	1前	講義	4	○			○	
	中国語B	1後	講義	4	○			○	
	中国語C	1前	講義	2	○			○	
	中国語D	1後	講義	2	○			○	
	韓国朝鮮語A	1前	講義	4	○			○	
	韓国朝鮮語B	1後	講義	4	○			○	
X 導入教育	導入ゼミナール	1前	演習	2	○		○		
	教養ゼミナール	1後	演習	2	○		○		
教職課程 の 設置 により 開設 する 科目	教育原理	1・2・3後	講義	2	○				
	教育史	1・2・3・4後	講義	2	○				
	教師論	1・2・3前	講義	2	○				
	教育制度論	1・2・3・4前	講義	2	○				
	教育社会学	1・2・3・4前	講義	2	○				
	教育心理学	1・2・3前	講義	2	○				
	発達心理学	1・2・3・4後	講義	2	○				
	特別支援教育	1・2・3・4後	講義	2	○				
	特別活動及び総合的な探究の時間の指導法	1・2・3・4前	講義	2	○				
	教育方法論（情報通信技術の活用含む）	1・2・3・4前	講義	2	○				
	生徒・進路指導論	1・2・3・4後	講義	2	○				
	教育相談	1・2・3・4後	講義	2	○				
	教育実習	4前	実験・実習	3	○		○		
	教職実践演習	4後	演習	2	○		○		
	道徳教育の理論と実践	1・2・3後	講義	2	○				
	理科教育法 I	1・2・3前	講義	2	○				
	理科教育法 II	1・2・3・4後	講義	2	○				
	学校インターンシップA	1前	実験・実習	1	○		○		
	学校インターンシップB	1後	実験・実習	1	○		○		
	化学 I	1前	講義	2					
生物学 I	1前	講義	2						
	地球科学フィールド実習 I	1前	実験・実習	2		○	○		

専門基礎科目	生物学序論	1前	講義	2		○			
	地学概論	1前	講義	2		○			
	古生物学概論	1後	講義	2		○			
	地層学	1後	講義	2		○			
	海洋生物学	1後	講義	2		○			
	植物生態学	2前	講義	2		○			
	地球年代学	2後	講義	2		○			
	科学英語	2前	講義	2		○		○	
	進化生物学	2前	講義	2		○			
	地球化学序論	2前	講義	2		○			
	古生物学 I (脊椎動物)	2前	講義	2		○			
	日本列島形成史	2前	講義	2		○			
	地質調査法実習 I	2前	実験・実習	2		○	○		
	地質図学演習	2前	演習	2		○	○		
	地球科学フィールド実習 II	2前	実験・実習	2		○	○		
	古生物学実習 I	2前	実験・実習	2		○	○		
	地球科学基礎実験	2前	実験・実習	1		○	○		
	古生物学実験	2後	実験・実習	2		○	○		
	デジタル古生物学概論	2後	講義	2		○		○	
	デジタル古生物学研究法実習	2後	実験・実習	2		○	○	○	
地球環境変動学	2後	講義	2		○				
地球化学	2後	講義	2		○				
海洋底地球科学	2後	講義	2		○				
地球科学フィールド研究	3前	演習	4		○	○			
卒業演習 I	4前	演習	2		○	○		○	
卒業演習 II	4後	演習	2		○	○		○	
卒業研究	4通	演習	8		○	○		○	
専門教育科目	恐竜・古生物コース 必修科目	古生物地理学	3前	講義	2		○		
		古生物データサイエンス学	3前	講義	2		○		○
		古生物多様性学	3前	講義	2		○		
		古生物学実習 II	3前	実験・実習	2		○	○	
		古生物学 II (微古生物)	3後	講義	2		○		
		古生物学課題演習	3後	演習	2		○	○	
地質・古環境コース 必修科目	地質調査法実習 II	3前	実験・実習	2		○	○		
	地球化学実験	3前	実験・実習	2		○	○		
	海洋地球科学実習	3前	実験・実習	2		○	○		
	災害・防災学 I	3後	講義	2		○			
	災害・防災学 II	4前	講義	2		○			
地質学課題演習	3後	演習	2		○	○		○	

専門応用科目	両コース選択必修科目	岩石・鉱物学	2前	講義	2		○			
		恐竜発掘実習	3後	実験・実習	2		○	○	○	
		地球物理学	2後	講義	2		○			
		恐竜学特論	2後	講義	2		○			
		ジオパーク学	2前	講義	2		○			
		コンピュータグラフィック概論	3前	講義	2		○			
		古植物学	3後	講義	2		○			
		古生物学Ⅲ（無脊椎動物）	3後	講義	2		○			
		応用地質学	3後	講義	2		○			
	GIS・リモートセンシング学	3後	講義	2		○			○	
	学芸員課程科目	博物館概論	2前	講義	2	○				
		博物館経営論	2前	講義	2	○				
		博物館教育論	2前	講義	2	○				
		博物館展示論	2後	講義	2	○				
		博物館情報・メディア論	2後	講義	2	○				
		博物館資料論	3前	講義	2	○				
		博物館資料保存論	3前	講義	2	○				
		生涯学習概論	3後	講義	2	○				
		博物館実習	4後	実験・実習	3	○		○		

恐竜学部 恐竜・地質学科 履修モデル【恐竜・古生物コース】

科目区分		1年前期	1年後期	2年前期	2年後期	3年前期	3年後期	4年前期	4年後期	単位数
一般 教育 科目	I 英語	英語A 英語B	英語C 英語D							
	II 情報	データサイエンス基礎	情報科学							
	I キャリア	キャリア形成論								
	II 英語					英語発展 II A				2
	III 情報									
	IV 人文科学		哲学 倫理学 ジェンダー論							2 2 2
	V 社会科学		政治学 現代人権論							2 2
	VI 健康科学	体育実技 I								1
	VII 自然科学	数学基礎 物理学 I	統計学基礎							2 2
	VIII 地域	福井を学ぶ								2
IX 第2外国語										
X 導入教育		導入ゼミナール								2
専門 教育 科目	専門 基礎 科目	地球科学フィールド実習 I	古生物学概論	地球科学基礎実験	古生物学実験	地球科学フィールド研究		卒業演習 I	卒業演習 II	2 2 2
		生物学序論	地層学	植物生態学	デジタル古生物学概論		卒業研究	卒業研究	2 4	
		地学概論	海洋生物学	科学英語	デジタル古生物学研究法実習					
				進化生物学	地球環境変動学					
				地球化学序論	地球化学					
			古生物学 I (脊椎動物)	海洋底地球科学						
			日本列島形成史	地球年代学						
			地質調査法実習 I							
			地質図学演習							
			地球科学フィールド実習 II							
		古生物学実習 I								
	恐竜・古生物コース 必修科目					古生物地理学 古生物データサイエンス学 古生物多様性学 古生物学実習 II	古生物学 II (微古生物) 古生物学課題演習			2 2 2 2
	地質・古環境コース 必修科目									2
	両コース選択必修 科目				恐竜学特論	コンピュータグラフィック概論	恐竜発掘実習 古植物学 GIS・リモートセンシング学 応用地質学			2 2 2 2
	学芸員課程科目									0
単位数:		23	24	21	16	16	12	6	6	124

【卒業要件・履修方法】以下に掲げる基準を満たし、合計124単位以上修得すること。

<一般教育科目>以下の基準を満たした上で、合計28単位以上修得すること。

- ・必修科目:12単位修得すること。
- ・選択必修科目:IV群・V群から10単位(主に文系科目)、VII群から6単位以上(主に理系科目)修得すること。

<専門教育科目>

- ・専門基礎科目:63単位修得すること。
- ・専門応用科目:
  - ▶ 恐竜・古生物コースの場合、恐竜・古生物コース必修科目12単位および両コース選択必修科目12単位を含めた合計24単位以上修得すること。
  - ▶ 地質・古環境コースの場合、地質・古環境コース必修科目12単位および両コース選択必修科目12単位を含めた合計24単位以上修得すること。

<一般教育科目、専門教育科目を問わず>

- ▶ 恐竜・古生物コースの場合、9単位以上修得すること。
- ▶ 地質・古環境コースの場合、9単位以上修得すること。

(履修科目の登録の上限49単位(年間))

単  
位  
数

37

63

12

12

0

恐竜学部 恐竜・地質学科 履修モデル【地質・古環境コース】

科目区分		1年前期	1年後期	2年前期	2年後期	3年前期	3年後期	4年前期	4年後期	単位数
一般 教育 科目	I 英語	英語A 英語B	英語C 英語D							
	II 情報	データサイエンス基礎	情報科学							
	I キャリア	キャリア形成論								
	II 英語					英語発展ⅡA	英語発展ⅡB			
	III 情報									
	IV 人文科学		哲学 倫理学 ジェンダー論							
	V 社会科学		政治学 現代人権論							
	VI 健康科学	体育実技Ⅰ								
	VII 自然科学	数学基礎 物理学Ⅰ	統計学基礎							
	VIII 地域	福井を学ぶ								
IX 第2外国語 X 導入教育		導入ゼミナール								
専門 教育 科目	専門 基礎 科目	地球科学フィールド実習Ⅰ	古生物学概論	地球科学基礎実験	古生物学実験	地球科学フィールド研究		卒業演習Ⅰ	卒業演習Ⅱ	
		生物学序論	地層学	植物生態学	デジタル古生物学概論		卒業研究	卒業研究		
		地学概論	海洋生物学	科学英語	デジタル古生物学研究法実習					
				進化生物学	地球環境変動学					
			地球化学序論	地球化学						
		古生物学Ⅰ(脊椎動物)	海洋底地球科学							
		日本列島形成史	地球年代学							
		地質調査法実習Ⅰ								
		地質図学演習								
		地球科学フィールド実習Ⅱ								
		古生物学実習Ⅰ								
	恐竜・古生物コース 必修科目									
	専門 応用 科目	地質・古環境コース 必修科目				地質調査法実習Ⅱ	災害・防災学Ⅰ	災害・防災学Ⅱ		
両コース選択必修 科目						地球化学実験	地質学課題演習			
				岩石・鉱物学		海洋地球科学実習	恐竜発掘実習			
						コンピュータグラフィック概論	応用地質学			
	学芸員課程科目						GIS・リモートセンシング学			
単位数:		23	24	23	14	14	12	8	6	124

【卒業要件・履修方法】以下に掲げる基準を満たし、合計124単位以上修得すること。

<一般教育科目>以下の基準を満たした上で、合計28単位以上修得すること。

- ・必修科目:12単位修得すること。
- ・選択必修科目:Ⅳ群・Ⅴ群から10単位(主に文系科目)、Ⅶ群から6単位以上(主に理系科目)修得すること。

<専門教育科目>

- ・専門基礎科目:63単位修得すること。
- ・専門応用科目:
  - ▶ 恐竜・古生物コースの場合、恐竜・古生物コース必修科目12単位および両コース選択必修科目12単位を含めた合計24単位以上修得すること。
  - ▶ 地質・古環境コースの場合、地質・古環境コース必修科目12単位および両コース選択必修科目12単位を含めた合計24単位以上修得すること。

<一般教育科目、専門教育科目を問わず>

- ▶ 恐竜・古生物コースの場合、9単位以上修得すること。
- ▶ 地質・古環境コースの場合、9単位以上修得すること。

(履修科目の登録の上限49単位(年間))

## 福井県立大学大学院ティーチング・アシスタント取扱要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、福井県立大学大学院ティーチング・アシスタントの取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

## (目的)

第2条 ティーチング・アシスタント制度は、大学院修士課程および博士前期課程の学生（以下「院生」という。）が教育的配慮の下に教員の補助者として従事することによって、大学教育の充実を図るとともに、当該院生に対して指導者としてのトレーニングの機会を提供することを目的とする。

## (名称)

第3条 補助者として従事する院生の名称は、ティーチング・アシスタント（以下「TA」という。）とする。

## (任務)

第4条 TAは、学部学生に対する実験、実習、演習等（以下「授業科目等」という。）に係る教育補助業務を行うものとする。

## (任期および勤務時間)

第5条 TAの任期は、1年以内とする。

2 勤務時間は1週間当たり10時間程度とし、1月に40時間、1年に300時間を超えないものとする。

3 前項の勤務時間については、院生としての授業科目等に支障が生じないように配慮しなければならない。

## (計画書の提出)

第6条 TAを希望する授業科目等担当教員は、業務内容計画書（様式第1号）を院生の指導教員の推薦書（様式第2号）を添えて、研究科長に提出しなければならない。

## (選考)

第7条 前条の規定により業務内容計画書が提出された場合、研究科長は速やかにTAを決定するものとする。

## (授業の管理責任および安全対策)

第8条 TAを任用して行う授業科目等担当教員は、当該TAによる教育補助業務を管理し、当該授業科目等の安全に十分配慮しなければならない。

2 授業科目等担当教員は、当該TAに対して、あらかじめ補助業務に関する指導を行わなければならない。

## (報告)

第9条 授業科目等担当教員は、TAが毎回作成する業務日誌（様式第3号）を確認した上で、毎月実施報告書（様式第4号）を作成し、研究科長に提出しなければならない。

## (報償費)

第10条 TAには、予算の範囲内において報償費を支給する。

## (委任)

第11条 この要領に規定するもののほか、TAの取扱いに関し必要な事項は、学長が定めるものとする。

## 附 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

## 附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

## 附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

## 附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

## 附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(様式第1号)

年 月 日

研究科長 様

授業科目等名  
担当教員  
職・氏名

令和 年度 ティーチング・アシスタント業務内容計画書

研究科・専攻	研究科	専攻
学籍番号		
氏名		
任期	年 月 日 ~ 年 月 日	
業務内容		

※指導教員の推薦書(様式第2号)を添付すること。

(様式第2号)

年 月 日

研究科長 様

指導教員  
職・氏名

推 薦 書

下記学生をティーチング・アシスタントとして推薦します。

記

- 1 研究科・専攻 \_\_\_\_\_ 研究科 \_\_\_\_\_ 専攻
- 2 学籍番号・氏名 \_\_\_\_\_
- 3 担当科目等名 \_\_\_\_\_

(様式第 4 号)

年 月 日

研究科長 様

授業科目等名  
担当教員  
職・氏名

令和 年 月 ティーチング・アシスタント実施報告書

研究科・専攻	研究科	専攻			
学籍番号 氏名					
実施日・授業時間数		実施日・授業時間数			
日	時間	分	日	時間	分
日	時間	分	日	時間	分
日	時間	分	日	時間	分
日	時間	分	日	時間	分
日	時間	分	日	時間	分
日	時間	分	日	時間	分
日	時間	分	日	時間	分
日	時間	分	日	時間	分
日	時間	分	日	時間	分
日	時間	分	日	時間	分
日	時間	分	日	時間	分
			累計	時間	分

※毎月提出すること。

(様式第 3 号)

TA業務日誌	
氏 名	
業務した月日・時間 時間数	月 日 ( ) : ~ : 時間 分
業務内容	

(様式第 3 号)

TA業務日誌	
氏 名	
業務した月日・時間 時間数	年 月 日 ( ) : ~ : 時間 分
業務内容	

## 公立大学法人福井県立大学ハラスメントの防止等に関する規程

平成19年4月1日  
公立大学法人福井県立大学規程第41号

## 目次

- 第1章 総則（第1条－第5条）
- 第2章 ハラスメント等人権問題に関する委員会（第6条－第14条）
- 第3章 相談（第15条・第16条）
- 第4章 注意または警告（第17条）
- 第5章 調停（第18条－第25条）
- 第6章 苦情（第26条－第38条）
  - 第1節 苦情の申出（第26条）
  - 第2節 調査（第27条－第34条）
  - 第3節 措置または処分の申出（第35条－第37条）
- 第7章 雑則（第38条－第42条）
- 附則

**第1章 総則**

（趣旨）

**第1条** この規程は、公立大学法人福井県立大学職員就業規則（平成19年公立大学法人福井県立大学規程第35号。以下「就業規則」という。）第38条第2項の規定に基づき、公立大学法人福井県立大学（以下「法人」という。）および福井県立大学（以下「大学」という。）におけるセクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントおよびその他の人権侵害行為（以下「ハラスメント等」という。）の防止および対策に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) セクシュアル・ハラスメント 他人に不当な不利益または身体的もしくは精神的苦痛を与える性的な言動をいう。
- (2) アカデミック・ハラスメント 教育研究上の優越的な地位を利用して、他人に不当な不利益または身体的もしくは精神的苦痛を与える行為（セクシュアル・ハラスメントを除く。）をいう。
- (3) パワー・ハラスメント 職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業環境を害する行為（セクシュアル・ハラスメントおよびアカデミック・ハラスメントを除く。）をいう。
- (4) その他の人権侵害行為 人種、民族、信条、性別、社会的身分、門地、障害、疾病または性的指向による差別その他の日本国憲法が保障する基本的人権を侵害する行為（セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントおよびパワー・ハラスメントを除く。）をいう。
- (5) 部局 学部、学術教養センター、情報センター、研究科、地域経済研究所、恐竜学研究所、キャリアセンターおよび事務局をいう。
- (6) 部局長 部局の長をいう。
- (7) 役員 公立大学法人福井県立大学定款第8条に規定する役員をいう。
- (8) 教員 就業規則第2条第2項に規定する教員をいう。
- (9) 事務職員 就業規則第2条第2項に規定する事務職員をいう。
- (10) 学生等 学生、研究生、科目等履修生および特別聴講学生をいう。

(1 1) 役職員・学生等 役員、教員、事務職員および学生等ならびにそれらの者であった者をいう。  
(基本理念)

**第3条** 法人は、役職員・学生等の人権を尊重し、ハラスメント等の防止、それによる被害者の救済および人権尊重の啓発に努めなければならない。

2 法人は、ハラスメント等の防止および対策に当たっては、被害者の人格およびその意思を尊重しなければならない。

3 法人は、ハラスメント等に対し、厳正に対処しなければならない。  
(理事長等の責務)

**第4条** 理事長および学長は、法人および大学におけるハラスメント等の防止に努めるとともに、ハラスメント等に対し、迅速かつ適切に対処しなければならない。

2 部局長は、当該部局におけるハラスメント等の防止に努めるとともに、ハラスメント等に対し、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(役員等の責務)

**第5条** 役員、教員、事務職員および学生等は、ハラスメント等を行ってはならず、その防止ならびに被害者の保護および救済に協力しなければならない。

## 第2章 ハラスメント等人権問題に関する委員会

(ハラスメント等人権問題に関する委員会)

**第6条** 法人に、ハラスメント等の防止および対策を図るため、ハラスメント等人権問題に関する委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

**第7条** 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) ハラスメント等の防止に関すること。

(2) ハラスメント等の相談に関すること。

(3) ハラスメント等の注意および警告に関すること。

(4) ハラスメント等の調停および調査に関すること。

(5) ハラスメント等の被害者の救済のための措置（以下「救済措置」という。）、就業または就学の環境の改善措置（以下「環境改善措置」という。）およびハラスメント等の加害者に対する処分について、理事長、学長または部局長への申出に関すること。

(6) その他ハラスメント等の防止および対策に関し必要な事項

(組織)

**第8条** 委員会は、次の委員をもって組織する。

(1) 副学長または学長補佐（特任学長補佐を含む。） 1人

(2) 事務局長

(3) 学生部長

(4) 法律学またはその関連分野を専門とする教員 1人

(5) 心理学またはその関連分野を専門とする教員 1人

(6) 教員（第1号、第3号、第4号および第5号に掲げる者を除く。） 6人（男女同数とする。）

(7) 事務職員（第2号に掲げる者を除く。） 2人（男女同数とする。）

2 前項第1号および第4号から第7号までの委員は、学長の指名により、理事長が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の任期の残余の期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長)

**第9条** 委員会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

**第10条** 委員会の会議は、委員長がこれを召集し、その議長となる。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。  
(定足数)

**第11条** 委員会は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

**第12条** 議長は、委員以外の者を委員会に出席させて説明を求め、または意見を述べさせることができる。

(会議の非公開)

**第13条** 委員会の会議は、公開しない。

(公表)

**第14条** 委員会は、毎事業年度、法人および大学におけるハラスメント等の概要を公表しなければならない。

### 第3章 相談

(相談員)

**第15条** 委員会に相談員を置く。

2 相談員は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ定める人数のうちから、学長の指名により、理事長が任命または委嘱する。

(1) ハラスメント等に関し高度の専門的な知識を有する教員 5人以内

(2) キャンパスソーシャルワーカー 1人

(3) ハラスメント等について専門的な知識を有する学外カウンセラー 4人

3 相談員は、第19条の調停委員会の委員（以下「調停委員」という。）および第27条の調査委員会の委員（以下「調査委員」という。）を兼ねることができない。

4 相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の相談員の任期は、前任者の在任期間とする。

5 委員会は、相談員の氏名および連絡先（電話番号を含む。）を、適切な方法により、一般に周知するものとする。

(職務)

**第16条** 相談員は、次に掲げる事項を行う。

(1) ハラスメント等に関する相談に応じ、相談者に問題解決に必要な知識および情報等を提供すること。

(2) 相談があった事実、相談者の意向等を記録し、その概要を委員会に報告すること。

(3) 相談者からハラスメント等に係る注意、警告、当事者間の調停、苦情または被害者の救済について要請があったときは、その旨を委員会に報告すること。

(4) ハラスメント等の被害が重大で、緊急に措置または処分が必要であると認めるときは、その旨を直ちに委員会に報告すること。

### 第4章 注意または警告

(注意または警告)

**第17条** 委員会は、役職員・学生等から、ハラスメント等をされたとして当該ハラスメント等に係る注意または警告を求める旨の申出を受けたときは、当該申出の相手方に対し、注意または警告をすることができる。

2 前項の規定による注意または警告の申出をするときは、あらかじめ相談員に相談しなければならない。

3 第1項の注意または警告は、委員長が、相手方の所属する部局長の立会いの下にその内容および理由を記載した書面を交付しておこなう。

4 第1項の注意または警告は、公立大学法人福井県立大学就業規則第47条に基づく懲戒処分とし

て行われるものではない。

## 第5章 調停

(調停の申立て)

**第18条** ハラスメント等により害を被った役職員・学生等およびその相手方は、委員会に調停の申立てをすることができる。

2 前条第2項の規定は、調停の申立てについて準用する。

(調停委員会)

**第19条** 委員会は、前条第1項の規定に基づく調停の申立てがあったときは、速やかに、調停委員会を設置しなければならない。

(組織)

**第20条** 調停委員会は、委員会の委員の中から委員長が指名する3人の調停委員(男女のいずれか一方のみであってはならない。)をもって組織する。

2 調停委員は、調査委員を兼ねることができない。

3 調停委員会は、ハラスメント等に係る調停を行う。

(調停委員の交替)

**第21条** 調停委員に、第38条の規定に違反する行為があったときは、当事者は、委員長に対し、当該調停委員を調停委員会から外すよう、申し出ることができる。

2 委員長は、前項の申出が理由があるときは、当該調停委員に代えて、後任の委員を指名しなければならない。

(準用)

**第22条** 第9条乃至第13条の規定は、調停委員会について準用する。

(手続)

**第23条** 調停委員会による調停に当っては、当事者は付添人を付けることができる。

2 調停において当事者間に合意が成立し、これを書面に記載したときは、調停が成立したものとする。

3 調停委員会による調停は、次の各号のいずれかに該当するとき終了するものとする。

(1) 調停が成立したとき。

(2) 当事者が、調停の打ち切りを申し出たとき。

(3) 調停委員会が、相当期間内に当事者間に合意が成立する見込みがないと判断したとき。

4 委員会は、調停が終了したときは、調停委員会を解散するものとする。

(調停の結果の報告)

**第24条** 調停委員会は、調停の結果を委員会に報告しなければならない。

(法人の責務)

**第25条** 法人は、調停が成立したときは、その内容の実現に協力しなければならない。

## 第6章 苦情

### 第1節 苦情の申出

(苦情の申出)

**第26条** ハラスメント等により害を被った役職員・学生等は、委員会に苦情の申出をすることができる。

2 第17条第2項の規定は、前項の苦情の申出について準用する。

### 第2節 調査

(調査委員会)

**第27条** 委員会は、前条第1項の規定に基づく苦情の申出があったときは、速やかに、調査委員会を設置しなければならない。

2 委員会は、前項の場合を除いて、ハラスメント等の被害が重大かつ明白である場合であって、救

済措置または加害者に対する処分が必要とされる特別の事情があるときは、調査委員会を設置することができる。

(所掌事務)

**第28条** 調査委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) ハラスメント等に係る事実の調査
- (2) 調査結果の記録および委員会への報告

(組織)

**第29条** 調査委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 原則として、苦情の相手方の所属する部局以外の部局の教員 2人(男女同数とする。)
- (2) 法律学またはその関連分野を専門とする教員 1人
- (3) 心理学またはその関連分野を専門とする教員 1人
- (4) 事務職員 2人(男女同数とする。)

(5) 弁護士 1人

2 前項第1号乃至第4号の委員は、委員長が指名する。

3 第1項第5号の委員は、委員長の指名により、理事長が委嘱する。

4 第21条の規定は、調査委員について準用する。

(定足数)

**第30条** 調査委員会は、3分の2以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

(準用)

**第31条** 第9条、第10条、第12条および第13条の規定は、調査委員会について準用する。

(手続)

**第32条** 調査委員会は、調査に当たっては、苦情の申出をした者(以下「申出人」という。)および苦情の相手方に意見を述べる機会を与えなければならない。

2 調査委員会による調査に当たっては、当事者は、付添人を付けることができる。

3 調査委員会による調査は、原則として、調査委員会設置後2箇月以内に完了するものとする。ただし、やむを得ない事由が生じたときは、相当期間延長することができる。

(解散)

**第33条** 調査委員会は、次のいずれかに該当するとき解散するものとする。

(1) 調査が完了したとき。

(2) 申出人が、調査の打ち切りを申し出たとき。

(3) 委員会が、調査委員会の申出により、相当期間内に調査が完了する見込みがないと判断したとき。

(調査結果の報告)

**第34条** 調査委員会は、調査の結果を、速やかに、委員会に報告しなければならない。

2 委員会は、調査委員会の調査の結果を当事者に通知しなければならない。

### 第3節 措置または処分の申出

(措置等の申出)

**第35条** 委員会は、調査委員会の調査の結果に基づき、救済措置または環境改善措置が必要と判断したときは、それらの案を作成し理事長、学長または部局長に申し出なければならない。

2 委員会は、調査委員会の調査の結果に基づき、加害者に対する処分が必要と判断したときは、その案を作成し、その者が教員または学生等であるときは学長に、役員または事務職員であるときは理事長に、申し出なければならない。

(通知)

**第36条** 委員会は、前条の規定に基づく措置または処分の申出をすることを決定したときは、申出に先立ち、その旨および当該申出の内容を当事者に通知しなければならない。前条の規定に基づく措置または処分の申出をしないことを決定したときも、同様とする。

(異議申立て)

**第37条** 当事者は、前条の規定による通知を受けた場合において、その内容に不服があるときは、委員会に異議申立てをすることができる。

2 異議申立ては、前条による通知があったことを知った日の翌日から起算して14日以内に行なければならない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

3 異議申立てが前項の定める期間経過後にされたものであるとき、その他不適法であるときは、委員会は、当該異議申立てを却下する決定をしなければならない。

4 異議申立てが理由がないときは、委員会は、当該異議申立てを棄却する決定をしなければならない。

5 異議申立てが理由があるときは、当該決定の全部もしくは一部を取り消し、またはこれを変更する決定をしなければならない。

6 異議申立てがあった場合において、委員会が必要と認めるときは、1箇月以内の期間を定めて調査委員会に再度の調査を求めることができる。

## 第7章 雑則

(委員等の義務)

**第38条** 委員、相談員、調停委員および調査委員は、ハラスメント等の被害者の抑圧および被害の揉み消しを行ってはならない。また、職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(不利益取扱いの禁止)

**第39条** 役員、教員、事務職員および学生等は、ハラスメント等に関して、相談、注意もしくは警告の申出、調停の申立て、苦情申出または調査委員会の調査への協力その他正当な対応をした者に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

(虚偽の申出等の禁止)

**第40条** 役職員・学生等は、ハラスメント等に関し、虚偽の申出、申立および証言をしてはならない。

(庶務)

**第41条** 委員会の庶務は、事務局において処理する。

(補則)

**第42条** この規程に定めるもののほか、ハラスメント等の防止および対策に関し必要な事項は、委員会の議を経て、理事長が細則で定める。

### 附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成22年11月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、令和3年5月14日から施行する。

### 附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年度後期  
福井県内大学および短期大学ならびに高等専門学校間単位互換制度による  
福井県立大学特別聴講学生募集要項

## 1 本制度の実施趣旨

本制度は、福井県内の大学および短期大学ならびに高等専門学校間の相互の交流と教育課程の充実を図ることを目的としています。

本学で授業科目を履修し、修得した単位は、学生の所属する大学等において修得した単位として認定されます。

## 2 出願資格

福井大学、仁愛大学、仁愛女子短期大学、福井工業高等専門学校、福井工業大学、福井医療大学及び敦賀市立看護大学に在籍する学生（大学院学生を除く。）で、本学において授業科目の履修を希望する者

## 3 授業料等

特別聴講学生の検定料、入学料および授業料は徴収しません。

## 4 開放科目

別紙「令和5年度後期福井県立大学単位互換開放科目」のとおりです。（都合により授業科目を開講しない場合や変更する場合があります。また、対面授業ではなく、遠隔授業（オンライン授業）となる場合があります。）

## 5 出願手続

本学の特別聴講学生を希望する者は、令和5年6月23日(金)～6月30日(金)の間に、所属する大学等の担当窓口にて、福井県立大学特別聴講学生願書、写真票を提出してください。

## 6 受入れ可否の通知

所属大学を通じ、9月に通知されます。

## 7 履修期間

履修する授業科目が開講される学期または年度とし、1年以内とします。

## 8 特別聴講学生に対するガイダンスの実施

別途通知します。

## 9 試験の実施方法

受験上の取扱い等については、本学の規則によります。

## 10 単位認定

本学からの成績通知に基づき、派遣大学等において認定されます。

## 11 本学の施設の利用

履修上必要な施設・設備（付属図書館、食堂等）を利用することができます。

なお、通学する際には本学が発行する「特別聴講学生証」および派遣大学の学生証を携帯してください。

## 12 授業時間割（変更となる場合があります）

第1限	第2限	第3限	第4限	第5限
9:00～10:30	10:40～12:10	13:00～14:30	14:40～16:10	16:20～17:50

## 13 本学の所在地および問い合わせ先

福井県永平寺町松岡兼定島 4-1-1 福井県立大学教育推進課  
(TEL 0776-61-6000 内線 1022)

特別聴講派遣学生規程

様式第4号（第11条関係）

特別聴講学生願書

年 月 日

福井県立大学長 様

大学  
高等専門学校  
学部  
科  
学科  
専攻  
学生番号  
氏 名

私は、福井県立大学の特別聴講学生として、下記のとおり授業科目を履修したいので、許可してくださるようお願いいたします。

記

授業科目	履修期間	単位数	担当教員名
	自 年 月 日 至 年 月 日		

(写真票)

在籍大学			
学部・学科			
学籍番号(学年)			
フリガナ 氏名  (生年月日)	( 年 月 日生)	性別	写真添付 3cm×4cm 脱帽上半身
現住所  (電話番号)			

1 履修期間 令和5年度 前期・後期

2 本学の授業科目を履修する目的

.....  
.....  
.....  
.....

3 履修科目

授業科目名	単位数	担当教員名	曜日	時限	備考

## 福井県立大学 学年暦（令和5年度後期）

令和5年10月2日（月）～ 後期授業開始

令和5年12月28日（木）～令和6年1月3日（水） 冬季休業

令和6年2月1日（木）～2月7日（水） 後期期末試験

令和6年2月8日（木）～2月9日（金） 後期期末試験予備日

令和6年2月10日（土）～3月31日（日） 春季休業

※令和5年10/28（土）、11/25（土）、12/16（土）、  
12/27（水）、令和6年1/29（月）～31（水）について  
は、補講日となる場合があります。

※令和6年1月9日（火）は月曜の授業を行います。

## 単位互換制度に関する恐竜学部開放予定科目

No	授業科目名	担当教員	開講時期	単位数	備考
1	古生物学概論	高田、安藤	後期	2	専門教育科目
2	地層学	西、安藤	後期	2	専門教育科目
3	古生物地理学	西、高田	前期	2	専門教育科目
4	古植物学	中村、大石、 寺田、湯川	後期	2	専門教育科目
5	博物館概論	中川、高津	前期	2	専門教育科目
6	博物館経営論	池上、辻野、一島	前期	2	専門教育科目
7	博物館教育論	國崎	前期	2	専門教育科目
8	博物館展示論	鹿納、柴田、蘇	後期	2	専門教育科目
9	博物館情報・メディア論	鹿納、千秋	後期	2	専門教育科目
10	博物館資料論	鹿納、小泉	前期	3	専門教育科目
11	博物館資料保存論	鹿納、千秋	前期	3	専門教育科目
12	生涯学習概論	國崎	後期	3	専門教育科目
13	博物館実習	柴田、河部 今井、服部	後期	4	専門教育科目
14	地球環境学概論	西、安藤	後期	2	一般教育科目
15	脊椎動物の進化	河部、今井	前期	2	一般教育科目
16	恐竜学	柴田、服部	前期	2	一般教育科目

※募集状況によっては、抽選を行う場合がある。

## 成績評価異議申立てに関する要領

令和2年4月1日

公立大学法人福井県立大学要領第2号

(趣旨)

**第1条** この要領は、福井県立大学の授業を履修する学生が、履修した授業科目に係る成績評価に対し異議申立てを行う場合の手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要領において「学生」とは、本学に在籍している学部学生、大学院学生および科目等履修生等本学において単位を修得できる者をいう。

2 この要領において「学部長等」とは、授業を所管する各学部、学術教養センター、情報センターおよび各研究科の長をいう。

(異議申立事由)

**第3条** 学生は、当該期の履修科目に係る成績評価について疑義がある場合は、授業担当教員（非常勤講師の場合は学部長等）から説明を受けるものとする。

2 学生は、次の各号に掲げる事項に該当する場合で、前項の授業担当教員の説明では解決が得られなかったときは、学部長等へ異議を申立てることができる。

- (1) 成績の誤記入等、明らかに授業担当教員の成績評価誤りであると思われるもの
- (2) シラバスまたは授業担当教員の説明等により周知している成績評価の方法から、明らかに逸脱した評価であると思われるもの

(異議申立手続)

**第4条** 異議を申し立てようとする学生は、履修科目に係る成績評価についての異議申立書（様式第1号。以下「異議申立書」という。）を事務局教育推進課（小浜キャンパスにおいては企画サービス室。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 異議申立てができる期間は、当該成績評価の開示日から原則として8日（卒業または修了の判定に関わる場合は3日）以内とする。

3 学生からの異議申立てがあった場合、教育推進課は、異議申立書を学部長等に送付するとともに、異議申立書の写しを保管する。

4 学部長等は、異議申立書の写しを当該授業担当教員に送付する。

5 当該授業担当教員は、速やかに、履修科目に係る成績評価についての異議申立てに係る意見書（様式第2号。以下「意見書」という。）を作成の上、学部長等へ提出する。

6 学部長等は、当該異議申立てについて調査を行うため調査委員会を設置する。調査委員会は、原則として、学部長等、学生部長、当該履修科目に係る学科長または専攻科長、当該学部等の教育研究委員会委員で構成するが、当該授業担当教員である場合は調査に加わらないものとする。学部長等は必要に応じ、調査委員会の委員を変更することができるものとする。

7 調査委員会は、当該授業担当教員から提出のあった意見書の内容について確認し、調査する。この場合においては、調査委員会が必要と認めるときは、当該授業担当教員に対し、成績評価に用いた資料の提出および異議申立てを行った学生と当該授業担当教員に対して詳細な説明を

求めることができる。

8 学部長等は前項の調査の結果、必要と認めるときは、成績評価を訂正させることができる。

9 学部長等は、異議申立書を受理した日から原則として8日（卒業または修了の判定に関わる場合は3日）以内に、成績評価についての異議申立てに係る回答書（様式第3号。以下「回答書」という。）により、教育推進課を通じ当該異議申立てを行った学生に回答するものとする。  
なお、教育推進課は、回答書の写しを保管するものとする。

10 異議申立てへの回答に対しての再異議申立ては認めない。

（委員会への報告）

**第5条** 学部長等は、回答後速やかに、異議申立ておよび回答の内容について教育研究委員会へ報告しなければならない。

#### **附 則**

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

#### **附 則**

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

## 成績評価についての異議申立書

令和 年 月 日

学部長・センター長・研究科長 様

所 属 \_\_\_\_\_

学籍番号 氏 名 \_\_\_\_\_

連絡先 (確実に連絡が取れるもの) \_\_\_\_\_

令和 年度開講の下記授業科目の担当教員による成績評価について、下記の理由により、異議を申し立てます。

### 記

- 1 授業科目名 \_\_\_\_\_ (前期・後期・通年・集中) 曜日 限目
- 2 担当教員名 \_\_\_\_\_
- 3 成績の評価 \_\_\_\_\_ 優・良・可・不可
- 4 異議申立理由 (具体的に記入してください。)

成績評価についての異議申立てに係る意見書

令和 年 月 日

学部長・センター長・研究科長 様

担当教員名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

令和 年 月 日付けで申立てのありました次の科目の成績評価に係る異議について、以下のとおり意見を申し述べます。

記

- 1 授業科目名 \_\_\_\_\_ (前期・後期・通年・集中) 曜日 限目
- 2 学生氏名 \_\_\_\_\_
- 3 意見内容

成績評価についての異議申立てに係る回答書

令和 年 月 日

( 学 生 氏 名 ) 様

学部長・センター長・研究科長

令和 年 月 日付けで申立てのありました次の科目の成績評価に係る異議について、以下のとおり回答します。

記

- 1 授業科目名 \_\_\_\_\_ (前期・後期・通年・集中) 曜日 限目
- 2 担当教員名 \_\_\_\_\_
- 3 回答内容

## 福井県立大学 GPA に関する要領

令和2年4月1日  
公立大学法人福井県立大学要領第3号

(目的)

**第1条** この要領は、福井県立大学履修規定第15条第3項の規定に基づき、福井県立大学におけるグレード・ポイント・アベレージ（履修科目の成績の平均値。以下「GPA」という。）に関し必要な事項を定める。

(評価等)

**第2条** 学生が履修した授業科目の成績の評語、評点およびグレード・ポイント（評価により与えられる数値。以下「GP」という。）は、次表のとおりとする。

評語	評点	GP
優	80点以上	$\frac{\text{評点} - 55}{10}$
良	70点以上 80点未満	
可	60点以上 70点未満	
不可	60点未満	0

(GPAの算定)

**第3条** 各学期のGPA（以下「学期GPA」という。）、各年度のGPA（以下「年度GPA」という。）および通算のGPA（以下「通算GPA」という。）は、次の式により計算するものとし、その数に小数点以下第三位未満の端数があるときは、小数点以下第四位の値を四捨五入するものとする。

$$\text{学期 GPA} = \frac{\text{(当該学期の履修科目の GP} \times \text{当該科目の単位数) の総和}}{\text{当該学期の履修登録した科目の総単位数}}$$

$$\text{年度 GPA} = \frac{\text{(当該年度の履修科目の GP} \times \text{当該科目の単位数) の総和}}{\text{当該年度の履修登録した科目の総単位数}}$$

$$\text{通算 GPA} = \frac{\text{(全学期の履修科目の GP} \times \text{当該科目の単位数) の総和}}{\text{全学期の履修登録した科目の総単位数}}$$

※ 上記算式の対象となる科目は第4条に規定する対象授業科目とし、再履修科目については第5条に留意すること。

(対象授業科目)

**第4条** 本学入学後に履修した卒業要件科目（学部、学術教養センターおよび情報センターにおいて単位を与える科目をいう。以下同じ。）をGPAの対象授業科目とする。

2 前項の規定にかかわらず、学部長は、卒業要件科目以外の科目をGPAの対象授業科目にし、または、卒業要件科目をGPAの対象授業科目から除外することができる。

(再履修におけるGPAの取扱い)

**第5条** 不合格科目（一般教育科目の英語Ⅱaおよび英語Ⅱbを除く。）を再履修し合格の評価を得た場合および再履修の結果再び不合格の評価であった場合の、それぞれの再履修前の不合格評価

については、通算 GPA には算入しない。

(GPA の通知)

**第6条** GPA は、成績通知書に記載し学生へ通知する。

(GPA の利用)

**第7条** GPA は、学生の履修指導、学習支援のために用いる。

2 GPA は、「高等教育の修学支援制度」における成績要件の判定のために用いることができる。

(その他)

**第8条** この要項に定めるもののほか、GPA の取扱いに関し必要な事項は、教育研究委員会が別に定める。

#### **附 則**

この要領は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度前期の成績から適用する。

#### **附 則**

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

## 教育実習 受入先

No	高校名	所在地	受入可能人数
1	福井県立勝山高校	福井県勝山市昭和町2丁目3-1	15名
2	福井県立大野高校	福井県大野市新庄10-28	15名

福井県立大学  
教育実習成績報告票

令和 年 月 日

## 実 習 校

都道府県名	学 校 名	学 校 長 氏 名	実 習 担 当 教 員
		印	印

## 実習生・実習教科

学 部 ・ 学 科	年 次	学 籍 番 号	氏 名	実習教科名
	回生			

## 出 勤 状 況

実 習 期 間	出席すべき日数	出席した日数	欠 席 した 日 数			遅 刻	早 退
自 月 日	日	日	病 欠	事 故 欠	そ の 他	日	日
至 月 日			日	日	日		

## 事 項 別 評 価

区分	事 項	( お も な 着 眼 点 )	評 価			
学 習 指 導	基 礎 学 力 ・ 知 識	ことばが明瞭で、文字が正しく書け、基礎的な知識、学力を有しているか、など。	A	B	C	D
	教 材 研 究 ・ 工 夫	教材研究や準備をよくやり、計画的に創意工夫をし、指導をおこなおうとしたか、など。	A	B	C	D
	指 導 態 度 ・ 技 術	到達目標を明らかにして、すべての生徒によく理解させるよう努力し、生徒のつまづきなどの原因を明らかにしようとしたか、など。	A	B	C	D
生 徒 指 導	個 別 ・ 集 団 指 導	個々の生徒および学級集団全体に着目し、問題に応じて個別的・集団的に解決しようとしたか、など。	A	B	C	D
	生 徒 へ の 接 触	生徒の中にとけこみ、個々の生徒をよく理解しようとしたか、など。	A	B	C	D
	教 科 外 指 導	学級活動・クラブ活動等の指導を意欲的におこなったか、など。	A	B	C	D
実 習 態 度	勤 務 態 度 ・ 熱 意	勤怠を含めて、教育的熱意はみられたか、など。	A	B	C	D
	事 務 ・ 実 務 能 力	学級経営上の事務処理などがうまくできたか、など。	A	B	C	D
	レポ-トなどの提出物	レポート・実習簿・研究物・書類などを主題に即して的確に記述し、期限を守って提出したか、など。	A	B	C	D
	教 育 的 視 野	職場・地域などの様子を理解しようとし、自主的・協力的に教育を進めようとしたか、など。	A	B	C	D

## 総 合 評 価

A	B	C	D	<p>実習生としての努力と成果に着目して、左欄 A (優)、B (良)、C (可)、D (不可)のいずれかに○印を付けてください。</p> <p>A: よく努力し、実習の実をあげることができた。 B: 努力し、実習の成果はあった。</p> <p>C: いままじしの努力と実習の成果が望まれる。 D: 全く努力に欠け、実習の成果は認められなかった。</p>
---	---	---	---	---

概 評	

備考 本票の使用については、裏面の「福井県立大学 教育実習成績報告票についての補足説明」をご参照ください。

## 「福井県立大学 教育実習成績報告票」についての補足説明

### 1 事項別評価

事項別評価については、各着眼点を十分御留意していただき、実習校の実情に即して指導・評価して下さるようお願いいたします。

しかしながら、実習校の実状によっては、例えば「学習指導」面にのみ重点がおかれ、「生徒指導」的な側面にふれることが少ない場合があるかもしれません。その場合でも、「学習指導」そのものが「生徒への接触」であることを考慮して評価して下さることを期待します。

### 2 総合評価

この欄は、「事項別評価」の単なる平均としてでなく、10項目の中に含み得ない一般的内容も加味され、総合的に評価していただくことを希望します。

なお、この教育実習成績評価票は、教育実習生の評価のためにのみ使用していただくもので、学校や教育実習生担当教員の教育方針や内容を規制するものではありませんので、よろしく願いいたします。

## 福井県立大学海外留学派遣制度補助金取扱要綱

令和 5 年 6 月 1 日

(趣旨)

**第 1 条** 学長は、学生の学力の向上と国際感覚の育成を図るため、本学に在籍する学生が外国における研修等に参加する際の経費に対し、この要領の定めることにより予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助金の交付)

**第 2 条** 海外留学派遣制度補助金（以下「補助金」という。）は、本学が別表 1 で定める外国の大学等（以下、「指定大学」という。）において実施している研修（以下「海外研修」という。）に参加する学生に対し、別表 2 で定める補助対象および補助基準に基づき交付するものとする。ただし、私費外国人留学生在が当該留学生の母語と同じ言語を用いる国または地域へ海外研修する場合は対象外とする。

(補助金の交付決定)

**第 3 条** 海外研修に参加することが決定した学生は、補助金交付申請書（様式第 1 - 1 号）を提出するものとする。

2 学長は、提出された補助金交付申請書に基づき、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第 2 - 1 号）により通知することとする。

3 海外研修の補助金概算払いを希望する学生は補助金概算払交付申請書（様式第 1 - 2 号）と保証人承諾書を提出するものとする。ただし授業料の滞納がない者に限る。

4 学長は、提出された補助金概算払交付申請書に基づき、補助金の概算払交付を決定し、補助金概算払交付決定通知書（様式第 2 - 2 号）により通知することとする。

(実績報告書の提出等)

**第 4 条** 研修に参加した学生は、帰国後速やかに、参加した研修機関等が発行する修了を証する書類および交付対象経費に関する領収書等を添えて、海外研修実績報告書（様式第 3 号）を学長に提出しなければならない。概算払いを受けた学生はこれを精算申請とする。

2 研修に参加した学生は、研修報告会に参加し、大学広報行事等に協力するものとする。

(補助金の交付)

**第 5 条** 学長は、提出された書類を基に参加学生の研修報告会参加後、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第 4 号）により通知することとする。

2 前項の通知を受けた学生は、1 週間以内に補助金請求書（様式第 5 - 1 号）を国際・留学支援課に提出するものとする。

3 第 3 条 4 項の通知を受けた学生は、1 週間以内に、補助金概算払請求書（様式第 5 - 2 号）を国際・留学支援課に提出するものとする。

(補助金の交付取消し)

**第 6 条** 補助金の交付を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当した場合、補助金の交付を取り消すものとする。補助金概算払を受けた者については交付を取消し、保証人に対して補助金全額の返還請求を行う。

(1) 研修で義務付けられている授業の履修を修了しないとき

(2) 研修の成果が得られないと判断されたとき

(3) 出発前に研修を辞退するとき

(4) 学生の都合により途中帰国するとき

(5) 研修先から受け入れの継続を拒否されたとき

(6) その他教員または事務局が補助金の交付を不相当と認めたとき

(委任)

**第 7 条** この要領に規定するもののほか、海外留学派遣制度の取扱いに関し必要な事項は、学長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 7 月 4 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 12 月 27 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 1 月 25 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 12 月 20 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 1 月 16 日から施行する。

附 則

- この要領は、平成28年7月8日から施行する。  
附 則
- この要領は、平成29年1月10日から施行する。  
附 則
- この要領は、平成30年4月16日から施行する。  
附 則
- この要領は、平成30年7月10日から施行する。  
附 則
- この要領は、平成31年4月16日から施行する。  
附 則
- この要領は、令和元年8月7日から施行する。  
附 則
- この要領は、令和2年9月11日から施行する。  
(新型コロナウイルス感染症対策に伴う措置)  
当分の間、海外研修については、指定大学が実施するオンライン講座等も含めるものとする。別表2に定める補助対象学年以外の学生については、大学が認める場合に限り補助対象者とみなすこととする。  
附 則
- この要領は、令和3年1月13日から施行する。  
附 則
- この要領は、令和3年3月23日から施行する。  
附 則
- この要領は、令和3年4月1日から施行する。  
附 則
- この要領は、令和4年5月27日から施行する。  
附 則
- この要領は、令和4年12月7日から施行する。  
附 則
- この要領は、令和5年6月1日から施行する。

別表1(第2条関係)

研修	大学等
短期海外研修(本学が実施する1か月程度の英語・中国語研修)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・台湾 高雄科技大学</li> <li>・台湾 台中科技大学</li> <li>・台湾 宜蘭大学</li> <li>・中国 浙江工商大学</li> <li>・イギリス チェスターカレッジ</li> <li>・オーストラリア クイーンズランド大学</li> <li>・オーストラリア ボンド大学附属英語学校</li> <li>・オーストラリア フリンダース大学</li> <li>・オーストラリア クイーンズランド工科大学 QUT カレッジ</li> <li>・アメリカ ELS ランゲージセンターズ(全米各地:個人研修)</li> <li>・アメリカ ハワイ大学</li> <li>・カナダ ILSC バンクーバー</li> </ul>
長期海外研修(半年(1学期)または1年(2学期)程度の研修)	学術交流協定校
学術交流協定校等が実施する短期海外研修(原則2週間以上の研修)	
単位認定協定の締結校(半年(1学期)または1年(2学期)程度の研修)	単位認定協定の締結校(半年(1学期)または1年(2学期)程度の研修)

別表2(第2条関係)

補助対象			補助基準
研修	学生	経費	
短期海外研修 (本学が実施する1か月程度の英語・中国語研修)	学部 2年次生以上  ただしオンラインプログラムを春に実施の場合は学部1年次生以上も対象とする	①本学または自宅から指定大学の所在地との間の運賃(海外旅行保険費用を含む) ②授業を履修するために指定大学等に納付する経費 ③ビザ取得に要する経費 ④宿舍等借り上げに要する経費(生活費は除く) (補助金の支給は原則精算払いとし、希望者には概算払いを行う)	英語研修: 補助対象経費の1/2 (ただし20万円を限度とする)
			中国語研修: 補助対象経費の1/2 (ただし15万円を限度とする)
短期海外研修(本学が実施する1か月程度の英語研修)	成績優秀者 5名	①本学または自宅から指定大学の所在地との間の運賃(海外旅行保険費用を含む) ②授業を履修するために指定大学等に納付する経費 ③ビザ取得に要する経費 ④宿舍等借り上げに要する経費(生活費は除く)	英語研修: 補助対象経費の1/4(ただし10万円を限度とする)を追加支給
長期海外研修 (半年(1学期)または1年(2学期)程度の研修)	学部 2年次生以上	①本学または自宅から指定大学の所在地との間の運賃(海外旅行保険費用を含む) ②授業を履修するために指定大学等に納付する経費 ③ビザ取得に要する経費 ④宿舍等借り上げに要する経費(生活費は除く)	補助対象経費の1/2 (ただし30万円を限度とする)
学術交流協定校等が実施する短期海外研修 (原則2週間以上の研修)	学部生 大学院生	①本学または自宅から指定大学の所在地との間の運賃(海外旅行保険費用を含む) ②授業を履修するために指定大学等に納付する経費 ③ビザ取得に要する経費 ④宿舍等借り上げに要する経費(生活費は除く) (補助金の支給は原則精算払いとし、希望者には概算払いを行う)	補助対象経費の1/2 (ただしアジア圏は10万円、それ以外の地域は15万円を限度とする)
単位認定長期海外研修 (半年(1学期)または1年(2学期)程度の研修)	学部 2年次生以上	①本学または自宅から指定大学の所在地との間の運賃(海外旅行保険費用を含む) ②授業を履修するために指定大学等に納付する経費 ③ビザ取得に要する経費 ④宿舍等借り上げに要する経費(生活費は除く)	補助対象経費の1/2 (ただし6か月間までは25万円、1年間までは50万円を限度とする)

## 福井県立大学科目等履修生規程

平成19年4月1日  
公立大学法人福井県立大学規程第68号

(趣旨)

**第1条** この規程は、福井県立大学学則（平成19年公立大学法人福井県立大学規程第59号）第75条の規定に基づき、科目等履修生に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学の時期)

**第2条** 科目等履修生の入学の時期は、学期の始めとする。ただし、学長が特別の事由があると認めるときはこの限りでない。

(科目)

**第3条** 学長は、每期、科目等履修を認める科目およびその定員を決定し、公示する。

(入学出願手続)

**第4条** 科目等履修生として入学を志願する者は、次に掲げる書類に入学検定料を添えて、学長に提出しなければならない。

- (1) 入学願書（様式第1号）
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の卒業（修了）証明書
- (4) その他学長が必要と認めるもの

(入学者の選考)

**第5条** 志願者に対しては、教授会が選考を行う。

(入学手続および入学許可)

**第6条** 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、本人および保証人連署の誓約書ならびに別に定める書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項に規定する入学手続を完了した者に入学を許可する。

(科目等履修生証の交付)

**第7条** 科目等履修生には、科目等履修生証（様式第2号）を交付する。

2 科目等履修生は、科目等履修生証を常に所持しなければならない。

(科目等履修料の納付)

**第8条** 科目等履修生は、所定の期日までに科目等履修料を納付しなければならない。

2 前項の科目等履修料のほか、実験、実習または実技に要する特別の費用は、科目等履修生の負担とする。

(在学期間)

**第9条** 科目等履修生の在学期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情があるときは、期間延長願（様式第3号）を学長に提出し、許可を得て履修期間を延長することができる。

(単位の認定)

**第10条** 科目等履修生に対しては、単位を与えることができる。

2 前項の単位修得の認定は、福井県立大学履修規程（平成19年公立大学法人福井県立大学規程第60号）および福井県立大学大学院履修規程（平成19年公立大学法人福井県立大学規程第61号）に基づき行う。

(証明書)

**第11条** 科目等履修生で単位を授与された者に対し、本人の請求により単位修得証明書（様式第4号）を交付する。

(責務)

**第12条** 科目等履修生は、この規程のほか福井県立大学の諸規程を遵守しなければならない。

(入学許可の取消)

**第13条** 学長は、科目等履修生が福井県立大学の諸規程に違反したときは、教授会の意見を聴いて、第6条第2項の規定による許可を取り消すことができる。

**附 則**

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

## 福井県立大学聴講生規程

平成19年4月1日  
公立大学法人福井県立大学規程第69号

(趣旨)

**第1条** この規程は、公立大学法人福井県立大学学則（平成19年福井県立大学規程第59号）第75条の規定に基づき、聴講生に関し必要な事項を定めるものとする。

(科目)

**第2条** 学長は、每期、聴講を認める科目およびその定員を決定し、公示する。

(聴講の手続)

**第3条** 聴講生として聴講を希望する者は、次に掲げる書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 聴講生受講申込書（様式第1号）
- (2) 写真
- (3) その他学長が必要と認めるもの

(聴講の許可)

**第4条** 学長は、前条に規定する手続を完了した者に聴講を許可する。

(聴講生証の交付)

**第5条** 聴講生には、聴講生証（様式第2号）を交付する。

- 2 聴講生は、聴講生証を常に所持しなければならない。

(聴講料等の納付)

**第6条** 聴講生は、所定の期日までに聴講料を納付しなければならない。

- 2 前項の聴講料のほか、実験、実習または実技に要する特別の費用は、聴講生の負担とする。

(責務)

**第7条** 聴講生は、この規程のほか福井県立大学の諸規程を遵守しなければならない。

(許可の取消)

**第8条** 学長は、聴講生が福井県立大学の諸規程に違反したときは、第4条の規定による許可を取り消すことができる。

**附 則**

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、公布の日から施行し、元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行の日から適用する。

## 公立大学法人福井県立大学職員就業規則

平成19年4月1日  
公立大学法人福井県立大学規程第35号

(目的)

**第1条** この規則は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第89条の規定により、公立大学法人福井県立大学（以下「法人」という。）に勤務する職員の就業に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義と適用範囲)

**第2条** この規則は、法人に勤務する教員および事務職員（以下「職員」という。）に適用する。

2 前項に定める「教員」とは、教授、准教授、講師、助教および助手の職にある者をいい、「事務職員」とは教員以外の職員をいう。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員には、この規則は適用しない。

(1) 公立大学法人福井県立大学非常勤職員就業規則（平成19年公立大学法人福井県立大学規程第50号）第2条に規定する非常勤職員

(2) 第23条の規定による再雇用職員

4 福井県から公益的法人等への福井県職員等の派遣等に関する条例（平成13年福井県条例第50号）第2条第1項の規定に基づき法人に派遣される職員、または法人とその他の団体で締結される職員の派遣に関する取決めに基づき法人に派遣される職員の就業に関する事項については、法人と福井県または当該団体で締結される職員の派遣に関する取決めにおいて規定されていることを除き、この規則を適用する。

(法令との関係)

**第3条** この規則に定めのない事項については、労基法その他の関係法令および諸規程の定めるところによる。

(規則の遵守)

**第4条** 法人および職員は、誠意をもってこの規則を遵守しなければならない。

(採用)

**第5条** 職員の採用は、競争試験または選考による。

2 教員の選考方法その他必要な事項については、公立大学法人福井県立大学教員採用選考規程（平成20年公立大学法人福井県立大学規程第3号）の定めるところによる。

3 理事長は、任期を定めて職員を採用することができる。この場合の任期その他必要な事項については、公立大学法人福井県立大学職員任期規程（平成19年公立大学法人福井県立大学規程第36号）の定めるところによる。

(労働条件の明示)

**第6条** 理事長は、職員の採用に際しては、採用しようとする職員に対し、次の各号に掲げる労働条件を明示しなければならない。ただし、第1号から第5号までに掲げる事項については、当該事項を記載した文書を交付するものとする。

(1) 労働契約の期間に関する事項

(2) 就業の場所および従事する業務に関する事項

(3) 始業および終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日ならびに休暇に関する事項

(4) 給与に関する事項

(5) 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）

(6) 退職手当に関する事項

(7) 安全および衛生に関する事項

(8) 災害補償に関する事項

(9) 表彰および懲戒に関する事項

(10) 休職に関する事項

(採用時の提出書類)

**第7条** 職員に採用された者は、次の各号に掲げる書類を速やかに理事長に提出しなければならない。

(1) 履歴書

(2) 誓約書

(3) 学歴に関する証明書

(4) 健康診断書

(5) 住民票記載事項証明書

(6) 扶養親族等に関する書類

(7) 職歴のある者にあつては、源泉徴収票、年金手帳および雇用保険被保険者証

(8) その他理事長が必要と認める書類

2 前項の提出書類の記載事項に変更を生じたときは、速やかに理事長に書面でこれを届け出なければならない。

(試用期間)

**第8条** 職員として採用された者には採用の日から6か月間を試用期間とする。ただし、理事長が必要と認めるときは、試用期間を短縮し、または設けないことができる。

2 職員が前項の試用期間中、実際に勤務した日が90日に満たない場合は、試用期間を1年に至るまで延長することができる。

3 理事長は、試用期間中の職員について、勤務実績が不良なこと、心身に故障があることその他の事由に基づき引き続き雇用することが不適当と認めるときは、第24条の規定により解雇することができる。

4 試用期間は、勤続年数に通算する。

(勤務評価)

**第9条** 理事長は、職員の勤務実績について、評価を実施する。

(昇任)

**第10条** 職員の昇任は、競争試験または選考により行う。

2 前項の選考は、その職員の勤務実績の評価に基づいて行う。

3 教員の選考方法その他必要な事項については、公立大学法人福井県立大学教員昇任選考規程(平成20年公立大学法人福井県立大学規程第4号)の定めるところによる。

(降任)

**第11条** 理事長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、降任させることができる。

(1) 勤務実績が著しく良くない場合

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えない場合

(3) 前2号に規定する場合のほか、その職務に必要な適格性を欠く場合

2 理事長は、前項の規定により教員を降任させようとするときは、あらかじめ教育研究審議会に付議するものとする。

(職員の配置)

**第12条** 職員の配置は、法人の業務上の必要性および本人の適性等を考慮して行う。

(異動)

**第13条** 職員は、業務上の都合により、配置換、兼務等を命ぜられることがある。

2 職員は、正当な理由がある場合、前項の命令を拒むことができる。

3 理事長は、第1項の規定により教員に配置換、兼務等を命じようとするときは、あらかじめ教育研究審議会に付議するものとする。

(赴任)

**第14条** 新たに採用され、または配置換を命ぜられた職員は、速やかに赴任しなければならない。ただし、住居の移転を伴う等やむを得ない事情があり、理事長の承認を得た場合は、この限りでない。

(休職)

**第15条** 理事長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、休職を命じることができる。

(1) 心身の故障のため、長期の休養を要する場合

(2) 刑事事件に関し起訴された場合

2 試用期間中の職員については、前項の規定を適用しない。

3 理事長は、第1項の規定により教員に休職を命じようとするときは、あらかじめ教育研究審議会に付議するものとする。

(休職の期間)

**第16条** 前条第1項第1号の規定による休職の期間は、3年を超えない範囲内において理事長が定める。

2 前項の休職の期間が3年に満たないときは、休職した日から引き続き3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

3 前条第1項第2号の規定による休職の期間は、その事件が裁判所に係属する期間とする。

4 前3項の場合において、任期付職員の休職の期間の満了日は、任期満了の日を超えることはできない。

(復職)

**第17条** 理事長は、前条の規定による休職の期間中であっても、その事由が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。

2 職員は、第15条第1項第1号の規定により休職を命ぜられている場合において当該休職の事由が消滅したときは、医師の診断書等を添えて、理事長に復職を願い出なければならない。

3 職員を復職させる場合は、原則として休職前の職務に復帰させる。ただし、休職前の職務に復帰させることが困難であるか、または不適当な場合には、他の職務に就かせることができる。

(休職中の身分および給与)

**第18条** 休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

2 休職者の給与については、公立大学法人福井県立大学職員給与規程（平成19年公立大学法人福井県立大学規程第37号）の定めるところによる。

（退職）

**第19条** 職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める日をもって退職したものとす。

- (1) 退職を申し出たとき 理事長が退職日と認めた日
- (2) 定年に達したとき 定年に達した日以後における最初の3月31日
- (3) 任期の定めがあり、その任期を満了したとき 任期満了の日
- (4) 第16条に定める休職の期間が満了し、休職の事由がなお消滅しないとき 休職の期間の満了日
- (5) 死亡したとき 死亡日  
（自己都合による退職の手続き）

**第20条** 職員は、前条第1項第1号の規定により退職しようとするときは、退職をしようとする日の30日前までに、理事長に退職願を提出しなければならない。ただし、理事長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

2 職員は、退職願を提出した場合においても、退職するまでは、従来職務に従事しなければならない。

（定年）

**第21条** 職員の定年は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 教員 満65歳
- (2) 事務職員 満60歳  
（事務職員の定年による退職の特例）

**第22条** 理事長は、定年に達した事務職員が第19条第2号の規定により退職すべきこととなる場合において、その職員の職務の遂行上の特別の事情からみてその退職により業務の運営に著しい支障が生ずると認められるときは、同条の規定にかかわらず、その職員の同意を得て、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。

2 理事長は、前項の期限またはこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認められるときは、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

（教員の定年の特例）

**第22条の2** 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その対象となる教員の定年については、第21条に規定する定年によらず、当該各号に掲げる年齢を限度として定年を延長することができる。

- (1) 学部、学科もしくは大学院研究科の新設または再編に伴い、その開設またはその開設準備のために教員として採用する場合 完成年度（学部、大学院研究科等の開設後、学年進行が終了する年度をいう。以下同じ。）に達するその者の年齢
- (2) その他教育研究または法人運営における特別な事情があると理事長が認める場合 理事長が認める年齢  
（再雇用）

**第23条** 理事長は、定年により退職した職員（教員を除く。）で、再雇用を希望する者について、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第9条第2項の規定に基づく協定の定める基準に該当するときは、1年を超えない範囲内で期間を定め、再雇用することができる。

2 前項の期間またはこの項の規定により更新された期間は、1年を超えない範囲内で更新することができる。

3 前2項の規定による期間については、その末日は、その者が満65歳に達する日以後における最初の3月31日以前とする。

（解雇）

**第24条** 理事長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これを解雇する。

- (1) 成年被後見人または被保佐人となった場合
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた場合

2 理事長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これを解雇することができる。

- (1) 勤務実績が著しく良くない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えない場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合
- (4) 事業活動の縮小により職員の減員が必要となった場合
- (5) 天災事変その他やむを得ない事由により法人の事業継続が不可能となった場合

3 理事長は、前項第4号の規定により解雇しようとするときは、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 人員整理を行う経営上の必要性があること。
- (2) 解雇を回避する努力を行うこと。
- (3) 被解雇者の選定に合理性があること。
- (4) 職員に対して事前に説明し、誠実に協議を行うこと。

(解雇制限)

**第25条** 理事長は、前条の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する期間においては、当該職員を解雇してはならない。

- (1) 業務上負傷し、または疾病にかかり療養のため休業する期間およびその後30日間。ただし、療養開始後3年を経過した日において、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)に基づく傷病補償年金を受けている場合または同日後において傷病補償年金を受けることとなった場合は、この限りでない。
- (2) 産前産後の女性職員が公立大学法人福井県立大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成19年公立大学法人福井県立大学規程第42号)に基づき休業する期間およびその後30日間

2 天災事変その他やむを得ない事由により法人の事業継続が不可能となった場合で、所轄労働基準監督署長の認定を受けた場合は、この限りでない。

(解雇予告)

**第26条** 理事長は、職員を解雇する場合は、少なくとも30日前に本人に予告するか、または、平均賃金の30日分に相当する解雇予告手当を支給しなければならない。

- 2 前項の予告の日数は、平均賃金を支払った日数だけ、短縮することができる。
- 3 前2項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、予告することなく解雇することができる。

- (1) 試用期間中の者を採用の日から14日以内に解雇する場合
- (2) 天災事変その他やむを得ない事由のために法人の事業継続が不可能となった場合または第48条に定める懲戒解雇をする場合で、所轄労働基準監督署長の認定を受けた場合  
(退職または解雇後の責務)

**第27条** 退職し、または解雇された職員は、法人から貸与された物品等を速やかに返還しなければならない。

(退職時等の証明)

**第28条** 理事長は、退職し、または解雇された者が、退職証明書の交付を請求した場合は、遅滞なくこれを交付しなければならない。

2 前項の証明書に記載する事項は次のとおりとする。

- (1) 雇用期間
- (2) 業務の種類
- (3) その業務における地位
- (4) 給与
- (5) 退職の事由(解雇の場合は、その理由)

3 職員が、第26条の解雇の予告がされた日から退職の日までの間において、当該解雇の理由について証明書を請求した場合は、理事長は遅滞なくこれを交付しなければならない。ただし、解雇の予告がされた日以後に職員が当該解雇以外の事由により退職した場合は、この限りでない。

4 証明書には、退職し、もしくは解雇された者または解雇を予告された職員が請求した事項のみを記載する。

(給与)

**第29条** 職員の給与については、公立大学法人福井県立大学職員給与規程(平成19年公立大学法人福井県立大学規程第37号)の定めるところによる。

(退職手当)

**第30条** 職員の退職手当については、公立大学法人福井県立大学職員退職手当規程(平成19年公立大学法人福井県立大学規程第38号)の定めるところによる。

(誠実義務等)

**第31条** 職員は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)に定める公立大学法人の使命と業務の公共性を自覚するとともに、良心に従い、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

2 職員は、忠実に職務を遂行するとともに、法人の利益と相反する行為を行ってはならない。

(就業義務免除)

**第32条** 職員は、勤務時間内において、次の各号のいずれかに該当する場合には、就業義務を免除される。

- (1) 総合的な健康診査を受けることを承認された期間
- (2) 法人との勤務条件に関する交渉に参加することを承認された期間
- (3) その他特別の事由により就業義務を免除することが適当と理事長が認めた場合

2 就業義務免除の承認手続きその他必要な事項については、理事長が定める。  
(服務規律)

**第33条** 職員は、職務を遂行するに当たり、法令および諸規程に従い、かつ、上司の職務上の指揮命令に従わなければならない。

2 職員は、職場の秩序を保持し、互いに協力してその職務を遂行しなければならない。

3 上司は、職員の人格を尊重し、指導および育成に努めなければならない。  
(信用失墜行為の禁止)

**第34条** 職員は、法人の名誉もしくは信用を失墜し、または職員全体の名誉を毀損する行為をしてはならない。

(守秘義務)

**第35条** 職員は、職務上知ることができた秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(兼業の制限)

**第36条** 職員は、理事長の許可を受けた場合でなければ、他の業務に従事してはならない。

2 職員の兼業については、公立大学法人福井県立大学職員兼業規程(平成19年公立大学法人福井県立大学規程第39号)の定めるところによる。

(職員の倫理)

**第37条** 職員は、職務に係る倫理の保持に努めなければならない。

2 職員の倫理については、公立大学法人福井県立大学職員倫理規程(平成19年公立大学法人福井県立大学規程第40号)の定めるところによる。

(人権侵害行為の防止および排除)

**第38条** 職員は、他人に不当な不利益または身体的もしくは精神的苦痛を与える性的な言動であるセクシュアル・ハラスメント、教育研究上の優越的な地位を利用して、他人に不当な不利益または身体的もしくは精神的苦痛を与えるアカデミック・ハラスメント、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業環境を害するパワー・ハラスメントその他の人権侵害行為をいかなる形でも行ってはならず、これの防止および排除に努めなければならない。

(勤務時間等)

**第39条** 職員の勤務時間、休日および休暇については、公立大学法人福井県立大学職員の勤務時間、休日および休暇に関する規程(平成19年公立大学法人福井県立大学規程第42号)の定めるところによる。

(育児休業等)

**第40条** 職員のうち、3歳に満たない子の養育を必要とする者は育児休業の適用を、小学校就学の始期に達するまでの子の養育を必要とする者は育児短時間勤務または育児部分休業(以下「育児休業等」という。)の適用を、理事長に申し出ることにより受けることができる。

2 育児休業等については、公立大学法人福井県立大学職員の育児休業および介護休業に関する規程(平成19年公立大学法人福井県立大学規程第43号)の定めるところによる。

(介護休業)

**第41条** 職員の家族で疾病のため介護を要する者がいる場合は、理事長に申し出て介護休業の適用を受けることができる。

2 介護休業については、公立大学法人福井県立大学職員の育児休業および介護休業に関する規程(平成19年公立大学法人福井県立大学規程第43号)の定めるところによる。

(出張)

**第42条** 理事長は、職務上必要がある場合は、職員に出張を命じることができる。

2 職員は、正当な理由なく出張命令を拒むことはできない。

3 職員は、出張が終了したときは、その結果を遅滞なく上司に報告しなければならない。

(旅費)

**第43条** 職員が出張または赴任を命ぜられた場合の旅費については、公立大学法人福井県立大学職員旅費規程(平成19年公立大学法人福井県立大学規程第44号)の定めるところによる。

(職員研修)

**第44条** 理事長は、法人の業務に関する必要な知識および技能を向上させるため、職員の研修の機会提供に努めるものとする。

2 職員は、研修を受けることを命ぜられた場合、または、申請を承認された場合には、研修を受けなければならない。

3 職員の研修については、公立大学法人福井県立大学職員研修規程(平成19年公立大学法人福井県立大学規程第45号)の定めるところによる。

(表彰)

**第45条** 職員が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、表彰する。

(1) 職務上特に顕著な功績があった場合

(2) 法人の名誉を高める行為を行った場合

- (3) その他特に他の職員の模範として推奨すべき功績があった場合  
2 表彰の決定その他必要な事項については、理事長が定める。  
(懲戒の事由)

**第46条** 職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、懲戒処分を行う。

- (1) 正当な理由なくしばしば欠勤、遅刻、早退するなど勤務を怠った場合
  - (2) 故意または重大な過失により法人に損害を与えた場合
  - (3) 刑法その他刑罰法規に規定する犯罪に該当する行為を行い、その犯罪事実が明らかとなった場合
  - (4) 素行不良で法人の秩序または風紀を乱した場合
  - (5) 重要な経歴を詐称して雇用された場合
  - (6) 虚偽文書の作成など不適正な業務処理を行った場合
  - (7) 業務上の命令に従わないなど、就業規則その他法人の規程に違反した場合
- (懲戒の種類)

**第47条** 懲戒の種類および内容は次のとおりとする。

- (1) 戒告 始末書を提出させ、将来を戒める。
  - (2) 減給 始末書を提出させ、職員の給与から、1回の額が平均給与の1日分の半額、もしくは総額が一給与支払期における給与の10分の1に相当する額を上限として減額する。
  - (3) 停職 始末書を提出させ、1日以上6か月以下の期間、出勤を停止し、職務に従事させず、その間の給与は支給しない。
  - (4) 諭旨解雇 退職を勧告する。勧告に応じない場合は、懲戒解雇する。
  - (5) 懲戒解雇 予告期間を設けることなく、即時に解雇する。この場合においては、退職手当は支給せず、所轄労働基準監督署長の認定を受けた場合には、解雇予告手当は支給しない。
- (懲戒の手続き等)

**第48条** 前2条に定めるもののほか、職員の懲戒の手続きその他懲戒に関し必要な事項は、公立大学法人福井県立大学職員懲戒規程(平成19年公立大学法人福井県立大学規程第46号)の定めるところによる。  
(訓戒等)

**第49条** 理事長は、懲戒処分を行わない場合でも、服務を厳正にし、規律を保持する必要があるときは、文書または口頭により、訓戒または嚴重注意を行うことができる。  
(損害賠償)

**第50条** 職員が故意または重大な過失によって法人に損害を与えた場合は、その損害の全部または一部を賠償させることができる。  
(安全衛生管理)

**第51条** 理事長は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)およびその他の関係法令に基づき、職員の安全衛生および健康確保のために必要な措置を講じるものとする。  
2 職員は、安全衛生および健康確保について、関係法令のほか、上司の指示を守るとともに、理事長が行う安全衛生および健康確保に関する措置に協力しなければならない。  
3 職員の安全衛生および健康確保については、公立大学法人福井県立大学安全衛生管理規程(平成19年公立大学法人福井県立大学規程第47号)の定めるところによる。  
(業務上の災害)

**第52条** 職員の業務上の災害については、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の定めるところによる。  
(通勤途上の災害)

**第53条** 職員の通勤途上における災害については、地方公務員災害補償法の定めるところによる。  
(職員住宅の利用)

**第54条** 職員の職員住宅(法人が職員に貸し付ける住宅をいう。)の利用については、公立大学法人福井県立大学職員住宅貸与規程(平成19年公立大学法人福井県立大学規程第48号)の定めるところによる。  
(職務発明)

**第55条** 職員の職務発明については、公立大学法人福井県立大学職務発明規程(平成19年公立大学法人福井県立大学規程第49号)の定めるところによる。  
(施設の利用)

**第56条** 職員は、勤務時間外においても必要がある場合には、大学の施設を利用することができる。  
(事故防止等)

**第57条** 職員は、常に事故の防止および交通法規の遵守に努めなければならない。  
2 事故発生または交通法規違反の際の手続きその他必要な事項については、理事長が定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 法人の成立の日の前日に福井県職員であった者であつて地方独立行政法人法第59条第2項の規定により法人の職員となった者のうち、福井県立大学教員等定年規程(平成5年福井県立大学規程第2号、平成19年3月31日廃止)の規定により定年を延長することとされていた者の定年は、第21条の規定にかかわらず当該延長した定年とする。

#### **附 則**

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

#### **附 則**

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

#### **附 則**

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

ただし、改正後の第22条の2第1号の規定は、令和4年度以降に開設する学部、学科もしくは大学院研究科の開設またはその開設準備のために教員として採用された者から適用する。

#### **附 則**

この規程は、令和3年5月14日から施行する。

## 公立大学法人福井県立大学特命教員設置規程

平成 26 年 7 月 1 日

公立大学法人福井県立大学規程第 1 号

(趣旨)

**第 1 条** この規程は、福井県立大学（以下「本学」という。）における教育、研究、国際交流または地域貢献に関する特命事項の推進を図るため、本学に雇用する特命教授、特命准教授、特命講師および特命助教（以下「特命教員」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務内容)

**第 2 条** 特命教員は、次の各号に掲げる業務に従事する。

- (1) 学外の競争的資金または寄付金（以下「外部資金」という。）により実施する教育、研究、国際交流または地域貢献に関するプロジェクト
- (2) 理事長が特に必要と認めた教育、研究、国際交流または地域貢献に関する事業

(資格)

**第 3 条** 特命教員の資格は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 本学の教授、准教授、講師または助教と同等以上の資格を有する者
- (2) 教育、研究、国際交流または地域貢献に関し優れた業績を有すると認められる者
- (3) 学長が特に必要と認めた者

(選考)

**第 4 条** 特命教員は、学長が選考し、理事長が任命する。

- 2 学長は、特命教員を選考しようとするときは、必要に応じて関係する組織の長と協議するものとする。
- 3 学部長、学術教養センター長、情報センター長、地域経済研究所長、恐竜学研究所長またはキャリアセンター長は、第 2 条第 1 号のプロジェクトに従事する特命教員の選考を学長に申し出ることができる。

(身分)

**第 5 条** 特命教員の身分は非常勤とし、業務の内容に応じて、公立大学法人福井県立大学の組織および運営に関する基本規程（平成 19 年公立大学法人福井県立大学規程第 10 号）第 10 条、第 18 条、第 18 条の 2 または第 20 条に掲げる組織に所属するものとする。

(任期)

**第 6 条** 特命教員の雇用期間は、1 年以内とし、更新することができる。ただし、通算して 5 年を超えないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、その特命教員が年齢 70 歳に達した日以後における最初の 4 月 1 日以降は、雇用することができない。

3 雇用期間の更新は、教員の配置、外部資金の有無、予算の状況、勤務成績および健康状態を勘案した上で決定する。

(学内の協力)

**第7条** 特命教員は、学内の組織から依頼された講義または研究等を担当することができる。

(その他の取扱い)

**第8条** 特命教員に係る本学施設の使用の取扱いは、本学教員の取扱いに準ずる。

(処遇等)

**第9条** 特命教員の処遇等については、別に定める。

(委任)

**第10条** この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

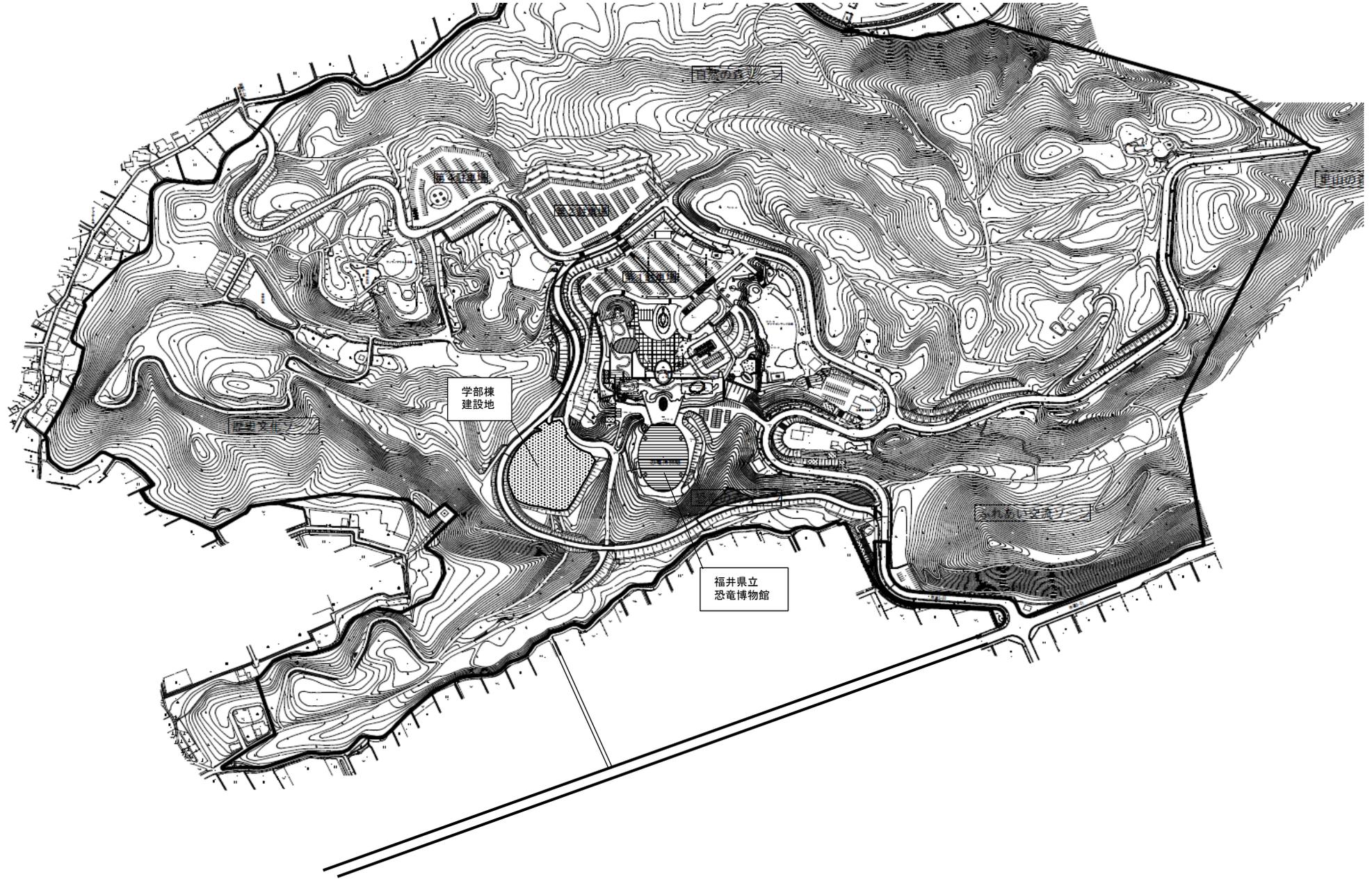
#### **附 則**

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

#### **附 則**

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

勝山キャンパス位置図



勝山キャンパス平面図は、  
安全上の理由により省略する。

## 恐竜学部 時間割案(前期)

	1時限(9:00~10:30)				2時限(10:40~12:10)				3時限(13:00~14:30)				4時限(14:40~16:10)				5時限(16:20~17:50)								
	担当	授業科目名	担当教員	キャンパス	教室	担当	授業科目名	担当教員	キャンパス	教室	担当	授業科目名	担当教員	キャンパス	教室	担当	授業科目名	担当教員	キャンパス	教室					
月曜日	1	英語発展 I A	長岡	永平寺	L113	1	英語A	長岡	永平寺	L113	1	導入ゼミナール	加藤ま	永平寺	L212	1	学校インターンシップA	黒田	永平寺	L103	1~3	理科教育法 I	浅原、山田	永平寺	L207
	1	英語発展 I A	森	永平寺	L112	1	英語A	森	永平寺	L105	1	導入ゼミナール	亀田	永平寺	L211	2	博物館経営論	池上、辻野、一鳥	勝山	講義室1	4	卒業研究	西ほか19人	勝山	教員研究室
	1	英語発展 I A	デンマン	永平寺	L111	1	英語A	横田	永平寺	L104	1	導入ゼミナール	石原	永平寺	L213										
	1	英語発展 I A	横田	永平寺	L103	1	英語A	渡邊	永平寺	L204	1	数学基礎	谷川	永平寺	L111										
	1	英語発展 I A	渡邊綾	永平寺	L104	2	日本列島形成史	西、安藤	勝山	L106	1	中国語C	加藤錦	永平寺	L204										
1	地学概論	神谷、中村	永平寺	L105						2	植物生態学	大石	勝山	講義室1											
										3	古生物多様性学	高田	勝山	講義室2											
火曜日	1	化学 I	片野	永平寺	L210	1	ICTリテラシー	徳野	永平寺	第1情報演習室	1	導入ゼミナール	渡邊浩	永平寺	L212	2	進化生物学	土屋、神谷、今井	勝山	講義室1	1~3	教育心理学	黒田	永平寺	L103
	1	哲学	渡邊浩	永平寺	L105	1	ICTリテラシー	田中	永平寺	第2情報演習室	1	導入ゼミナール	松本	永平寺	L211	3	地質調査法実習 II	山田ほか3人	勝山	地質調査室等					
	1	社会学	加藤ま	永平寺	L108						1	導入ゼミナール	根田	永平寺	L213										
	1	暮らしを支える生物資源	日井	永平寺	L109						1	物理学 I	谷川	永平寺	L113										
	1	東洋思想	亀田	永平寺	L106						1	韓国朝鮮語A	李	永平寺	L103										
	1	歴史学	松本	永平寺	L205						1	生物学序論	大石、法木	永平寺	L104										
	1	脊椎動物の進化	河部、今井	永平寺	L206						2	古生物学 I (脊椎動物)	河部ほか5人	勝山	講義室1										
	1	英語発展 II A	長岡	永平寺	L113						3	地質調査法実習 II	山田ほか3人	勝山	地質調査室等										
	1	英語発展 II A	森	永平寺	L112																				
	1	体育実技 I	石原	永平寺	体育館																				
	1	プログラミング基礎	徳野	永平寺	第2情報演習室																				
水曜日	1	倫理学	渡邊浩	永平寺	L204	1	英語B	長岡	永平寺	L113	1	キャリア形成論	森本	永平寺	L112	2	地質調査法実習 I	山田、林、安藤	勝山	地質調査室等	1~4	教育社会学	寺町	永平寺	L209
	1	日本国憲法	根田	永平寺	L108	1	英語B	森	永平寺	L105	2	地質調査法実習 I	山田、林、安藤	勝山	地質調査室等	3	古生物学実習 II	河部、法木	勝山	解剖室	4	卒業研究	西ほか19人	勝山	教員研究室
	1	経営学	木野	永平寺	L205	1	英語B	デンマン	永平寺	L212	3	古生物学実習 II	河部、法木	勝山	解剖室										
	1	福井を学ぶ	杉山	永平寺	L206	1	英語B	横田	永平寺	L104															
	1	西洋史	松本	永平寺	L207	1	英語B	渡邊綾	永平寺	L106															
	1	東洋の世界	亀田	永平寺	L105	4	卒業演習 I	西ほか19人	勝山	教員研究室															
	1	英語発展 III A	長岡	永平寺	L113																				
	1	英語発展 III A	森	永平寺	L112																				
	1	情報処理演習(Web開発)	村田	永平寺	第1情報演習室																				
1	体育実技 II	石原	永平寺	体育館																					
木曜日	1	宗教学	小山田	永平寺	L204	1	データサイエンス基礎	田中	永平寺	第1情報演習室	1	西洋思想	渡邊浩	永平寺	L103	1	英語発展 III A	デンマン	永平寺	L111	1~4	教育方法論(情報通信技術の活用含む)	木村	永平寺	L104
	1	経済学	清水葉	永平寺	L205	1	データサイエンス基礎	徳野	永平寺	第2情報演習室	1	国際社会と法	根田	永平寺	L104	1	英語発展 III A	横田	永平寺	L103					
	1	ジェンダー論	加藤ま	永平寺	L206	3	古生物データサイエンス学	藤田、木下、高田	勝山	講義室1	1	英語発展 II A	デンマン	永平寺	L111	1	英語発展 III A	渡邊綾	永平寺	L104					
	1	地球史入門	西	永平寺	L207	4	災害・防災学 II	西山	勝山	講義室2	1	英語発展 II A	横田	永平寺	L105	2	博物館概論	高津、中川	勝山	講義室1					
	1	地誌学	森嶋	永平寺	L105						1	英語発展 II A	渡邊綾	永平寺	L106	3	地球化学実験	山田、中村、前田	勝山	実験演習室等					
	1	英語発展 IV A	長岡	永平寺	L113						1	情報処理演習(CG)	村田	永平寺	第1情報演習室										
	1	英語発展 IV A	森	永平寺	L112						2	科学英語	土屋、藤田、今井	勝山	講義室1										
	1	英語発展 IV A	デンマン	永平寺	L111						3	地球化学実験	山田、中村、前田	勝山	実験演習室1等										
	1	英語発展 IV A	横田	永平寺	L103																				
	1	英語発展 IV A	渡邊綾	永平寺	L104																				
	1	情報活用プロジェクト演習	村田	永平寺	第1情報演習室																				
	2	地球化学序論	村山ほか4人	勝山	講義室1																				
	3	博物館資料保存論	鹿納、千秋	勝山	講義室2																				
金曜日	1	心理学	清水聡	永平寺	L204	1	言語文化(中国)A	加藤錦	永平寺	L105	1	中国語A	加藤錦	永平寺	L204	1	東洋史	亀田	永平寺	L103	1~3	教師論	國崎	永平寺	L103
	1	法学	根田	永平寺	L205	1	ICTリテラシー	村田	永平寺	第1情報演習室	1	神話学	松本	永平寺	L205	1	韓国朝鮮語A	李	永平寺	L104					
	1	恐竜学	柴田、服部	永平寺	L206	1	データサイエンス基礎	谷川	永平寺	第2情報演習室	1	現代家族論	加藤ま	永平寺	L103	1	中国語A	加藤錦	永平寺	L204					
	1	代数学	田中	永平寺	L207	2	地質図学演習	山田、林、安藤	勝山	地質調査室等	1	言語文化(韓国朝鮮)A	李	永平寺	L105	1	英語発展 VIA	デンマン	永平寺	L111					
	1	スポーツ科学	石原	永平寺	L105	3	古生物地理学	西、高田	勝山	講義室1	1	英語発展 VIA	長岡	永平寺	L113	1	英語発展 VIA	横田	永平寺	L105					
	1	水産増殖学概論	末武	永平寺	L106						1	英語発展 VIA	森	永平寺	L112	1	英語発展 VIA	渡邊綾	永平寺	L106					
	1	英語発展 VA	長岡	永平寺	L113						1	情報技術者(国家試験 I)	徳野	永平寺	第1情報演習室	3	地球科学フィールド研究	西ほか17人	勝山	教員研究室					
	1	英語発展 VA	森	永平寺	L112						3	地球科学フィールド研究	西ほか17人	勝山	教員研究室										
	1	英語発展 VA	デンマン	永平寺	L111																				
	1	英語発展 VA	横田	永平寺	L103																				
	1	英語発展 VA	渡邊綾	永平寺	L104																				
	1	生物学 I	加藤久	永平寺	L210																				
	2	地球科学基礎実験	村山、高田、中村	勝山	実験演習室1等																				
	集中講義	1~4	特別活動及び総合的な探究の時間の指導法	藤原	永平寺	L105																			
		1	体育実技 III	石原	永平寺	体育館																			
		1~4	教育制度論	桐村	永平寺	L104																			
		1	地球科学フィールド実習 I	柴田ほか3人	永平寺	共同実験室																			
2		地球科学フィールド実習 II	林、神谷、安藤	勝山	岩石粉砕処理室等																				
2		古生物学実習 I	柴田ほか3人	勝山	地学標本製作室等																				
2		岩石・鉱物学	高嶋	勝山	講義室2																				
2		ジオパーク学	町、Naksri	勝山	講義室1																				
2	博物館教育論	國崎	勝山	講義室2																					
3	海洋地球科学実習	神谷ほか3人	勝山	XRF分析室等																					
3	コンピュータグラフィック概論	鹿納ほか3人	勝山	情報処理演習室																					
3	博物館資料論	鹿納、小泉	勝山	講義室1																					
4	教育実習	國崎	永平寺	L107																					

恐竜学部 時間割案(後期)

	1時限(9:00~10:30)					2時限(10:40~12:10)					3時限(13:00~14:30)					4時限(14:40~16:10)					5時限(16:20~17:50)				
	配当	授業科目名	担当教員	キャンパス	教室	配当	授業科目名	担当教員	キャンパス	教室	配当	授業科目名	担当教員	キャンパス	教室	配当	授業科目名	担当教員	キャンパス	教室	配当	授業科目名	担当教員	キャンパス	教室
月曜日	1	英語発展IB	長岡	永平寺	L113	1	英語C	長岡	永平寺	L113	1	教養ゼミナール	加藤ま	永平寺	L212	1~4	発達心理学	乙部	永平寺	L105	1~4	理科教育法II	浅原、山田	永平寺	L207
	1	英語発展IB	森	永平寺	L112	1	英語C	森	永平寺	L105	1	教養ゼミナール	亀田	永平寺	L211	2	デジタル古生物学研究法実習	河部、鹿納、法木	勝山	大型CT室等	4	卒業研究	西ほか19人	勝山	教員研究室
	1	英語発展IB	デンマン	永平寺	L111	1	英語C	横田	永平寺	L104	1	教養ゼミナール	石原	永平寺	L213										
	1	英語発展IB	横田	永平寺	L103	1	英語C	渡邊	永平寺	L106	1	中国語D	加藤錦	永平寺	L204										
	1	英語発展IB	渡邊綾	永平寺	L104	2	デジタル古生物学概論	河部、鹿納、法木	勝山	講義室2	1	統計学基礎	田中	永平寺	L103										
	2	古生物学概論	高田、安藤	永平寺	L105						1	地層学	西、安藤	永平寺	L207										
	2	地球年代学	村山、山田	勝山	講義室1					2	デジタル古生物学研究法実習	河部、鹿納、法木	勝山	大型CT室等											
火曜日	1	哲学	渡邊浩	永平寺	L105	1	ICTリテラシー	徳野	永平寺	第1情報演習室	1	教養ゼミナール	渡邊浩	永平寺	L212	2	古生物学実験	神谷、藤田	勝山	実験演習室1等	1~4	特別支援教育	清水	永平寺	L104
	1	社会学	加藤ま	永平寺	L108	1	ICTリテラシー	田中	永平寺	第2情報演習室	1	教養ゼミナール	松本	永平寺	L211	4	教職実践演習	黒田・國崎	永平寺	L106	4	卒業研究	西ほか19人	勝山	教員研究室
	1	東洋思想	亀田	永平寺	L106	1	情報科学	村田	永平寺	L111	1	教養ゼミナール	根田	永平寺	L213										
	1	歴史学	松本	永平寺	L205						1	韓国朝鮮語B	李	永平寺	L103										
	1	英語発展IB	長岡	永平寺	L113						1	数学基礎	谷川	永平寺	L104										
	1	英語発展IB	森	永平寺	L112						1	海洋生物学	土屋	永平寺	L207										
	1	英語発展IB	デンマン	永平寺	L111						2	古生物学実験	神谷、藤田	勝山	実験演習室1等										
	1	英語発展IB	横田	永平寺	L103																				
	1	英語発展IB	渡邊綾	永平寺	L104																				
	1	メディア情報リテラシー	徳野	永平寺	第1情報演習室																				
	1	体育実技I	石原	永平寺	体育館																				
水曜日	1	倫理学	渡邊浩	永平寺	L204	1	英語D	長岡	永平寺	L113	1~4	教育相談	黒田	永平寺	L103	1~4	生徒・進路指導論	黒田、塚田、山田	永平寺	L106	1~3	道德教育の理論と実践	國崎	永平寺	L103
	1	西洋史	松本	永平寺	L207	1	英語D	森	永平寺	L105	3	古生物学課題演習	西ほか10人	勝山	教員研究室										
	1	臨床心理学概論	黒田	永平寺	L105	1	英語D	デンマン	永平寺	L212	3	地質学課題演習	神谷ほか8人	勝山	教員研究室										
	1	英語発展III	長岡	永平寺	L113	1	英語D	横田	永平寺	L104															
	1	英語発展III	森	永平寺	L112	1	英語D	渡邊綾	永平寺	L106															
	1	体育実技II	石原	永平寺	体育館	4	卒業演習II	西ほか19人	勝山	教員研究室															
	1	政治学	永田	永平寺	L205																				
	1	現代人権論	根田	永平寺	L206																				
	1	解析学	田中	永平寺	第2情報演習室																				
木曜日	1	ジェンダー論	加藤ま	永平寺	L206	1	データサイエンス基礎	田中	永平寺	第1情報演習室	1	西洋思想	渡邊浩	永平寺	L103	1	学校インターンシップB	國崎	永平寺	L103	1~4	教育史	國崎	永平寺	L105
	1	東洋史	亀田	永平寺	L106	1	データサイエンス基礎	徳野	永平寺	第2情報演習室	1	国際社会と法	根田	永平寺	L104	1	地理学	石丸	永平寺	L103					
	1	日本国憲法	根田	永平寺	L105						1	プログラミング応用	村田	永平寺	第1情報演習室	1	運動処方論	石原	永平寺	L104					
	1	英語発展IV	長岡	永平寺	L113						1	英語発展III	デンマン	永平寺	L111	1	データサイエンス応用	谷川	永平寺	第2情報演習室					
	1	英語発展IV	森	永平寺	L112						1	英語発展III	横田	永平寺	L105	1	英語発展IV	デンマン	永平寺	L111					
	1	情報処理演習(AI)	徳野	永平寺	第1情報演習室						1	英語発展III	渡邊綾	永平寺	L106	1	英語発展IV	横田	永平寺	L105					
	1	バイオサイエンス基礎	伊藤	永平寺	L103						1	英語発展IV	渡邊綾	永平寺	L106	1	英語発展IV	渡邊綾	永平寺	L106					
											2	地球環境変動学	藤田	勝山	講義室1										
金曜日	1	心理学	清水	永平寺	L204	1	言語文化(中国)B	加藤錦	永平寺	L105	1	中国語B	加藤錦	永平寺	L204	1	東洋の世界	亀田	永平寺	L105	1~3	教育原理	國崎	永平寺	L204
	1	法学	根田	永平寺	L205	1	言語学	森	永平寺	L103	1	神話学	松本	永平寺	L205	1	韓国朝鮮語B	李	永平寺	L104					
	1	英語発展VB	長岡	永平寺	L113	1	ICTリテラシー	村田	永平寺	第1情報演習室	1	現代家族論	加藤ま	永平寺	L103	1	中国語B	加藤錦	永平寺	L204					
	1	英語発展VB	森	永平寺	L112	1	データサイエンス基礎	谷川	永平寺	第2情報演習室	1	言語文化(韓国朝鮮)B	李	永平寺	L105	1	英語発展VIB	デンマン	永平寺	L111					
	1	英語発展VB	デンマン	永平寺	L111	1	情報科学	徳野	永平寺	L111	1	情報技術者(民間資格)	徳野	永平寺	第2情報演習室	1	英語発展VIB	横田	永平寺	L206					
	1	英語発展VB	横田	永平寺	L103	2	海洋底地球科学	村山	勝山	講義室1	1	英語発展VIB	長岡	永平寺	L113	1	英語発展VIB	渡邊綾	永平寺	L205					
	1	英語発展VB	渡邊綾	永平寺	L104	3	災害・防災学I	後藤、菅原	勝山	講義室2	1	英語発展VIB	森	永平寺	L112	2	博物館展示論	鹿納、柴田、藤	勝山	講義室1					
	1	情報技術者(国家試験II)	徳野	永平寺	第1情報演習室						2	地球化学	中村、前田、静谷	勝山	講義室1	3	GIS・リモートセンシング学	長岡	勝山	情報処理演習室					
	1	物理学II	谷川	永平寺	L206						3	古生物学II(微古生物)	高田、西、木下	勝山	講義室2										
	1	海と暮らし	水田	永平寺	L105																				
	1	東アジアの文化と社会	加藤錦	永平寺	L106																				
	1	地球環境学概論	西、安藤	永平寺	L210																				
	3	古植物学	中村ほか3人	勝山	講義室1																				
集中講義	2	地球物理学	山本	勝山	講義室1																				
	2	恐竜学特論	柴田ほか4人	勝山	講義室1																				
	2	博物館情報・メディア論	鹿納、千秋	勝山	情報処理演習室																				
	3	恐竜発掘実習	柴田、服部	勝山	海外(タイ)																				
	3	古生物学III(無脊椎動物)	神谷ほか5人	勝山	講義室2																				

## 図書目録 (抜粋)

分野	図書名	著者名	出版社
古生物学、化石	古生物の科学 1 古生物の総説・分類	速水格・森啓(編)	朝倉書店
古生物学、化石	古生物の科学 2 古生物の形態と解析	棚部一成・森啓(編)	朝倉書店
古生物学、化石	古生物の科学 3 古生物の生活史	池谷仙之・棚部一成(編)	朝倉書店
古生物学、化石	古生物の科学 4 古生物の進化	瀬戸口烈司・小澤智生・速水格(編)	朝倉書店
古生物学、化石	古生物の科学 5 地球環境と生命史	鎮西清高・植村和彦(編)	朝倉書店
古生物学、化石	化石の研究法—採集から最新の解析法まで	化石研究会 編	共立出版
古生物学、化石	微化石の科学	アームストロングほか著、池谷・鎮西訳	朝倉書店
古生物学、化石	新版 微化石研究マニュアル	尾田太良・佐藤時幸(編)	朝倉書店
古生物学、化石	古生物学	速水格	東大出版会
古生物学、化石	微化石—顕微鏡で見るプランクトン化石の世界	谷村好洋・辻彰洋(編)	東海大学出版会
古生物学、化石	化石の研究法	化石研究会編	共立出版
古生物学、化石	恐竜学名大辞典	松田眞由美	北隆館
地球科学	新装版地球学入門	酒井治孝	東海教育研究所
地球科学	安定同位体地球化学	酒井均・松久幸敬	東京大学出版会
地球科学	日本列島の形成	平朝彦編	岩波書店
地球科学	地球表層環境の進化	川幡穂高	東京大学出版会
地質学	日本列島地質総覧	加藤禎一ほか編	朝倉書店
地質学	人新世—科学技術史で読み解く人間の地質時代	平朝彦	東海大出版部
地質学	フィールドマニュアル 図説 堆積構造の世界	日本堆積学会(監修)、伊藤 慎(編集)	朝倉書店
地質学	地質調査と地質図	坂幸恭	朝倉書店
地質学	地質調査入門	柴正博	東海大学出版部
地質学	土砂災害の疑問55	一般社団法人 日本応用地質学会 災害地質研究部会(編集)	成山堂書店
地質学	フィールドマニュアル 図説 堆積構造の世界	日本堆積学会(監修)、伊藤 慎(編集)	朝倉書店
地質学	構造地質学	狩野謙一、村田明広	朝倉書店
地史学、属位学	岩相解析および堆積構造	八木下晃司	古今書院
気象学	地球温暖化の科学	北海道大学大学院環境科学院編	北海道大学出版会
海洋学	海洋堆積学の基礎	英国オープン大学編 野村律夫訳	愛智出版
海洋学	海洋地球環境学	川幡穂高	東京大学出版会
地震学	地震と火山と防災のはなし	楠城 一嘉	成山堂書店
地震学	巨大地震・巨大津波 東日本大震災の検証	平田直・佐竹健治・目黒公郎・畑村洋太郎	朝倉書店
岩石学	岩石と鉱物	ジェフリー・E・ポスト博士(監修)	化学同人
岩石学	日本の海産プランクトン図鑑 第2版	末友靖隆 編著	共立出版
鉱物学	偏光顕微鏡と岩石鉱物	黒田吉益・諏訪兼位	共立出版
植物学	コケの自然史	ロビン・ウォール・キマラー	築地書館
植物学	化石の植物学: 時空を旅する自然史	西田治文	東京大学出版会
生物科学	地球生物学	池谷仙之・北里洋	東大出版会
生物科学	超圧縮 地球生物全史	ヘンリー・ジー著、竹内薫訳	ダイヤモンド社
生物科学	生物系統地理学—種の進化を探る	ジョン・C. エイビス	東京大学出版会
動物学	昆虫学辞典	素木得一編	北隆館
動物学	鳥類学	フランク・B. ギル	新樹社

動物学	脊椎動物のからだ：その比較解剖学	ローマー・アルフレッド・シャーウッドほか	法政大学出版局
動物学	哺乳類学	小池伸介ほか	東京大学出版会
動物学	哺乳類の生物学1 分類 新装版	高槻成紀	東京大学出版会
動物学	哺乳類の生物学2 形態 新装版	大泰司紀之	東京大学出版会
動物学	哺乳類の生物学3 生理 新装版	坪田敏男	東京大学出版会
動物学	ケント 脊椎動物の比較解剖学	谷口和之・福田勝洋 訳	緑書房
動物学	家鶏・野鶏解剖学図説	保田幹男	東京大学出版会
動物学	鳥類のデザイン	カトリーナ・ファン・グラウ	みずず書房
解剖学	歯の比較解剖学第2版	石山巳喜夫 ほか	医歯薬出版
解剖学	ヴォルフ カラー人体解剖図譜	井上貴央	西村書店
博物館	新時代の博物館学	全国大学博物館学講座協議会西日本部会 (編集)	芙蓉書房出版
博物館	博物館情報・メディア論	稲村哲也、近藤智嗣	放送大学教育振興会
博物館	博物館資料論〔改訂新版〕	佐々木利和、湯山賢一	放送大学教育振興会
博物館	博物館展示論〔新訂〕	稲村哲也	放送大学教育振興会
博物館	博物館資料保存論〔新訂〕	稲村哲也、本田光子	放送大学教育振興会
博物館	博物館概論	稲村哲也	放送大学教育振興会
博物館	博物館経営論〔新訂〕	稲村哲也、佐々木亨	放送大学教育振興会
博物館	博物館教育論〔改訂新版〕	大高幸、寺島洋子	放送大学教育振興会
博物館	博物館資料保存論	石崎武志 (編・著)	講談社
博物館	博物館展示論	黒沢浩 (編・著)	講談社
博物館	学芸員のための展示照明ハンドブック	藤原工	講談社
情報科学	3次元デジタルアーカイブ	池内克史・大石岳史 (編・著)	東京大学出版会
情報科学	入門Blender -ゼロから始める3D制作-	伊丹シゲユキ	秀和システム
情報科学	OpenGLによる3次元CGプログラミング	林武文、加藤清敬	コロナ社
情報科学	コンピュータ画像処理(改訂2版)	田村秀行、斎藤英雄	オーム社
情報科学	デジタル画像処理[改訂第二版]	デジタル画像処理編集委員会	画像情報教育振興協会
古生物学、化石	Vertebrate Skeletal Histology and Paleohistology	Vivian de Buffrénil	CRC Press
古生物学、化石	Vertebrate Paleobiology: A Form and Function Approach (Life of the Past)	Sergio F. Vizcano	Indiana Univ Pr
古生物学、化石	Major Features of Vertebrate Evolution	Michael deBraga	BAYSHOP
古生物学、化石	The Carnivorous Dinosaurs	Kenneth Carpenter	Indiana University Press
古生物学、化石	Bone Histology of Fossil Tetrapods	Kevin Padian and Ellen-Thérese Lamm	University of California Press
古生物学、化石	Introduction to Paleobiology and the Fossil Record	Michael J. Benton and David A. T. Harper	Wiley-Blackwell
古生物学、化石	Paleoecology: Past, Present and Future	David J. Bottjer	Wiley-Blackwell
古生物学、化石	Evolution and Geological Significance of Larger Benthic Foraminifera	Marcelle K. Boudagher-Fadel	Ucl Pr Ltd
古生物学、化石	Paleobotany: The Biology and Evolution of Fossil Plants 2nd Edition	Thomas N. Taylor (Author), Edith L. Taylor (Author), Michael Krings (Author)	Academic Press
古生物学、化石	Microfossils	Armstrong, H.A. and Brasier, M.D.	Blackwell Pub.
古生物学、化石	Foraminiferal Micropaleontology for Understanding Earth's History	Pratul Kumar Saraswati	Elsevier

地球科学	Stable Isotope Geochemistry 9th Edition	Jochen Hoefs	Springer
地球科学	Groundwater Geochemistry and Isotopes	Ian Clark	CRC Press
地球科学	Introduction to Organic Geochemistry	Stephen Killops, Vanessa Killops	Wiley
地球科学	Biogeochemistry: An Analysis of Global Change 4th Edition	W.H. Schlesinger (Author), Emily S. Bernhardt (Author)	Academic Press
地球科学	Earth History and Paleogeography	Torsvik, T.H. and Cocks, L.R.M.	Cambridge University Press
地質学	Interpreting Earth History: A Manual in Historical Geology, Ninth Edition	Scott Ritter and Morris Petersen	Waveland Press
地質学	Sedimentary Structures: (Fourth Edition)	John Collinson, Nigel Mountney	Dunedin Academic Press
地質学	Sedimentary Rocks in the Field: A Practical Guide 4th Edition	Maurice E. Tucker	Wiley
地質学	Sedimentary Rocks in the Field: A Colour Guide	Dorrik A.V. Stow	CRC Press
地質学	Earth: Portrait of a Planet Seventh Edition	Stephen Marshak	W. W. Norton & Company
地史学、属位学	Stratigraphy: A Modern Synthesis	Andrew D. Miall	Springer
地史学、属位学	Sedimentology and Stratigraphy	Gary Nichols	Wiley
地史学、属位学	Deciphering Earth's History: the Practice of Stratigraphy	Angela L. Coe	The Geological Society of London
地史学、属位学	The Sedimentary Record of Sea-Level Change	Coe, A.L. et al.	The Open Univ.
岩石学	An Introduction to the Rock Forming Minerals	Deer, W. et al.	Mineralogical Soc of Great Britain
動物学	The Teeth of Non-mammalian Vertebrates: Form, Function,	Barry Berkovitz	Academic Press
動物学	Mesozoic Art: Dinosaurs and Other Ancient Animals in Art	Steve White	Bloomsbury Wildlife
動物学	Analysis of Vertebrate Structure	Milton Hildebrand & George Goslow	Wiley
動物学	Great Transitions in Vertebrate Evolution	Kenneth P Dial, Neil Shubin & Elizabeth L Brainerd	University of Chicago Press
動物学	Vertebrates: Comparative Anatomy, Function, Evolution	Kenneth V Kardong	McGraw-Hill
動物学	Biology and Evolution of Crocodylians	Gordon Grigg	Cornell University Press
植物学	Bryophyte Ecology	Smith, A.	Springer

## 電子図書目録 (抜粋)

分野	図書名	著者名	出版社
地球科学	カラー図解 地球科学入門 地球の観察―地質・地形・地球史を読み解く	平朝彦	講談社
地球科学	美しすぎる地学事典	渡邊克晃	秀和システム
地質学	フィールドマニュアル 図説 堆積構造の世界	日本堆積学会 (監修)、伊藤慎 (編集)	朝倉書店
地史学、属位学	すごい地層の読み解きかた	小白井亮一	草思社
地史学、属位学	楽しい地層図鑑	小白井亮一	草思社
地史学、属位学	The Geologic Time Scale 2012	Felix Gradstein, J.G. Ogg, Mark D. Schmitz, Gabi M. Ogg	ELSEVIER NEW YORK
岩石学	岩石薄片図鑑 - 精細写真で読み解く鉱物組成と生い立ち	青木正博	誠文堂新光社
動物学	新日本両生爬虫類図鑑	日本爬虫両棲類学会	サンライズ出版
動物学	ワニ大図鑑：分類・進化・生態・法律・飼育について解説 ディスカバリー生き物・再発	中井穂瑞領	誠文堂新光社
動物学	鳥の骨探	松岡廣繁 (総指揮)	エヌ・ティー・エス
植物学	陸上植物の形態と進化	長谷部光泰	裳華房
情報科学	WebGL Insights 日本語版	あんどろやすし	KADOKAWA
情報科学	独習JavaScript 新版	CodeMafia 外村将大	翔泳社
情報科学	独習C# 第5版	山田祥寛	翔泳社
情報科学	OpenGLによる3次元CGプログラミング Approaches to Study Living	林武文、加藤清敬	コロナ社
古生物学、化石	Foraminifera: Collection, Maintenance and Experimentation	Kitazato H, Bernhard JM	Springer
古生物学、化石	Foraminiferal Genera and Their Classification	Alfred R. Loeblich , Helen Tappan	Springer
古生物学、化石	Paleoneurology of amniotes: new directions in the study of fossil endocasts	María Teresa Dozo, Ariana Paulina-Carabajal, Thomas E. Macrini, Stig Walsh	Springer
古生物学、化石	Modern Paleopathology, The Study of Diagnostic Approach to Ancient Diseases, their Pathology and	Bruce M. Rothschild , Dawid Surmik , Filippo Bertozzo	Springer
地球科学	Earth System History Fourth Edition	Steven M. Stanley, John A. Luczaj	W. H. Freeman
地球科学	Encyclopedia of Geobiology	Joachim Reitner, Volker Thiel	Springer
地球科学	「Treatise on Geochemistry」第2版 (全16巻)	Heinrich D. Holland and Karl K. Turekian (Editors-in-Chief)	Elsevier
地質学	Encyclopedia of Modern Coral Reefs	David Hopley	Springer
海洋学	The Sea Floor	Eugen Seibold , Wolfgang Berger	Springer
岩石学	Microfacies of Carbonate Rocks	Erik Flügel	Springer
生物化学	Phylogenetic Comparative Methods in R	Liam J. Revell and Luke J. Harmon	Princeton University Press
動物学	The Dissection of Vertebrates (English Edition)	Gerardo De Iuliis	Academic Press
動物学	In a Class of Their Own: A Detailed Examination of Avian Forms and	Gary Ritchison	Springer
動物学	Odontodes: The Developmental and Evolutionary Building Blocks of	Donglei Chen	CRC Press
動物学	Handbook of Bird Biology	Irby J. Lovette (Editor), John W. Fitzpatrick (Editor)	Wiley

## 学術雑誌名 (抜粋)

分野	雑誌名	出版社
地球科学	ナショナル ジオグラフィック日本版	日経ナショナル ジオグラフィック
地球科学	月刊地球	海洋出版
自然科学	科学	岩波書店
古生物学、化石	Marine Micropaleontology	Elsevier
古生物学、化石	Journal of Foraminiferal Research	GeoScienceWorld
古生物学、化石	Spanish Journal of Palaeontology	Sociedad Española de Paleontología
古生物学、化石	Journal of Mammalian Evolution	Springer
古生物学、化石	Palz	Springer
古生物学、化石	Journal of Systematic Palaeontology	Taylor & Francis
古生物学、化石	Palaeontology newsletter	The Palaeontological Association
古生物学、化石	Palaeontology	Wiley
古生物学、化石	Papers in Palaeontology	Wiley
地球科学	Bsgf-Earth Sciences Bulletin	EDP Sciences
地球科学	International Journal of Earth Sciences	Springer
地球科学	Biogeochemistry	Springer
地球科学	Acta Geologica Sinica - English Edition	Wiley
地質学	Marine Geology	Elsevier
地質学	Geology	Geological Society of America
地質学	Geological Society of America Bulletin	Geological Society of America
地質学	Journal of Sedimentary Research	Society for Sedimentary Geology
地質学	Geotectonics	Springer
地史学、属位学	Newsletters on Stratigraphy	Schweizerbart Science Publisher
地史学、属位学	Journal of Paleolimnology	Springer
生物化学	Historical Biology	Taylor & Francis
生物化学	Analytical and Bioanalytical Chemistry	Springer
生物化学	Applied Biochemistry and Biotechnology	Springer
生物化学	Nature Ecology & Evolution	Springer
動物学	Journal of Vertebrate Biology	Institute of Vertebrate Biology of the Czech Academy of Sciences
動物学	The Auk	Oxford University Press
動物学	Vertebrate Zoology	Senckenberg Gesellschaft für Naturforschung
動物学	Revista Chilena de Historia Natural	Springer
動物学	Journal of Vertebrate Paleontology	Taylor & Francis
植物学	Phytochemistry	Elsevier
解剖学	Vertebrate Anatomy, Morphology, Palaeontology	UofA Library
解剖学	Anatomy and Embryology	Wiley
植物学	Taxon	Wiley

## 公立大学法人福井県立大学教育研究審議会規程

平成19年4月1日  
公立大学法人福井県立大学規程第3号

(趣旨)

**第1条** この規程は、公立大学法人福井県立大学定款（以下「定款」という。）第21条第1項に規定する教育研究審議会（以下「教育研究審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

**第2条** 教育研究審議会は、委員15人以内で組織し、教育研究審議会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 事務局長
- (4) 学長が定める教育研究上の重要な組織の長
- (5) 教育研究審議会が定めるところにより学長が指名する職員  
(指名委員の任期)

**第3条** 前項第5号に掲げる委員（以下この条において「指名委員」という。）の任期は、2年とする。

- 2 補欠の指名委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 指名委員は、再任されることができる。

(審議事項)

**第4条** 教育研究審議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 中期目標について知事に対し述べる意見および年度計画に関する事項のうち、大学の教育研究に関するもの
- (2) 法により知事の認可または承認を受けなければならない事項のうち、大学の教育研究に関するもの
- (3) 重要な規程の制定または改廃に関する事項のうち、大学の教育研究に関するもの
- (4) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (5) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (6) 学生の入学、卒業または課程の修了その他学生の在籍に関する方針および学位の授与に関する方針に係る事項
- (7) 教員の人事および評価に関する事項（定款第20条第1項第6号に係るものを除く。）
- (8) 研究費の配分に関する事項（定款第20条第1項第7号に係るものを除く。）
- (9) 教育および研究の状況について自ら行う点検および評価に関する事項
- (10) その他大学の教育研究に関する重要事項

(招集)

**第5条** 教育研究審議会は、月1回の開催を常例とし、学長が招集する。

- 2 学長は、教育研究審議会の構成員から会議の目的たる事項を記載した書面で開催の要求があったときは、教育研究審議会を招集しなければならない。
- 3 教育研究審議会に付議する事項は、招集の際通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

(議長)

**第6条** 教育研究審議会に議長を置き、学長をもって充てる。

- 2 議長は、教育研究審議会を主宰する。
- 3 議長に事故があるときまたは議長が欠けたときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を

行う。

(定足数および議決)

**第7条** 教育研究審議会は、構成員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 教育研究審議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

**第8条** 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を教育研究審議会に出席させ、説明または意見を聴くことができる。

(議事録)

**第9条** 議長は、教育研究審議会の議事について、議事録を作成しなければならない。

(委任)

**第10条** この規程に定めるもののほか、教育研究審議会の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

#### 附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

## 公立大学法人福井県立大学教授会規程

平成19年4月1日  
公立大学法人福井県立大学規程第13号

(趣旨)

**第1条** この規程は、公立大学法人福井県立大学の組織および運営に関する基本規程（平成19年公立大学法人福井県立大学規程第10号）第13条第2項および第17条第2項の規定に基づき、福井県立大学の各学部、学術教養センターおよび情報センターならびに福井県立大学大学院の各研究科の教授会の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

**第2条** 各教授会は、それぞれ各学部、学術教養センター、情報センターまたは各研究科（以下「学部等」という。）に所属する教授をもって組織する。ただし、准教授その他の教員または事務局職員を加えることができる。

(審議事項)

**第3条** 教授会は、当該学部等における教育研究に関する次に掲げる事項（学術教養センターおよび情報センターにあつては、第1号および第2号を除く。）について学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学部等における学生の入学、卒業および課程の修了に関する事項
  - (2) 学部等における学位の授与に関する事項
  - (3) その他学部等における教育研究に関する重要な事項で、別表に定めるもののほか、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長および学部長等（学部長、学術教養センター長、情報センター長または研究科長をいう。以下同じ。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、ならびに学長および学部長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(会議)

**第4条** 教授会は、学部長等がこれを招集し、その議長となる。

- 2 学部長等は、構成員の3分の1以上の要求があつたときは、教授会を招集しなければならない。

(定足数)

**第5条** 教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

(表決)

**第6条** 教授会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、教授会が特に重要と認めた事項については、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(専門委員会)

**第7条** 教授会に、専門の事項を調査し、および審議するため、専門委員会を置くことができる。

(構成員以外の教職員の出席)

**第8条** 議長は、構成員以外の職員を教授会に出席させて説明を求め、または意見を述べさせることができる。

(議事録)

**第9条** 学部長等は、教授会の議事について、議事録を作成しなければならない。

(委任)

**第10条** この規程に定めるもののほか、教授会の組織および運営に関し必要な事項は、学長が定める。

**附 則**

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

## 福井県立大学教育研究委員会 F D 部会要領

平成 3 0 年 4 月 1 日  
公立大学法人福井県立大学要領第 1 号

(設置)

**第 1 条** 公立大学法人福井県立大学委員会規程（平成 2 9 年公立大学法人福井県立大学規程第 2 号）第 6 条の規定に基づき、ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）に関する協議検討を行うため、教育研究委員会にFD部会（以下「部会」という。）を置く。

(所掌事項)

**第 2 条** 部会は、次の事項を協議検討する。

- (1) 授業評価に関する事項
- (2) 学内研修に関する事項
- (3) 教学改善に関する事項（教学に関するIR）
- (4) その他FDに関する事項

(組織)

**第 3 条** 部会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 各学部の教員各 1 名
- (2) 学術教養センターの教員 1 名
- 2 必要があるときは、前項の委員に各学部および学術教養センターの教員各 1 名を加えることができる。
- 3 第 2 条(3)については、分析課題が提起された場合には教学 IR 作業グループ（以下「作業グループ」という。）を組織する。この作業グループの活動中は、部会メンバーの 1 名をその担当者とし、その活動を監督する。作業グループには別にリーダーをおき、その運営については別途定める。
- 4 第 1 項および第 2 項に掲げる委員は、教育研究委員会委員長が選任する。

(任期)

**第 4 条** 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の任期の残余の期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。

(部会長)

**第 5 条** 部会に部会長を置き、第 3 条第 1 項および第 2 項に掲げる委員の中から互選によって定める。

- 2 部会長は、部会の会務を総理する。
- 3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名を受けた者がその職務を代行する。

(会議)

**第 6 条** 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

(委員以外の教職員の出席)

**第 7 条** 議長は、委員以外の教職員を部会に出席させて説明を求め、または意見を述べさせることができる。

(庶務)

**第 8 条** 部会の庶務は、事務局教育推進課において行う。

(委任)

**第 9 条** この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会の議を経て、教育研究委員会委員長が定める。

## 附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則**

この要領は、令和5年11月1日から施行する。



公立大学法人 福井県立大学

Fukui Prefectural University

# ファカルティ・ディベロップメント 報告書 2022

2023 年 3 月

F D 部会

## はじめに

今年度は、コロナの感染拡大が始まって 3 年目の年となった。授業は、対面が原則となり、コロナの感染拡大を理由とした全面的な遠隔対応も行われなかった。他方で、授業の運営上、教室の定員の半分しか座席が用意できないなどの制約は残ったために、大人数の講義ではまだ影響が残っていたと言えるだろう。また、学外研修等においても、部分的には制約が残っていた。それでも、キャンパスを元気に歩く学生の姿が多く見られることは、大変喜ばしいことであった。

講義の形態は対面が原則となったが、コロナ禍で導入された様々なツールがうまく利用されるようになってきた。ZOOM 等の遠隔講義システムは受講機会の拡大にも繋がっているであろうし、Google Classroom などの LMS は、対面の講義であっても出欠管理や課題の管理にうまく利用されるようになったと感じている。DX 化が強く叫ばれているが、こういったツールは、使われている中で、より良い利用法が見つけられていくのであろう。

今年度の FD 活動における授業評価アンケートも、紙ベースではなく Google Forms を利用した WEB スタイルであった。相変わらず紙ベースの時よりも回収率が低いなど、課題は残っているが、それでも定着したと言っても良いだろう。他方、授業評価アンケートでは捉えられない、(仮に勉学に限ったとしても) 学生の活動へのモチベーションをどのように捉えるかという課題は、今後もずっと続いていくだろう。ここしばらくはコロナのこともあって、授業評価アンケートが中心であったが、それ以外の活動(授業公開、講演会その他)を模索していくことが求められるだろう。実際、看護福祉学部や学術教養センターでは数々の FD 講演会を開催しており、教員間での意見交換も活発に行われた。

今後は、IR 活動と結びつけた新しい学生の教育支援に繋がる道筋が探られることを期待したい。

最後に、本部会の運営にご尽力いただいたメンバーの皆さん、また授業評価アンケートの企画・運営や本報告書の整理・編集、会議の準備にご尽力いただいた教育推進課の高橋主任に深く感謝するとともにここに記しておきたい。

2023 年 3 月

2022 年度教育研究委員会 FD 部会 FD 部会長 廣瀬弘毅

# 目 次

はじめに	i
1. 活動概要	1
1. 1 委員の構成	1
1. 2 事業の実施状況	1
1. 2. 1 授業評価	1
1. 2. 2 授業公開	13
1. 2. 3 FD研修	13
1. 2. 4 実施要項	13
2. 各部局のFD活動	
2. 1 経済学部	
2. 1. 1 授業評価	15
2. 1. 2 授業公開	16
2. 1. 3 学科懇談会における遠隔授業導入の評価についての議論	18
2. 1. 4 授業改善の取り組みと今後の課題	21
2. 2 生物資源学部	
2. 2. 1 授業評価	23
2. 2. 2 授業公開の方針と実績	24
2. 2. 3 授業改善活動についての課題と展望	25
2. 3 海洋生物資源学部	
2. 3. 1 授業評価アンケート	27
2. 3. 2 授業公開	28
2. 3. 3 授業改善についての課題と展望	29
2. 4 看護福祉学部	
2. 4. 1 授業評価	30
2. 4. 2 FD研修	31
2. 4. 3 授業改善への取り組みと今後の課題と展望	35
2. 5 学術教養センター	
2. 5. 1 授業評価アンケートの結果	38
2. 5. 2 授業公開の方針と実績	39
2. 5. 3 FD研修	40
2. 5. 4 授業改善の取組みと今後の展望	41

## 1. 活動概要

### 1.1 委員の構成

2022年度のFD部会メンバーは、以下の6名の教員である。

2022年度FD部会委員名簿

氏名	所属	職	役割
廣瀬弘毅	経済学部	教授	委員長
金花	経済学部	准教授	委員
深尾武司	生物資源学部	教授	委員
田中祐希	海洋生物資源学部	准教授	委員
坂口昌宏	看護福祉学部	准教授	委員
山川修	学術教養センター	教授	委員

### 1.2 事業の実施状況

#### 1.2.1 授業評価

実施要項、実施概要、質問および回答用紙、全体集計結果、経年特性（前期、後期）を次頁より掲載する。

## 令和4年度 学生による授業評価の実施結果

(前期) 実施期間 令和4年7月4日(月)～7月28日(木)

### 調査票対象・回答状況

<学部>			<大学院>		
	回答数	対象数		回答数	対象数
経済学部	1,123	4,124	経済・経営学研究科	5	13
生物資源学部	249	849	生物資源学研究科	30	80
海洋生物資源学部	388	1,174	看護福祉学研究科	2	15
看護福祉学部	647	1,888			
学術教養センター	2,044	4,140			
キャリアセンター	0	0			
計	4,451	12,175	計	37	108

### 参加教員

<学部>			<大学院>		
	実施人数	実施率		実施人数	実施率
経済学部	25 人	96.2 %	経済・経営学研究科	0 人	0.0 %
生物資源学部	16 人	94.1 %	生物資源学研究科	5 人	71.4 %
海洋生物資源学部	11 人	100.0 %	看護福祉学研究科	1 人	50.0 %
看護福祉学部	26 人	92.9 %	キャリアセンター他	2 人	100.0 %
学術教養センター	23 人	100.0 %	非常勤講師	0 人	0.0 %
キャリアセンター他	0 人	0.0 %			
非常勤講師	9 人	64.3 %			
計	110 人	92.4 %	計	8 人	66.7 %

### 参加科目

<学部>			<大学院>		
	実施科目	実施率		実施科目	実施率
経済学部	42 科目	89.4 %	経済・経営学研究科	1 科目	50.0 %
生物資源学部	19 科目	90.5 %	生物資源学研究科	6 科目	75.0 %
海洋生物資源学部	23 科目	92.0 %	看護福祉学研究科	1 科目	50.0 %
看護福祉学部	41 科目	83.7 %			
学術教養センター	88 科目	93.6 %			
キャリア教育科目	0 科目	0.0 %			
計	213 科目	90.3 %	計	8 科目	66.7 %

## 令和4年度 学生による授業評価の実施結果

(後期) 実施期間 令和4年12月13日 (火) ~1月31日 (火) (ただし授業の都合当により一部期間外実施)

### 調査票対象・回答状況

<学部>			<大学院>		
	回答数	対象数		回答数	対象数
経済学部	840	3,910	経済・経営学研究科	0	0
生物資源学部	190	795	生物資源学研究科	5	28
海洋生物資源学部	229	637	看護福祉学研究科	0	0
看護福祉学部	393	1,520			
学術教養センター	1,312	4,051			
キャリアセンター	0	0			
計	2,964	10,913	計	5	28

### 参加教員

<学部>			<大学院>		
	実施人数	実施率		実施人数	実施率
経済学部	26 人	92.9 %	経済・経営学研究科	0 人	0.0 %
生物資源学部	19 人	90.5 %	生物資源学研究科	1 人	25.0 %
海洋生物資源学部	7 人	70.0 %	看護福祉学研究科	0 人	0.0 %
看護福祉学部	22 人	88.0 %	キャリアセンター他	0 人	0.0 %
学術教養センター	23 人	95.8 %	非常勤講師	0 人	0.0 %
キャリアセンター他	0 人	0.0 %			
非常勤講師	4 人	50.0 %			
計	101 人	87.1 %	計	1 人	25.0 %

### 参加科目

<学部>			<大学院>		
	実施科目	実施率		実施科目	実施率
経済学部	81 科目	83.5 %	経済・経営学研究科	0 科目	0.0 %
生物資源学部	22 科目	84.6 %	生物資源学研究科	1 科目	25.0 %
海洋生物資源学部	15 科目	83.3 %	看護福祉学研究科	0 科目	0.0 %
看護福祉学部	30 科目	81.1 %			
学術教養センター	73 科目	93.6 %			
キャリア教育科目	0 科目	0.0 %			
計	221 科目	86.3 %	計	1 科目	25.0 %

# 福井県立大学 授業に関する調査

本アンケートは以下の講義用です。アンケートに回答する前に確認してください：

学部名サンプル・講義名サンプル1・教員名サンプル

この調査は、県立大学が皆さんに提供している教育をより良いものにしていくために行うものです。あなたが現在受けているこの授業についての調査にご協力ください。

あなたに当てはまるもの、あなたの意見や感想にもっとも近いものの番号にチェックし、Q6については自由に記述してください。

本アンケートによる（全学、学部別等）授業評価結果は、本学ホームページ上で開示予定です。

過去の集計結果は <http://www.fpu.ac.jp/group/fd/> を御覧ください。

回答を1回に制限するためgmailアドレスでログインしてもらっていますが、誰が記入したのかは分からない設定になっています。教員にはアカウントは通知されませんので、このアンケートの回答が成績に影響することはありません。

[Google にログイン](#)すると作業内容を保存できます。 [詳細](#)

次へ

フォームをクリア

# 福井県立大学 授業に関する調査

[Google にログイン](#)すると作業内容を保存できます。 [詳細](#)

\*必須

## 授業に関する調査アンケート項目

この調査は、県立大学が皆さんに提供している教育をより良いものにしていくために行うものです。あなたが現在受けているこの授業についての調査にご協力ください。

あなたに当てはまるもの、あなたの意見や感想にもっとも近いものの番号にチェックし、Q6については自由に記述してください。

Q1 この講義（課題、レポート、予習復習を含む）に意欲的に取り組みましたか？ \*

- 1 意欲的に取り組まなかった
- 2 あまり意欲的に取り組まなかった
- 3 ある程度意欲的に取り組んだ
- 4 意欲的に取り組んだ

Q2 この授業についての方法（先生の講義の方法、話し方、資料の提示方法、学習支援システム・遠隔システムの活用など）はどうでしたか？ \*

- 1 不適切である
- 2 やや不適切である
- 3 まあまあ適切である
- 4 非常に適切である

Q3 この授業の内容はどの程度理解できましたか？ \*

- 1 理解できなかった
- 2 あまり理解できなかった
- 3 ある程度理解できた
- 4 理解できた

Q4 この授業の分野への関心は高まりましたか？ \*

- 1 高まらなかった
- 2 あまり高まらなかった
- 3 少し高まった
- 4 高まった

Q5 この授業を総合的に評価してください \*

- 1 良くない
- 2 あまり良くない
- 3 まずまず良い
- 4 良い

Q6 この授業について、その方法、教材、授業内容など、良かった点・悪かった点・気づいた点を自由に書いてください（この欄の記述に対する担当教員のコメントを、後日ウェブ上に掲載します）。

回答を入力

Q7 教員設定の質問・選択式（該当授業のみ）

- 1
- 2
- 3
- 4

Q8 教員設定の質問・記述式（該当授業のみ）

回答を入力

遠隔授業に関する調査アンケート項目

この科目を、完全に（または主に）遠隔で授業を受けた学生にお尋ねします。  
あなたに当てはまるもの、あなたの意見や感想にもっとも近いものの番号にチェックしてください。

遠隔で授業を受けなかった方は回答不要になります。そのまま次へ進んでください。

Q9 遠隔で行われた授業について、遠隔システムの活用（資料の提示方法、フィードバックのあり方等）はどうでしたか？

- 1 うまく活用されていない。
- 2 あまりうまく活用されていない。
- 3 まずまずうまく活用されている。
- 4 うまく活用されている。

Q10 遠隔で行われた授業について、学習の効果はありましたか？

- 1 効果がなかった。
- 2 あまり効果がなかった。
- 3 ある程度効果があった。
- 4 効果があった。

戻る

送信

フォームをクリア

## 全体集計結果の見方

次頁より授業評価の集計結果を学部（前期・後期）、大学院（前期・後期）の順に掲載する。  
以下に、集計結果の見方を記す。

集計数	前期：回答された全てのアンケート 後期：回答された全てのアンケート
Q1 から Q5/Q9、Q10	アンケートの Q1 から Q5 並びに Q9、Q10 に対応
数値上段	平均値（質問は、4 件法）
数値下段	母標準偏差
集計方法	上段 回答選択肢「1、2、3、4」をそれぞれ「1点、2点、3点、4点」と得点化。この得点化規則に則り、設問別、集計グループ別に合計得点を求めて、有効回答数で割った平均値を示す。 下段 設問ごとに母標準偏差を求め、回答者の選択肢に対する偏り度合いを数値で下段に示す。但し、設問に対して無回答の場合は得点化せず、かつ有効回答数としては計上していない。「—」の欄は有効回答が無かったことを示す。
[集計グループ]	
全体	全ての集計対象者
部局別	当該学部にも所属する教員が提供する科目に対する評価結果を集計
履修登録者数別	履修登録者数が「100人以上」「100人未満」別に集計

令和4年度 前期 学生による授業評価全体集計結果(学部生)

集計グループ	( 集計数 )	Q1意欲的受講	Q2授業方法	Q3内容理解	Q4関心	Q5総合評価	Q9遠隔システム活用	Q10遠隔授業の効果
全体	( 4451 )	3.41	3.45	3.23	3.28	3.50	3.42	3.30
		0.66	0.64	0.66	0.72	0.63	0.73	0.73
部局別 ( 4451 )								
経済学部	( 1123 )	3.40	3.38	3.14	3.18	3.39	3.38	3.24
		0.68	0.68	0.68	0.74	0.68	0.77	0.75
生物資源学部	( 249 )	3.35	3.36	3.16	3.30	3.50	3.26	3.10
		0.68	0.67	0.70	0.72	0.66	0.70	0.73
海洋生物資源学部	( 388 )	3.35	3.31	3.11	3.15	3.37	3.31	3.23
		0.63	0.69	0.76	0.75	0.73	0.75	0.78
看護福祉学部	( 647 )	3.47	3.49	3.17	3.42	3.56	3.59	3.40
		0.61	0.59	0.59	0.65	0.57	0.59	0.67
学術教養センター	( 2044 )	3.43	3.51	3.33	3.31	3.56	3.45	3.37
		0.67	0.61	0.63	0.71	0.59	0.73	0.71
規模別 ( 4451 )								
100人以上	( 1500 )	3.38	3.38	3.15	3.19	3.40	3.35	3.24
		0.66	0.68	0.68	0.75	0.66	0.80	0.76
100人未満	( 2951 )	3.43	3.48	3.27	3.32	3.55	3.46	3.34
		0.66	0.61	0.65	0.70	0.61	0.68	0.71

令和4年度 前期 学生による授業評価全体集計結果(大学院生)

集計グループ	( 集計数 )	Q1意欲的受講	Q2授業方法	Q3内容理解	Q4関心	Q5総合評価	Q9遠隔システム活用	Q10遠隔授業の効果
全体	( 37 )	3.38	3.51	3.16	3.49	3.62	3.47	3.52
		0.75	0.50	0.37	0.55	0.48	0.71	0.56
部局別 ( 37 )								
経済・経営学研究科	( 5 )	3.40	3.80	3.20	4.00	4.00	3.80	3.80
		1.20	0.40	0.40	0.00	0.00	0.40	0.40
生物資源学研究科	( 30 )	3.37	3.47	3.17	3.40	3.57	3.36	3.44
		0.66	0.50	0.37	0.55	0.50	0.74	0.57
看護福祉学研究科	( 2 )	3.50	3.50	3.00	3.50	3.50	4.00	4.00
		0.50	0.50	0.00	0.50	0.50	0.00	0.00

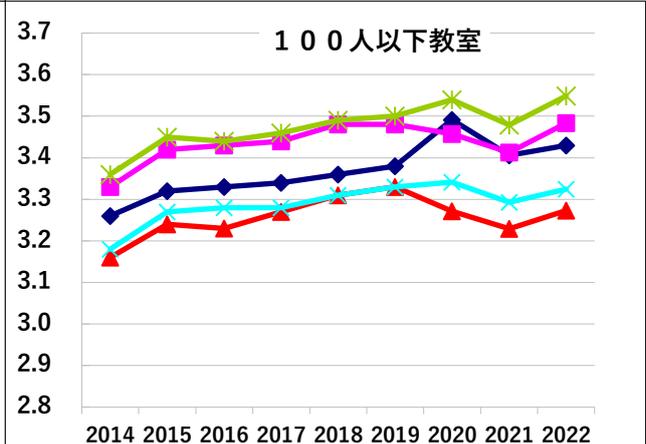
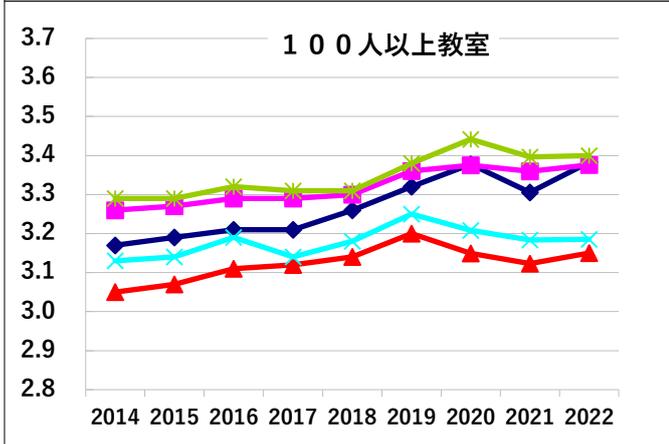
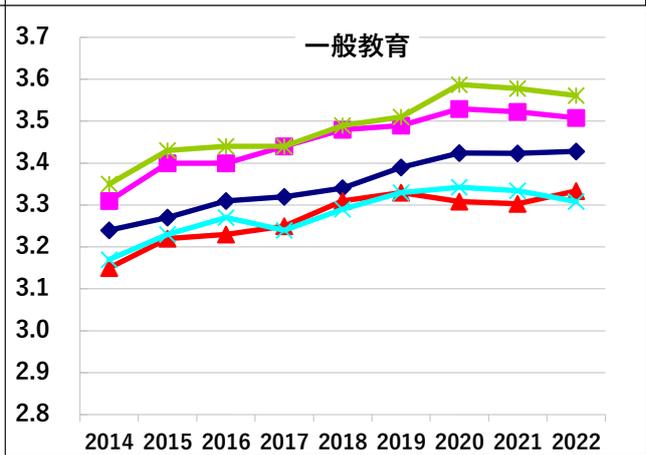
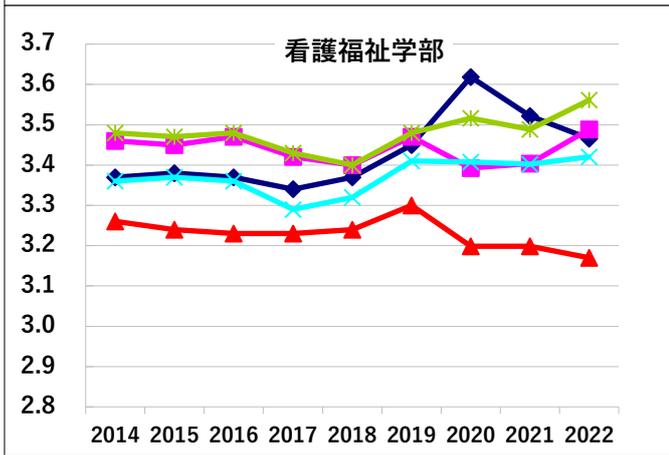
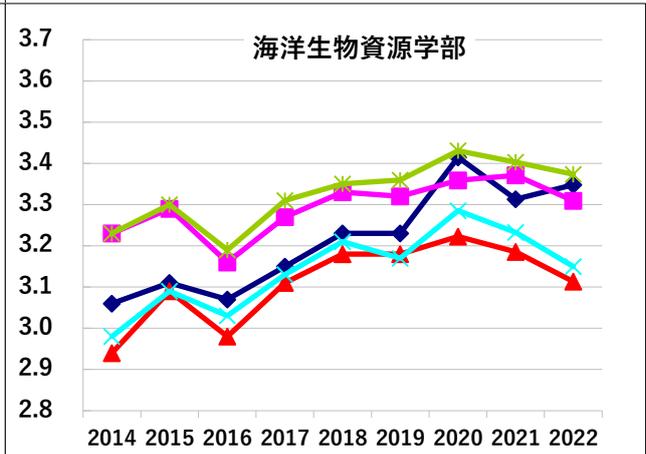
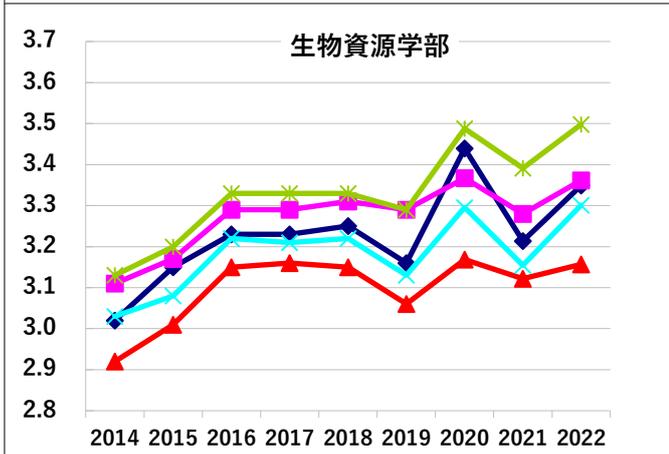
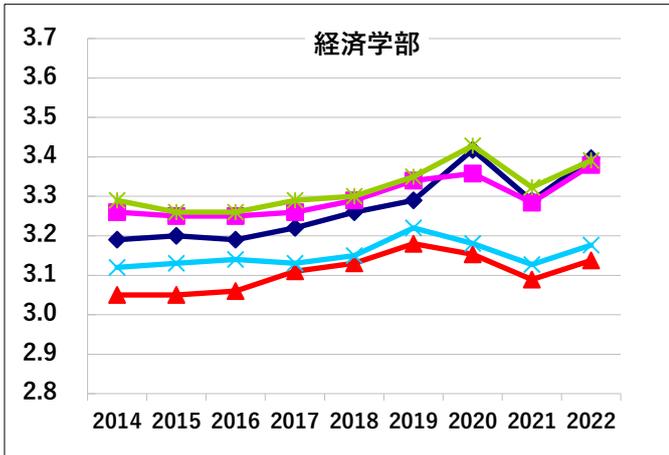
令和4年度 後期 学生による授業評価全体集計結果(学部生)

集計グループ	( 集計数 )	Q1意欲的受講	Q2授業方法	Q3内容理解	Q4関心	Q5総合評価	Q9遠隔システム活用	Q10遠隔授業の効果
全体	( 2964 )	3.45	3.52	3.31	3.38	3.59	3.52	3.44
		0.68	0.61	0.63	0.69	0.59	0.71	0.69
部局別	( 2964 )							
経済学部	( 840 )	3.48	3.51	3.30	3.36	3.56	3.52	3.41
		0.67	0.60	0.61	0.70	0.60	0.66	0.65
生物資源学部	( 190 )	3.29	3.39	3.16	3.39	3.49	3.35	3.21
		0.81	0.66	0.62	0.72	0.64	0.89	0.76
海洋生物資源学部	( 229 )	3.40	3.36	3.14	3.24	3.45	3.33	3.33
		0.65	0.76	0.77	0.77	0.77	0.88	0.82
看護福祉学部	( 393 )	3.56	3.54	3.33	3.50	3.63	3.49	3.46
		0.59	0.56	0.55	0.60	0.53	0.70	0.69
学術教養センター	( 1312 )	3.43	3.56	3.35	3.38	3.64	3.61	3.51
		0.69	0.59	0.62	0.68	0.55	0.65	0.67
規模別	( 2964 )							
100人以上	( 786 )	3.39	3.52	3.27	3.29	3.56	3.61	3.49
		0.69	0.61	0.61	0.70	0.60	0.64	0.65
100人未満	( 2178 )	3.47	3.52	3.32	3.41	3.60	3.48	3.42
		0.67	0.61	0.63	0.68	0.59	0.73	0.71

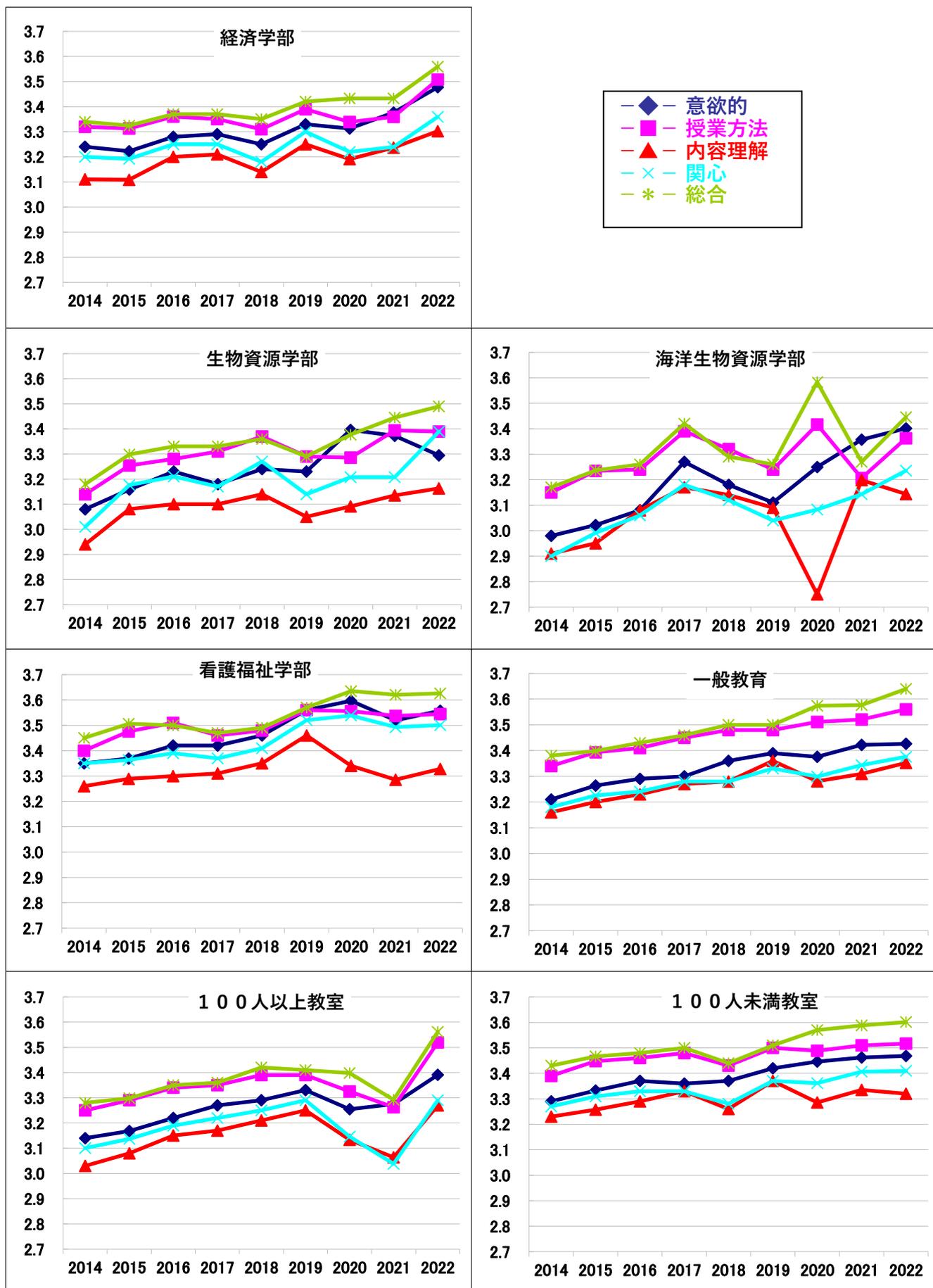
令和4年度 後期 学生による授業評価全体集計結果(大学院生)

集計グループ	( 集計数 )	Q1意欲的受講	Q2授業方法	Q3内容理解	Q4関心	Q5総合評価	Q9遠隔システム活用	Q10遠隔授業の効果
全体	( 5 )	3.20	3.20	3.00	3.20	3.60	3.60	3.20
		0.40	0.40	0.00	0.40	0.49	0.49	0.40
部局別	( 5 )							
経済・経営学研究科	( 0 )	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-
生物資源学研究科	( 5 )	3.20	3.20	3.00	3.20	3.60	3.60	3.20
		0.40	0.40	0.00	0.40	0.49	0.49	0.40
看護福祉学研究科	( 0 )	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-

## 重要項目の経年特性（前期）



## 重要項目の経年特性（後期）



## 1.2.2 授業公開

詳細は2章「各部署のFD活動」にて報告する。

## 1.2.3 FD研修

全体研修は令和4年度は実施せず。各部署で行った研修は、2章「各部署のFD活動」にて報告する。

## 1.2.4 実施要項

### 福井県立大学学生による授業評価実施要項

- 1 目 的  
学生による授業評価を通じ、教員が授業の内容および方法の改善を図ることにより、教育力の向上に取り組む。
- 2 対象教員  
専任教員および非常勤講師
- 3 対象学生  
学部生、大学院生、科目等履修生・聴講生
- 4 対象授業  
(1) から (3) を除く授業科目  
ただし、(1) から (3) については、学部・学科および教員が希望する場合は実施することができる。  
(1) オムニバス授業  
(2) 実験、実習（指導）、論文（指導）、研究、卒業研究、演習教科  
(3) 実施期間終了後の集中講義
- 5 期 間  
前期科目： 前期 期末試験期間前の2週間  
後期科目、通年科目： 後期 期末試験期間前の2週間  
集中講義は、原則、講義の最終日に実施する。
- 6 方 法  
アンケート用紙にて実施する。  
ただし、事前の申請により、LMSにて実施することができる。
- 7 項 目  
評価は、下記項目について実施する。  
(1) から (5) については、4段階評価とし、(6) については、自由記述とする。  
ただし、下記項目に加えて、教員が質問を設定することができる。  
  - (1) 受講の意欲
  - (2) 授業方法
  - (3) 内容の理解
  - (4) 関心
  - (5) 総合評価
  - (6) 感想等

## 8 評価結果の取扱い

評価結果の集計終了後、授業科目ごとの評価結果とあわせて、アンケート用紙を教員に送付する。教員がアンケート用紙を事務局に返却後、評価結果およびLMS実施データとともに部局長の閲覧に供する。部局長は必要に応じて授業改善のための話し合いの場を設ける。

評価結果は本要項の目的以外に使用してはならない。

## 9 評価結果の公開

- (1) 評価結果の公開については、専任教員のみ、授業科目ごとの評価結果（授業科目名、教員名、質問毎の平均点）を学内LAN内のウェブページにて公開する。

ただし、7（6）感想等の記載内容については、公開しない。

評価結果の公開に当たっては、全体の集計結果についてもあわせて公開する。

- (2) 授業評価に対する専任教員のコメントを、学内LAN内のウェブページにて公開する。

### 【 附 則 】

平成26年 4月 1日 施行

平成27年 5月26日 改正（期間）

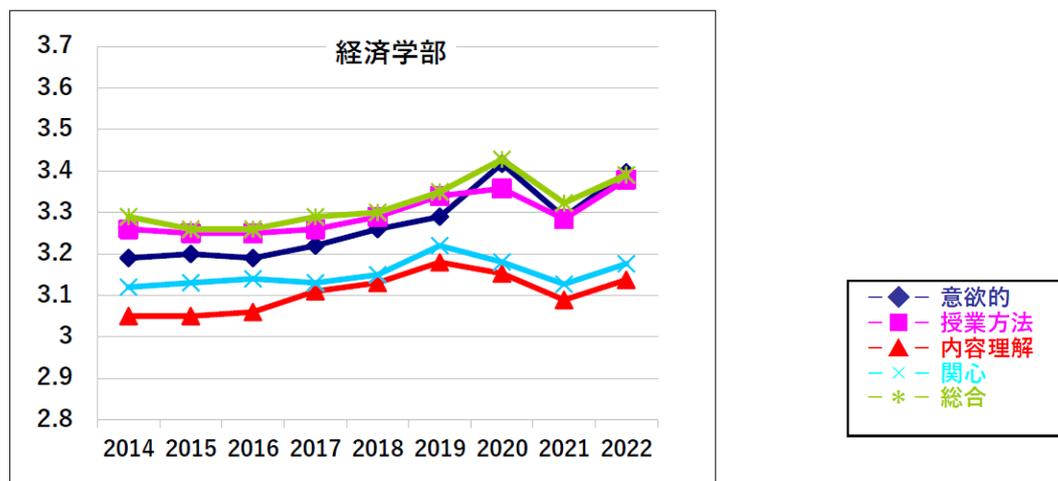
平成29年 6月 7日 改正（評価結果の取扱い）

## 2.1 経済学部（廣瀬弘毅、金花）

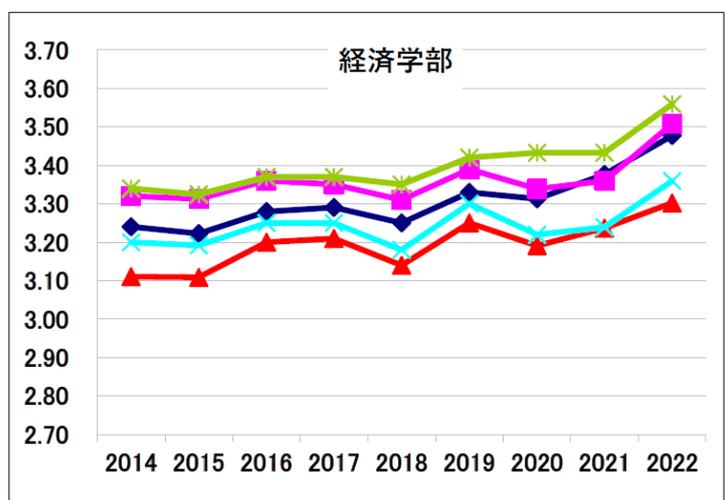
### 2.1.1 授業評価

経済学部における授業評価結果は、2022 年度に入り原則対面授業の数も増え、全体的にコロナ前の水準に改善している。コロナ禍で初めて遠隔授業が実施された 2020 年度以降、授業評価の低下が見られたが、2022 年度にはその改善が進んでいることが分かる。

<前期>



<後期>



具体的に、学部の授業評価結果は、前年度に比べてすべての項目において評価が高くなっている。そのうち前年度と比べて、2022 年度前期に、「意欲的受講」が 0.11 ポイント、「授業方法」が 0.10 ポイント上がり、後期に、「意欲的受講」が 0.10 ポイント、「授業方法」が 0.15 ポイント、「関心」が 0.12 ポイント上がっている。

### 令和4年度 学生による授業評価全体集計結果(学部生)

経済学部	集計数	Q1 意欲的受講	Q2 授業方法	Q3 内容理解	Q4 関心	Q5 総合評価	Q9 遠隔システム活用	Q10 遠隔授業の効果
前期	1123	3.40 (0.11)	3.38 (0.10)	3.14 (0.05)	3.18 (0.05)	3.39 (0.07)	3.38 —	3.24 —
後期	840	3.48 (0.10)	3.51 (0.15)	3.30 (0.06)	3.36 (0.12)	3.56 (0.13)	3.52 —	3.41 —

( ) の内は、昨年度との差 (=今年度-昨年度) を示している。

大学院の授業評価結果は下記の表の通りである。授業評価アンケートの実施原則により、後期は実施されなかったため、ここでは前期の結果のみ掲載している。経済・経営学研究所の授業評価結果は、全学の平均を上回っており、全体的に前年並みか、前年度を少し上回っている。

### 令和4年度 前期 学生による授業評価全体集計結果(大学院生)

集計グループ	集計数	Q1 意欲的受講	Q2 授業方法	Q3 内容理解	Q4 関心	Q5 総合評価	Q9 遠隔システム活用	Q10 遠隔授業の効果
全体	37	3.38 (-0.13)	3.51 (0.06)	3.16 (0.09)	3.49 (0.22)	3.62 (0.14)	3.47 —	3.52 —
経済・経営学研究所	5	3.40 (-0.34)	3.80 (0.06)	3.20 (0.15)	4.00 (0.42)	4.00 (0.37)	3.80 —	3.80 —

( ) の内は、昨年度との差 (=今年度-昨年度) を示している。

(注：後期は授業評価アンケートの実施原則により実施されなかった。)

#### 2.1.2 授業公開

経済学部では、普段知ることのない他の教員の授業に参加し、担当教員や他の授業参加者との意見交換を通じて、自分の授業をより良いものにするためのヒントを得るための機会を提供することを目的として、授業公開を実施してきた。今年度の授業公開は、下記3つの授業で実施された。

授業公開が行われた後、「授業公開調査票」を通じて、担当教員と他の教員との意見交換などが行われ、担当教員から質問・コメント等に回答があった。

<前期>

担当教員：木野龍太郎 教授

科目名：生産管理論 I

日時：2022年7月25日（月）2限

教室：共通講義棟 L108 教室

備考：ゲストスピーカーによる講義。対面で実施。

【意見交換の内容】

質問①：スライドを印刷して配付してはどうか。

担当教員の回答：配付となると企業のデータも入っていますので社内承認なども必要になり面倒だったので、今回は投影のみといたしました。

質問②：ゲスト講師を確保するための工夫などはありますか？

担当教員の回答：数年前から最終講義をゲスト講義としています。事前にシラバスや講義内容をお送りしたうえで、その内容を踏まえてお話して頂いております。基本的には毎回違うゲストをお願いしております。講師依頼は実はそれほど困っていません。卒業生がお世話になっている会社や知り合いの会社で採用に前向きなところをお願いすると学生にアピール出来るということで快諾されます。有り難いことに学生も熱心に受講してくれますし、エントリーが増えたり入社してくれたりという事例もありゲスト講師や会社の方も喜んでくださいます。

<後期>

担当教員：廣瀬弘毅 教授

科目名：産業組織論

日時：2022年12月23日（金）5限

備考：実務家による特別講義。大雪のため大学の方針により対面から遠隔に変更して実施。

※急遽、遠隔に切り替わったこともあり、意見交換等は実施できなかった。

担当教員：廣瀬弘毅 教授

科目名：演習Ⅱ

日時：2023年2月8日（水）

教室：共通講義棟 L111 教室

備考：卒業論文報告会の後の時間を使っての発表。

学生自身に、経済学そのものを説明する報告をさせた。卒業論文も書き上げ、卒業を控え

た経済学部が、4年間学んできた学問をどのように捉えていたかを再確認する作業として、ここ何年か演習Ⅱで取り組んできている。ただ、「経済学とは〇〇のような学問です」というまとめ方だと、ただのレポートのようになってしまうので、あえて「高校生に向けて経済学を説明したどうなるか」という設定で考えてもらっている。これを、パワーポイントの形で発表をしてもらった。

ただ、会議が長引いたため、担当者自身（廣瀬）が時間に遅れてしまい、趣旨の説明なしで学生が報告する羽目になってしまい、参観した教員に誤解を与えてしまったように思う。つまり、「高校生への説明」が単なる仕掛けに過ぎず、本旨は「学生自らが経済学をどのように理解したか」を発表することで、これまで4年間の経済学教育が問われる「教員自身に対する試験」である。そのため、最初の枠組み以降は、あえて学生自身に任せて報告を組み立てさせている。

#### 【意見交換の内容】

- ・高校生には響かない
- ・高校生には、難し過ぎるかも
- ・もっと実際の身近な経験に振った方が良くも

この他、授業公開に参加する教員が少ないとの意見が出ており、この点は今後のFD活動における検討課題の一つである。

### 2.1.3 学科懇談会における遠隔授業導入の評価についての議論

経済学部では、学部全員或いは学科に分かれて、定期的に懇談会を開催し、学部や学科の課題全般について議論している。今年度は、下記の日程で、両学科共同で学科会議が開催された。

会議では、まず松岡孝恭准教授から「経済学部における遠隔授業導入の評価」について報告が行われ、その後、報告内容を踏まえて、教学改善に向けて教員全体の議論があった。ここでは、まず松岡准教授の報告内容の概要を記述し、その後全体の議論の中で出たコメントの内容を紹介する。

日時：2023年1月18日 13:30～14:45（報告＋全体の議論）

開催場所：経済学部棟 10F 教授会室

報告者：松岡孝恭 准教授

報告タイトル：「経済学部における遠隔授業導入の評価-教学データと2020年度前期のアンケート調査から-」

## 1. 報告の概要

### ① 目的

本稿の目的は、遠隔授業の実施によって経済学部生の学業成績にどのような変化があったか調べることである。この目的のために経済学部生に配布する成績通知書の元データを利用して分析を行う。また、2020年度前期に経済学部では教員に対して遠隔授業に関するアンケート調査を実施した。授業形態や出席確認の仕方、課題の出し方や成績評価などを調査した回答は、学生が大学に来ないという異例な状況に各教員がどう対処したかに関する記録となっている。本稿では、この調査結果を教学データと組み合わせることで、遠隔授業の実施形態や評価方法の違いで素点の分布がどう変化したかについて調べる。

### ② データ

本稿で分析に利用するデータは2つある。一つは教学データであり、ここでは学生の成績通知書の元データを利用する。もう一つは2020年に経済学部で実施した遠隔授業に関するアンケート調査の回答データである。

### ③ 分析結果について

(前略) 2020年度前期の素点や成績の分布には、著しい変化が見られる。履修登録科目数の総数に大きな変化はなかったものの、一般・専門合わせた成績別の科目の割合から、2020年度前期に「不可」と「可」の割合が減り、「優」の割合が増えたことがわかる。経済学部で実施したアンケート調査を利用した分析では、講義形態別の違いで素点の分布が変わるとは言えず、出席確認と評価方法の違いによって素点の平均や四分位が変わる結果となった。科目別に分布の経年変化を調べると、2020年度前期の分布が他の年度の分布と異なっている科目が比較的多く存在している。

2020年度前期だけ特殊な結果となった背景として、遠隔授業の形態の違いではなく、むしろ出席確認や課題の出し方、期末試験の実施の仕方などが特殊であったという理由が考えられる。2020年度前期は学生が大学に来ることなく、自宅やアパートで授業を受けるという特殊な状況だった。開始後の4月の1か月間は休講で、授業は5月の1週目からであった。授業スケジュールはタイトであり、土曜日と祝日も授業日に設定された。そして、期末試験が遠隔で実施されたこともこの学期に特殊な状況となっている。

2020年度前期に実施された遠隔授業で本質的なことは、学生が大学に来ない状況で学生の学業への取り組みを評価せざるを得なかった点ではなかろうか。コロナ以前に通常行われていた「中間・期末テスト」のみを行うと答えた科目で素点の平均点や中央値が低くなったことは、出席確認のための「毎回のテスト・課題」が素点の分布をシフトさせた可能性がある。また、受講者全員が同一の場所で同一の時間に試験監督者の立会いの下で行えないという状況では、正味の学業の評価を困難にさせた可能性もある。

#### ④ 教学データの取り扱いについて

成績通知書の元データは、統計的に処理できるように加工するまでかなりのプロセスが必要であった。成績データや入試データ、さらにはFD授業評価アンケートなどの結果を統一的に扱おうとすると、現状では困難な状況にある。教学データは大学教育を改善していくために役立つ貴重な情報源であり、今後も教学データを活用した分析や情報提供が増えることは望ましいと考える。そのためには、デジタル推進への取り組みと足並みを揃えながら、データ利活用に伴う負担を軽減していくことが必要であろう。

## 2. 全体の議論

共同学科会議では、松岡准教授からの報告を踏まえて、遠隔授業と大学のデータ利用などについて、様々な意見交換が行われた。主なコメントは下記の通りである。

### <遠隔授業について>

- ・ 遠隔授業において成績が高いのは、遠隔を組み合わせることによって、学生の理解度が高まっているのか？理解度が高まっていないのに、成績だけ上がっている可能性はある。
- ・ いつもは対面テストだったが、2020年度教員側が自信をもって「不可」をつける情報が足りず、あまめにつけてしまった可能性がある。
- ・ 遠隔授業における成績評価について、平常点と理解度を上げるために、教員がどう対応すべきなのかは、まだ議論の余地がある。
- ・ 遠隔ならではのメリットもある。例えば、Zoomを併用して録画して、グーグルクラスルームにアップロードしたら、後で何回も見れるので、遠隔のメリットが得られるのではないのか。例えば、怪我などで入院している学生もビデオを見て取り戻せる。
- ・ 過去のデータも含めて、今後も分析を続けて、遠隔のいいところをどう使うかが大事である。
- ・ 2020年の学生がまだ在学しているので、その後の変化も見たい。

### <大学の教学データ利用について>

- ・ 成績通知書の元データを統計的に処理できるように加工するまでかなりプロセスが必要であった。
- ・ データについて、使いやすいデータをどう整備していくのが課題である。
- ・ 大学のデータが使いにくく、声をあげてもらいたい。

以上、遠隔授業については、そのメリットを今後授業にどのように活かせるかが重要なポイントとなる。また、教学データの利用については、今後教育・研究活動に活かせるデータの構築が課題となる。

#### 2.1.4 授業改善の取り組みと今後の課題

授業改善に向けての取り組みについては、「経営学総論Ⅱ」の講義内容を見直し、オムニバス講義形式とすることが経営学科長から提案された。これについて学会会議での議論を経て教授会で承認され、次年度から実施されることになった。

##### ① 内容

- ・ 次年度からの「経営学総論Ⅱ」の担当交替することに伴い、講義内容を見直して、経営学科教員によるオムニバス講義形式とする。
- ・ 1 Semester・15 コマの講義を、経営学科の教員がそれぞれ1 コマ担当する。

##### ② オムニバス講義形式とする理由

- ・ この科目は、経営学科1年生の受講者が多いことから、経営学科の教員の多くが講義を担当することで、学生が教員の顔などを覚えることにつながり、ゼミ選択などの際に役立てられると考える。
- ・ 同じく、経営学科において実施している専門教育の全体像を掴むことになり、4年間の学生生活における履修計画を立てやすくすることにつながると考える。

##### ③ 実施体制

- ・ それぞれの講義は、各専門科目の導入的な内容とする。
- ・ 毎回の講義で最後に小テストなどを実施し、それを平常点評価とする。
- ・ 期末試験は実施せず、各教員の評価点を総括担当が取りまとめて最終成績とする。
- ・ 学術教養センターの必修科目と重複しないように時間割を設定する。
- ・ 統括担当は、年度ごとに経営学科教員の持ち回りで進める
- ・ 2023年度については試行的に実施し、その結果を踏まえて次年度以降も継続するかどうかを再検討する。
- ・ 試行的実施のため、現行カリキュラムに影響が出にくい形で進める。

##### ④ 今後の課題

2024年度以降の継続課題について、会議において下記のような意見が出された。

- ・ 現行「経営学総論Ⅰ（1年生前期配当・必修科目）」と、今回の（新）「経営学総論Ⅱ」の内容は、逆のほうが良いのではないか。入学後の早いうちに経営学科の教員と学生との接点を持つことで、2年生向けの「基礎ゼミ」の選択などにおける参考に出来るため、オムニバス講義を先に持って行って、科目名もそれぞれ変更したほうが良いと思う。
- ・ 科目名を「経営学総論Ⅱ」が適切ではないように思う。

「経営学総論Ⅱ」については、2023年度オムニバス講義形式の実施結果を踏まえながら、引き続き改善を重ねていく必要がある。

## 2.2 生物資源学部（深尾武司）

### 2.2.1 授業評価

学部の授業評価結果は、前後期ともほとんどの項目で昨年とほぼ同様の結果であったが、「関心」については、前後期とも昨年度より上昇していた。また、総合評価では、前期で昨年度よりも上昇していた。

近年 10 年間において、生物資源学部の授業評価は、どの評価項目においても、一般教育、経済学部、看護福祉学部の授業評価より低い傾向にある。これにより、生物資源学部のスコアは、毎年、全学部平均より低い。今年度も、生物資源学部の授業評価は、多くの項目において全体平均より低い結果となった。しかし、「関心」と「総合評価」の項目では全体平均とほぼ同じ評価であり、例年と異なる結果であった。

令和 4 年度 学生による授業評価全体集計結果（学部生）

		集計数	Q1 意欲	Q2 授業方法	Q3 内容理解	Q4 関心	Q5 総合評価
前期	全体	4451	3.41 (0.04)	3.45 (0.06)	3.23 (0.04)	3.28 (0.02)	3.42 (-0.03)
	生物資源	249	3.35 (0.14)	3.36 (0.08)	3.16 (0.04)	3.30 (0.15)	3.50 (0.11)
後期	全体	2964	3.45 (0.04)	3.52 (0.08)	3.31 (0.05)	3.38 (0.07)	3.59 (0.08)
	生物資源	190	3.29 (-0.08)	3.39 (0.00)	3.16 (0.02)	3.39 (0.18)	3.49 (0.05)

( ) 内は、昨年度との差（今年度 - 昨年度）。

今年度の大学院の授業評価結果については、生物資源学研究科以外の研究科からの回答が非常に少なかったため、大学院全体の授業評価と生物資源学研究科の授業評価がほぼ同じ結果となった。

生物資源学研究科では、昨年度と比較して、前後期とも、「関心」と「総合評価」の項目でスコアが上昇していた。回答数が少ないため、スコアが上昇していた要因を分析することは難しいが、上昇していた項目が、学部での授業評価と一致することは興味深い。今年度と昨年度の講義内容や実施方法は、学部でも大学院でも大きな違いはないため、今年度において「関心」と「総合評価」のスコアが上昇した要因は不明である。

令和4年度 学生による授業評価全体集計結果 (大学院生)

		集計数	Q1 意欲	Q2 授業方法	Q3 内容理解	Q4 関心	Q5 総合評価
前期	全体	37	3.38 (-0.13)	3.51 (0.06)	3.16 (0.09)	3.49 (0.22)	3.62 (0.14)
	生物資源	30	3.37 (-0.05)	3.47 (0.14)	3.17 (0.09)	3.40 (0.25)	3.57 (0.15)
後期	全体	5	3.20 (-0.40)	3.20 (-0.45)	3.00 (-0.35)	3.20 (-0.35)	3.60 (-0.15)
	生物資源	5	3.20 (0.03)	3.20 (-0.13)	3.00 (0.00)	3.20 (0.37)	3.60 (0.27)

( ) 内は、昨年度との差 (今年度 - 昨年度)。

## 2.2.2 授業公開の方針と実績

### (1) 方針

生物資源学部では、毎年、1 - 2科目を授業公開の対象科目として選定し、所属教員による授業参観を実施している。公開授業の選定については、以下の項目を選定基準としている。1) 授業評価において学生から高い評価を受けた授業、2) 効果的でユニークな教育手法を取りられている授業、3) 他大学も含め講義経験が浅い教員の授業。

公開授業の直後、担当教員と参加教員によるミーティングを実施している。ここでは、対象講義に関するフィードバックについて議論すると共に、自身の講義における工夫や効果的な教授法に関する意見交換を行い、学部全体の教育の質のレベルアップに努めている。

### (2) 実績

今年度は、長谷部助教の「応用微生物学 II」および角田准教授の「生態学 II」を公開講義に選定し、授業参観と意見交換会を実施した。

公開科目： 「応用微生物学 II」

実施日時： 2022年7月5日 2限 (10:40-12:10)

場所： 共通講義室棟 L204

講義概要： プラスミドの構築とその利用について

意見交換会： 同日、12:10-13:10

場所： 生物資源学部棟 1F 会議室

参加者： 10名（教授6名、准教授2名、講師1名、助教1名）

公開科目： 「生態学 II」

実施日時： 2022年11月14日 2限（10：40-12：10）

場所： 共通講義室棟 L204

講義概要： 植生遷移について

意見交換会： 同日、12：10-13：10

場所： 生物資源学部棟 1F 会議室

参加者： 7名（教授4名、准教授1名、助教2名）

どちらの公開講義においても、参加者には、講義における強み、改善点、感想などを記入する評価シートが配布され、講義後のミーティングでは、評価シートをもとに講義に関する意見交換が行われた。また、参加者それぞれが自身の講義で実施している効果的な教授法や工夫などについても話し合われた。今年度は、永平寺キャンパスで対面講義を行いながら、あわらキャンパスへはオンラインで講義を提供する「ハイブリッド形式」を採用する教科が増えたが、ハイブリッド講義での教授法や工夫についても議論された。

### 2.2.3 授業改善活動についての課題と展望

今年度は、創造農学科（あわらキャンパス）が創設3年目を迎え、専門科目を受講する学生数が大幅に増加した。創造農学科の学生は、永平寺キャンパスで開講されている専門科目を受講することも多く、これに対応するため、今年度はハイブリッド方式の講義数が増加した。多くの教員は、オンライン講義に関してはすでに慣れ親しんでいるが、ハイブリッド方式での講義経験は比較的浅く、講義法を改善する必要性が議論された。ハイブリッド形式で最も困難な点は、対面で目の前にいる学生に向かって講義をすると、画面を通じて講義を視聴している学生への意識はうすくなり、画面を見ながら講義を実施すると、対面で講義を受けている学生への意識がうすくなる点である。本学部では、授業参観の後に意見交換会を実施し、参観対象となった授業に関してだけでなく、参加者全員で各自の講義で実施している工夫などを議論しているが、ハイブリッド形式での効果的な教授法に関しては、引き続き議論を続けていく予定である。

生物資源学部では、前期で90.5%、後期で84.6%の講義で授業評価アンケートが実施された。前期は全学平均より高い実施率であったが、後期の実施率は、全学平均より低かった。大学院においては、生物資源学研究科の実施率は、全研究科の中で最高であった。今後も、授業評価アンケートの実施時期や手法の周知を徹底し、高い実施率を維持・上昇させていきたい。

生物資源学部では、昨年度より公開講座への授業参観を再開し、直後に意見交換会を開催している。今年度は、2 科目の授業参観が実施され、どちらも生物資源学部の教員の 1/4 が出席し、講義活動に関する工夫や問題点、解決法などが活発に議論された今後もこの活動を継続し、学部全体の講義の質向上に役立てていきたい。

## 2.3 海洋生物資源学部（田中祐希）

### 2.3.1 授業評価アンケート

海洋生物資源学部における2022年度の授業評価アンケートの実施科目数は前期が23、後期が15であった。受講者が少人数（概ね5人以下）の科目やオムニバス形式の科目、実験・実習・演習科目を除き、ほぼ全ての科目で実施された。また、多くの教員は、学生からの自由記述に対して具体的な改善方法を提示するなど丁寧なコメントを公表していた。

アンケート結果の経年変動を見ると（11、12ページの全体集計結果の図のうち海洋生物資源学部のパネルを参照）、本学部の講義に対する評価は概ね緩やかな上昇傾向ないし安定傾向にあり、2022年度にはアンケート開始以来初めて、全評価項目の平均で前期・後期ともに学部平均で3.3を超えた（ほぼ全ての授業がオンラインとなった2020年度を除く）。各教員の努力の表れと捉えられよう。一方で他学部との比較では、前期は全ての項目でほぼ全学平均と同程度であったものの、後期ではやや下回っている項目が多く（図1）、本学部の講義にもまだ改善の余地が残されていることが示唆される。

評価値の標準偏差は、例えば総合評価の項目で前期0.76、後期0.77と、全学平均よりもやや大きい傾向にあり、学生間で評価にバラつきがあることがわかる。特に、「内容理解」や「総合評価」の項目で標準偏差が大きい。内容的に高度な理系の専門科目においては、受講者各人の理解度にどうしても差が出がちであり、それが講義の総合評価にも影響を与えているものと推察される。このような傾向はある程度やむを得ない部分もあるだろうが、高い評価を与えた学生の満足度をそのままに保ちながら、残念ながら低い評価となってしまった学生の満足度を上げることができれば、全体としての評価がさらに向上するものと期待される。そのためには、講義のレベルを下げることなく、理解の不十分な学生に対して教員側からより積極的に働きかけることで、躓きの原因を取り除いていくことが求められているのかもしれない。

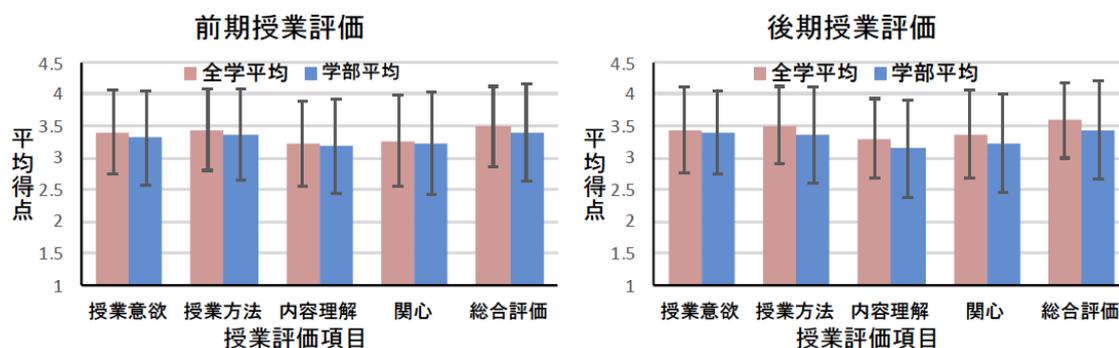


図1: 2022年度前期および後期の海洋生物資源学部における授業評価アンケートの結果。各項目に付されたバーは標準偏差を表す。

アンケート結果を講義科目間で（あるいは学部間や年度間で）比較する際には細心の注意が必要であることは言うまでもない。特に理系の基礎科目においては、実際に自らが研究の現場で使用することでその重要性・有用性を実感しない限り、学習する意義をなかなか見出しづらい性質の科目も数多く存在する。その意味で、アンケート結果だけが講義の評価基準ではないことには十分配慮しつつ、引き続きより効果的かつ魅力的な講義を展開できるよう学部全教員で協力して取り組んでいきたい。

## 2.3.2 授業公開

### (1) 方針

授業公開は、普段知ることのない他の教員の授業に参加し、担当教員や他の授業参観者と意見交換することを通じて、自分の授業をより良いものにするためのヒントを得る機会を提供することを目的とする。授業公開は大学教育における画一的な模範授業を目指すためのものではなく、教育の自由が保障される中で、個々の授業内容に合わせたより特色のある効果的な授業を継続的に育むためのものである。そのため、授業内容について非建設的な批判を行うのではなく、講義に対する互いのスタンスを尊重しながら、特に授業方法について教員同士が学び合うことを趣旨としている。

### (2) 実績

2022年度には後期に一回の授業公開を実施した。参加教員数が本学部専任教員27名中6名とやや少なく、次年度以降はより積極的に参加を呼びかけ、授業改善の有効な場となるよう努める必要がある。

本年度の授業公開は、渡慶次力准教授が主に三年次生に対して開講している「漁業制度論」を対象として12月に開催された。本科目は日本における各種の漁業制度の特徴を学ぶことを目的としている。渡慶次准教授は宮崎県の水産試験場等における実務経験が豊富であり、現場で実感される日本の地域漁業・水産業の課題や、その解決に向けた法整備を学べる本科目は、例年、学生から高い評価を受けている。三年次生の後期対象の選択科目でありながら、30名を超える受講者数を集めていることも、その人気を表している。

渡慶次准教授の「漁業制度論」がどのようにしてスムーズな講義進行を実現しているのか、また、学生の知的欲求を満たし、主体的な学習を促すためにどのような工夫がなされているのかを知り、自らの講義へとフィードバックする機会と位置付けて授業公開を実施した。

公開科目名：漁業制度論（三年次生対象・選択科目）

担当教員：渡慶次力 准教授

公開日時：2022年12月14日（水）

・授業見学：10:40～12:10

参観教員は感想や質問などを記録

・検討会：12:10～13:00

参観教員の感想をもとに意見交換を行う

会場：小浜キャンパス 204 講義室

参加者：5名（兼田、佐藤晋、山田、吉川、田中）

講義内容の概要は以下の通りであった。

・前回の復習：

- Google Classroom (GC)で質問を受け付け、その回答

・本日の内容：

- 旧TAC法について、日本の資源管理の考え方

- その日の内容についてGCで質問を投げかける

- 全員に回答を示す

- 講義のパワーポイント資料は当日に公開

- パワーポイントは空欄があって埋める形式

・小テスト：

- パワーポイントの内容をメモしていれば答えられるもの
- 1回分を2点として成績に組み入れる（成績の30/100点）

これまで制度や法律にあまり馴染みのない理系学生でも理解できるよう丁寧な解説がなされていた。また、全体を通じて、GC を効果的に活用することで、双方向性の高い授業が展開できている印象を受けた。質問をGC で受け付けることで、学生が活発に質問できるようになることも新たな発見であった。

### 2.3.3 授業改善についての課題と展望

海洋生物資源学部における今後のFD活動方針

2023 年度には先端増養殖科学科の第一期生が二年次生となって小浜キャンパスに進学し、海洋生物資源学科・先端増養殖科学科の二学科体制による専門講義や実験・実習が本格的に始まる。新任教員も大幅に増え、より多様な専門科目が開講される予定である。この機会に、各教員の講義をより魅力的かつ効果的なものとするために、年二回程度（前期・後期に一回ずつ）、授業公開を実施したい。新任教員の方にも積極的に参加を呼びかけ、他大学での効果的なアプローチを紹介してもらうなど、在任教員との間で自由に意見交換できる機会を提供する。こうした教員間の相互作用を通じて、各教員が自らの専門性や背景を活かした特色ある講義について考える契機になればと期待している。

また、授業公開のうち少なくとも一回は前年度までの授業評価アンケートで高い評価を受けた授業を対象とすることで、授業評価アンケートのフィードバックを通じた教育の質の向上を目指す。

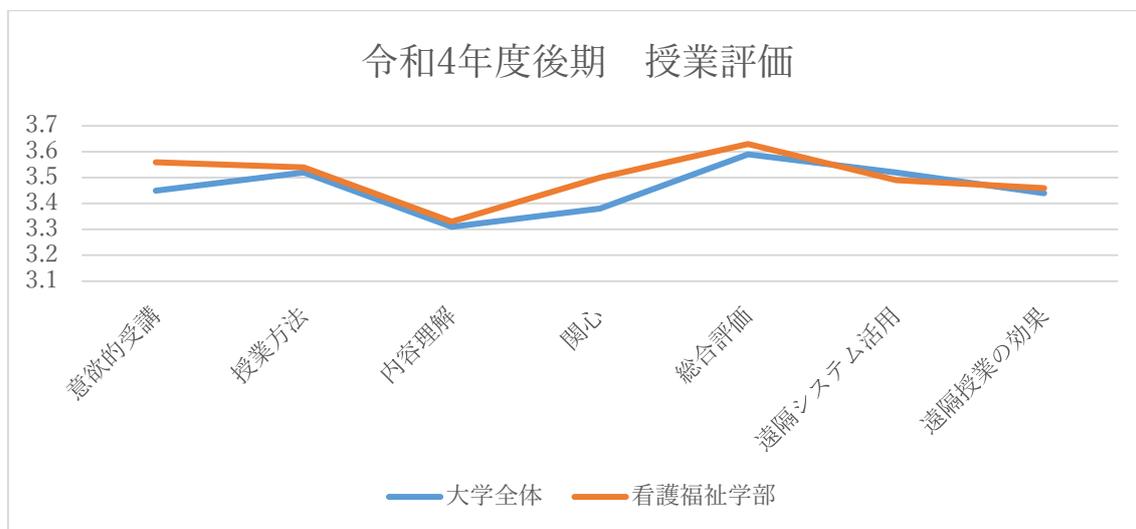
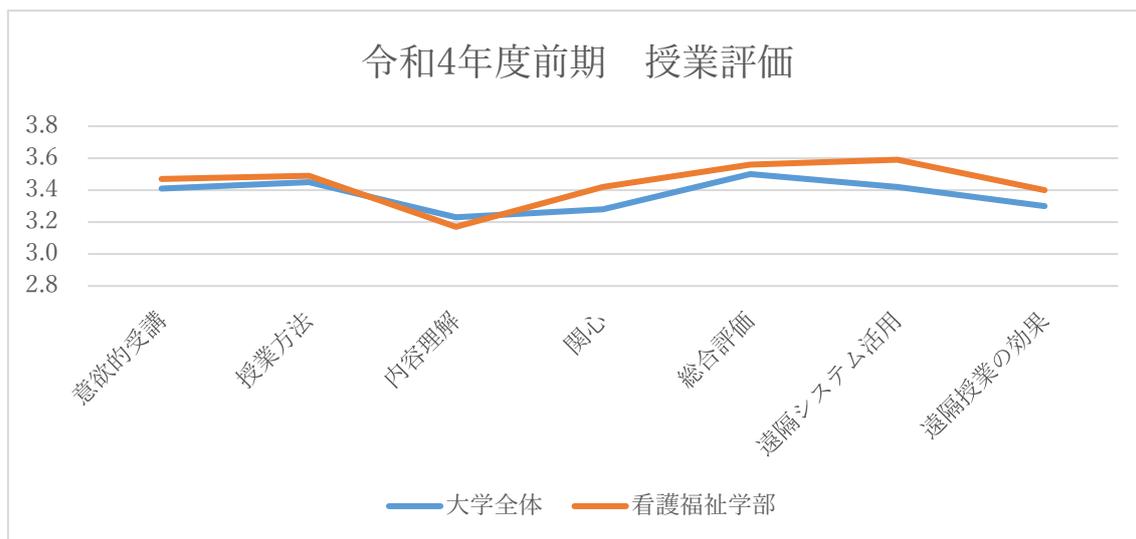
## 2.4 看護福祉学部（坂口昌宏）

今年度は、昨年度に引き続き、授業評価アンケートについては新型コロナウイルスにより前期・後期ともにオンラインによる質問紙調査を行った。その際に、大学として学科名を問う項目を削除することとなったため、学部全体としての結果を報告する。

これらのデータを基に授業評価（2.4.1）ならびに授業改善の取り組みと今後の課題と展望（2.4.3）を報告する。またFD研修（2.4.2）についても併せて報告する。

### 2.4.1 授業評価

2022 年度前期は、基本的には対面授業を実施し、コロナ感染状況に応じて遠隔授業に変更するなど対応してきた。後期も同様に学部生、履修生等の状況を踏まえて、遠隔授業を実施する場合もあった。下図は令和4年度の看護福祉学部と大学全体を比較した授業評価である。



看護福祉学部の前期授業評価は「意欲的受講」、「授業方法」、「関心」、「総合評価」、「遠隔授業の効果」の項目で、大学全体の評価よりやや高い得点であった。また後期は、「意欲的受講」、「授業方法」、「内容理解」、「関心」、「総合評価」、「遠隔システム活用」、「遠隔授業の効果」で評価が高い傾向を示した。各評価項目の比較をみると、「意欲的受講」が前期は 3.47・後期は 3.56 となっており、大学全体の評価（前期 3.41、後期 3.45）よりも 0.05 以上高かった。「授業方法」については、看護福祉学部の比較では前期よりも後期が 0.05 高く、前期・後期ともに大学全体よりも高かった（前期：0.02、後期：0.04）。「内容理解」は、看護福祉学部の比較では前期より後期が 0.14 高く、前期は大学全体よりも 0.06 と低い結果になったものの、後期では 0.02 高い結果となった。「関心」の項目では、看護福祉学部の比較では前期より後期が 0.08 高く、前期・後期ともに大学全体よりも高い得点を示した（前期：0.14、後期：0.12）。「総合評価」においては、看護福祉学部の比較では前期より後期が 0.07 高く、前期・後期ともに大学全体よりも高い結果となっている（前期：0.06、後期：0.04）。

これまでの結果を踏まえると、看護福祉学部の授業評価については前期と後期では評価対象科目が異なっており、単純にその比較はできないものの、全体的に前期より後期の評価が高い傾向を示した。その背景には、学生の「意欲的受講」は前期から後期にかけて高まり、「授業方法」の改善も伴って、「内容理解」、「関心」が高まったのではないかと考えられる。また、「内容理解」の項目が他の項目に比べ低い傾向にあるが、看護福祉学部では専門職教育が中心になることから、講義の工夫や改善を行ったとしても専門的知識や技術の修得には「正しい」知識と「適切な」技術の学修が求められるため、講義内容の簡素化や演習の単純化などには限界がある。そのことから鑑みると、前期から後期にかけて内容理解の評価が上がっていることに対して、一定の評価ができるだろう。

また今年度から、遠隔授業に関する項目（遠隔システム活用、遠隔授業の効果）が追加された。これらの項目を看護福祉学部と大学全体で比較すると、遠隔システム活用では前期と後期とでは評価が逆転しており、データ分析をするには、もう少し調査データの蓄積が必要である。一方で、遠隔授業の効果では看護福祉学部が大学全体と比べ、前後期ともに若干高い結果（前期：0.1、後期 0.02）となっている。これについても、データ分析には同様のことが言える。

#### 2.4.2 FD 研修

今年度、FD 研修については以下のような取組みを実施した。

[第 51 回全国社会福祉教育セミナー]

日時：(1 日目) 2022 年 11 月 12 日 (土) 10:00~16:10

(2 日目) 13 日 (日) 10:00~15:30

※Zoom によるオンラインでの開催

## 【1日目】

### ●基調講演『病気の子どもを育てる家族の現状と私たちにできること』と対談

講師：光原ゆき氏（特定非営利活動法人キープ・ママ・スマイリング 理事長）

対談：光原ゆき氏、空閑浩人氏（同志社大学・ソ教連 常務理事）

昨年度セミナーテーマともなっていた「無関心への関心（見えないのではなく見てないのではないか）」として、医療的ケア児の親という当事者家族という立場で子どもの入院に伴う付き添い者支援を2013年より始めた光原氏の体験と支援活動の展開について講演であった。

講演後の空閑氏との対談では、「負があることを解決したい」という光原氏の思いから始まった活動が、市場の原理を取り組み、多くは母親である付き添い者向けに配付する院内での生活に役立つ商品を詰めた「付き添い支援パック」に自社商品を提供してもらうことで、社会貢献したい企業のブランドイメージアップや、企業側が廃棄に費用がかかる商品を支援につなげるという好循環の関係を築いてきたこと、そして、それはソーシャルワーク領域での「社会資源の開発」であるが、専門職でない光原氏が展開してきた原動力について語られた。

最後に、付き添い者対象の調査でもソーシャルワーカーを知らない人が多いため、いい社会資源として認知度を高める必要があるとの光原氏の意見が述べられた。

### ●行政説明『社会福祉士及び精神保健福祉士等をめぐる政策動向について』

道念由紀氏（厚生労働省 社会・援護局 総務課 地域福祉課 地域共生社会推進室併任 社会福祉専門官）

今村仁美氏（厚生労働省 社会・援護局 精神・障害保健課 心の健康支援室（併任）精神・障害保健課 主査）

羽野嘉朗氏（厚生労働省 子ども家庭局 家庭福祉課 虐待防止対策推進室 室長）

①社会福祉士を巡る政策動向に関して～地域共生社会の実現を推進するソーシャルワーク専門職としての養成・育成への期待～ 厚労省社会・援護局総務課、地域福祉課地域共生社会推進室「地域共生社会の実現」に貢献し得る社会福祉士養成教育課程の改正、包括的支援体制、重層的支援体制整備事業の担い手として実践能力を有するソーシャルワーカーの養成、養成カリキュラムの内容の充実、実習教育の充実、新カリに伴う社会福祉士国家試験の変更

②精神保健福祉士をめぐる精神保健医療福祉行政の動向～厚労省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課、精神科医療の現状、精神保健福祉士の現状、養成、教育内容の見直し、国家試験、地域志向の精神保健医療福祉体制に向けた検討、精神保健福祉法等の改正

③子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上について～厚労省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室

児童福祉法改正に伴う子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上。新たな認定資格（子ど

も家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）の検討

についてそれぞれ説明があった。

●分科会1『新カリキュラムのソーシャルワーク実習に向けた準備のポイント—課題を乗り越える方法を共に模索する—』

コーディネーター：高良麻子氏（法政大学・ソ教連 理事）

話題提供者：畑亮輔氏（北星学園大学）、菊地悟氏・三浦真美氏（社福）愛敬園 障がい福祉サービス事業所 北隣館）、小山泰明氏（社福）立川市社会福祉協議会）

【北星学園大学：畑氏】

3年生夏期休暇180時間は旧カリと変わらず、新たに11月に60時間の実習を実施する。2年前期から3年生の後期までの新カリ実習プログラムを実施する上での配慮事項、実習機関への調整における新たな会議の設置等について、北星学園大学の取り組みについて共有された。

【社会福祉法人愛敬園：菊池氏、三浦氏】

新カリ実習の受け入れ実習機関としての取り組みと現時点での不安等について話があった。

【社会福祉法人立川市社会福祉協議会：小山氏】

愛敬園と同様に新カリ実習の受け入れ実習機関としての取り組みと現時点での不安等について話があった。

詳細については、社会福祉学科のソーシャルワーク実習会議にて共有したい。

【2日目】については、分科会2～5に参加しているが、そのなかでも、分科会4・分科会5の内容を紹介する。

●分科会4『ソーシャルワーク教育におけるICTの可能性—平時における教育への効果的な活用を考える—』

コーディネーター：坂本毅啓氏（北九州市立大学）

話題提供者：中根成寿氏（京都府立大学）、清水良太氏（富士フィルムシステムサービス（株））

まず、中根氏より「記録システム Kintone」を使用した実習情報の管理業務について報告があった。2020年以前に遠方での実習が始まったことを機に、実習先情報（実習施設所在地、実習指導者登録状況など）、配属学生情報（実習期間、巡回日など）を従来のExcelデータ管理する方法からKintoneを使用した情報管理、学生が作成する実習記録をオンラインでチェックする方法などのICT化を進めた事例であり、新カリキュラムでの2カ所実習となることによるマネジメントコストの軽減とペーパーレス化が実現している内容であった。

次に、国内88校の薬学部で採用されている「実務実習システム」の社会福祉士版FBSSについて発行元の清水氏より紹介があった。LMSやGCのようなオンラインシステムで、実習記録の作成、実習評価などについて教員、学生、学外の実習指導者という3者でのオン

ライン上でのやりとりが可能となる。その後のグループでは、2名の通学制公立大学教員と1名の通信制大学教員との情報交換を行った。すでに公立大2校では次年度よりFBSS導入予定とのことであった。

最後に、オンラインでの巡回指導が認められれば、これらのICT活用により、全国の生まれ育った地域または現代版セツルメント（住み込み型実習）も可能となるというような展望について話題提供者より総括された。

●分科会 5『ソーシャルワーク教育における合理的配慮—実習をめぐる現状と課題を共有する—』

コーディネーター：蔵野ともみ氏（大妻女子大学・ソ教連 会長補佐）

話題提供者：村田淳氏（京都大学 学生総合支援機構 准教授 障害学生支援部門チーフコーディネーター、高等教育アクセシビリティプラットフォーム・ディレクター）、森山拓也氏（城西国際大学福祉総合学部福祉総合学科准教授、精神保健福祉士実習担当）

この分科会での内容は、①合理的配慮とは何かを基本をあらためて考える、②実習指導、教育に従事した「事例」と「悩み」から考える、③参加者の「悩み」を共有するというものであった。

まず、村田准教授の講義は、「高等教育における合理的配慮（reasonable accommodation）とは何か」というテーマであった。

主な内容として、個人をとりまく社会的障壁の除去、軽減を図るアプローチは個人の支援、サポート、ケア、サービスとイコールではない。困っている個人を含めた環境、社会のありようを見つめ直すことが必要である。権利を享有できない状況に対する必要かつ適当な変更及び調整を行う。均衡を失した又は過度の負担を課さないもの（≠教育的配慮）でなければならない。このような内容が、障害者差別解消法による法的義務である。

また事前的改善措置については、合理的配慮の前に学内のルール、システムを整備、合意しておくことが望ましい。具体的には①機会の確保 ②情報公開 ③決定過程 ④教育方法等 ⑤支援体制 ⑥施設・設備について、ガイドラインの策定、学内規程、組織づくり→委員会、支援専門部門、紛争解決部門等を準備する必要がある。

最後に、大学における障害学生支援と障害者差別解消法—合理的配慮の7つの構成要素として①個々のニーズ ②社会的障壁の除去 ③非過重負担 ④本来業務不随 ⑤機会平等 ⑥本質変更不可 ⑦意向尊重がある。

森山准教授の報告は「ソーシャルワーク実習における障害学生支援の現状と課題」というテーマであった。

まず森山准教授の所属校では、実習までのクリア条件として、国家試験に伴う指定科目をすべて履修することを前提とする（演習、実習指導等で本人の様子を把握→コロナ禍により把握出来ず）。そして、実習前年までのGPAの基準を設けている。学生と相談して学生との相性を想定し最大限考慮して実習配属を決定することである。

実習中止の判断は、実習中に実習機関の業務に支障をきたさないことである。また実習

施設に対する配慮のお願いとして、①マルチタスクが苦手→1回に1つの指示、②過集中、注意散漫→声かけを意識してもらう、③臨機応変が苦手→毎日同じスケジュール、前もってスケジュールの提示する、④独特の理解→すべての事柄・行動を指導者へ確認し、指示を受けて行動する、⑤休憩が取れない→とにかく一人になって休める場所・時間を確保する、⑥記録が書けない、時間を要す→記録が進まない学生は後日まとめて提出へ変更する。

#### 社会福祉学科 FD 研修

タイトル：人文・社会科学系の研究倫理審査のご案内

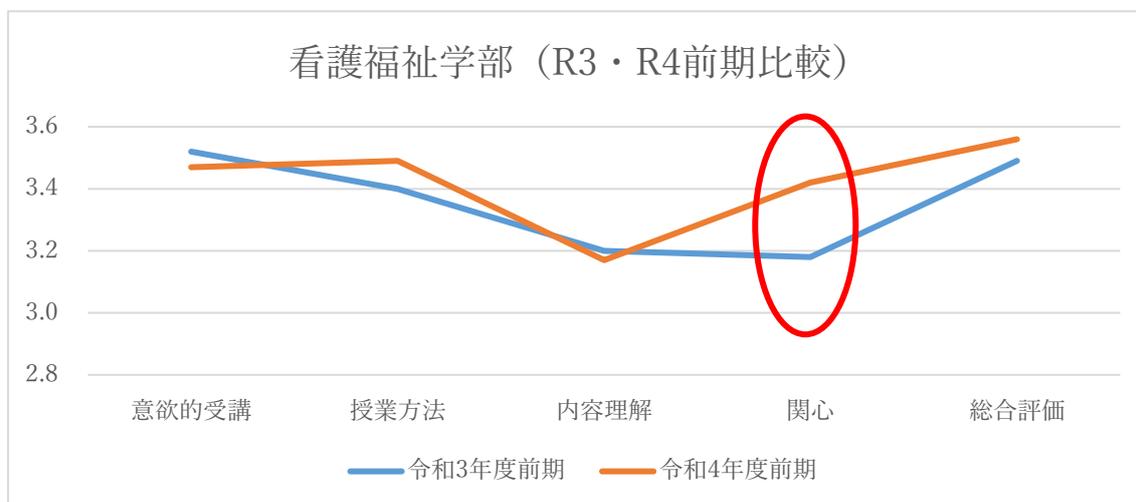
日時：3月30日（木）13時～ 社会福祉学科教員11名参加

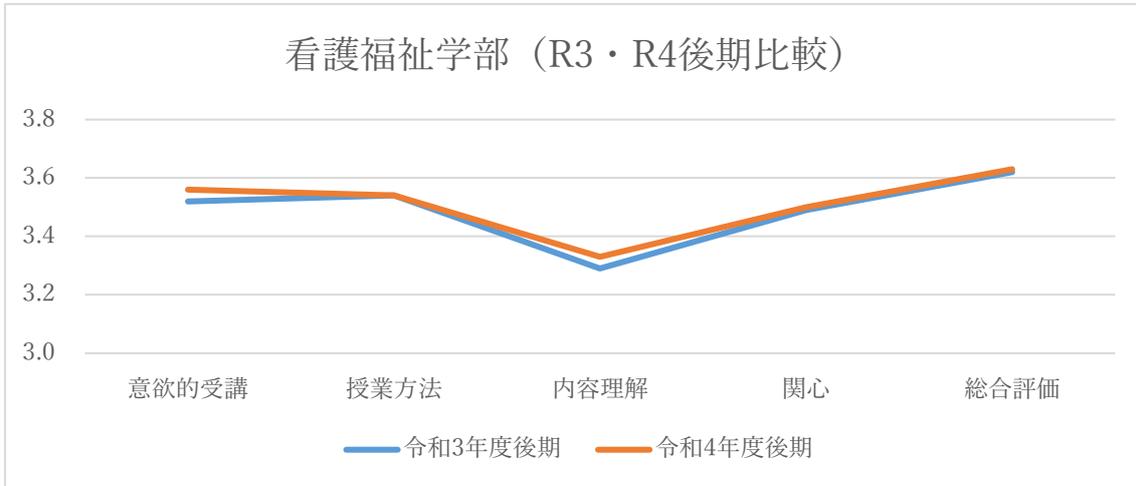
講義形式：Zoomによるオンライン形式

奥西教員（社会福祉学科）より、本学に人文・社会科学系の研究倫理審査会が立ち上げられた背景から開設までの経緯、「公立大学法人福井県立大学における人を対象とする研究倫理規程」や福井県立大学人を対象とする研究等における人権擁護・倫理委員会規程の説明があり、参考までに「倫理審査の必要な研究について（フローチャート）」の紹介があった。意見交換では、2023年度から研究倫理審査会が立ち上がるため、この倫理規定がすべてではなく、この審査会を運用するなかで、一緒に必要な規定を検討していくことが確認された。また、本学の倫理審査が第三者から見ても適正な審査プロセスを経て判断されていると認識してもらうことが最も大切であるという意見があった。

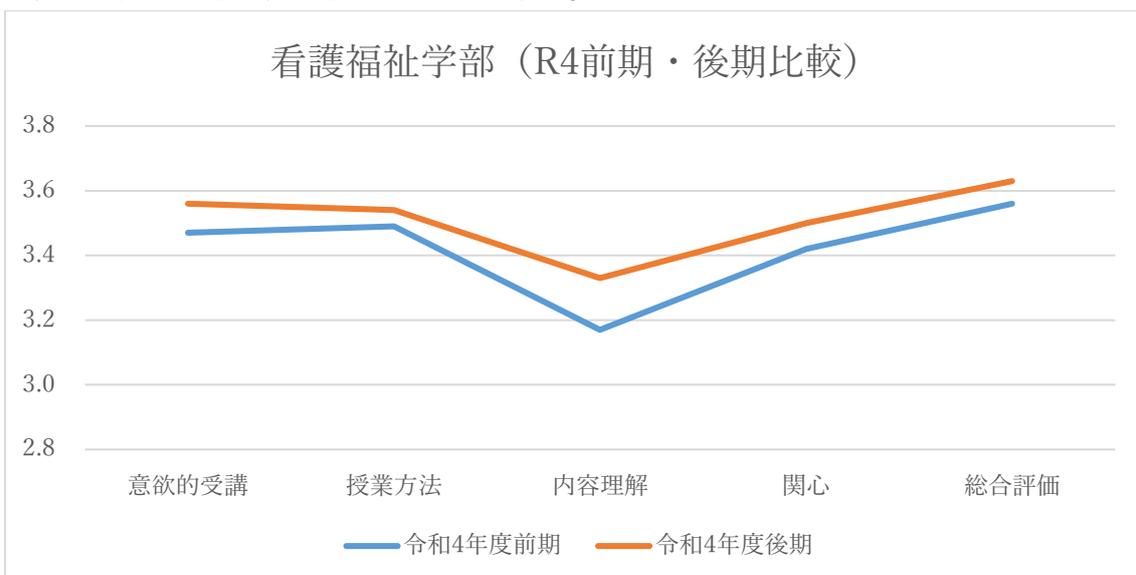
#### 2.4.3 授業改善への取り組みと今後の課題と展望

看護福祉学部では、コロナウイルス感染拡大の影響を受けた2020年度、2021年度に比べ、2022年度の講義・演習の多くを対面で実施した。今年度の授業評価は、「対面」での授業の学生の主観的な教育効果が前年度のオンラインと対面を併用した授業とどのように変化したのかを見ていくことが重要である。これを通して、授業改善への取り組みおよび今後の課題と展望の示唆を与えてくれるのではないかと考えるからである。





実際に、今年度と前年度の授業評価を比較すると、まず後期に関しては、すべての項目においてほとんど差がなく、「意欲的受講」、「内容理解」の項目のみ、今年度 0.04 高くなっている。しかし、前期の比較を見ていくと、前年度に比べて今年度は、「意欲的受講」、「内容理解」が若干下がっているものの、「授業方法」、「関心」、「総合評価」は高くなっている。特に「関心」の項目に関しては、今年度前期と前年度前期では他の項目に比べて、大きな差があった（今年度は0.24 高かった）。この一つの要因として、「対面」での講義の実施が考えられるのではないだろうか。前年度前期は、コロナ感染の状況に応じて、遠隔での授業を行うこともあり、対面での実施が望ましい場合でも、遠隔にせざるを得ない状況になっていたことも考えられる。そのことから、これはあくまでも授業評価からの推測ではあるが、オンラインで画面を通して実施する講義よりも、対面で実施する講義（言語的コミュニケーション・非言語的コミュニケーションも含め）がより学生の科目に対する関心を高めるということではないだろうか。



また今年度の授業評価全体に目を転じてみると、看護福祉学部の評価の特徴として前期に比べ、後期の授業評価の得点が相対的に高くなっている。これは回答者数の違いはあるものの昨年度に引き続き、同じ傾向となっている。これは看護福祉学部では、看護学科、社会福祉学科の両学科ともに4年間の学修を通して、専門職教育を行っているが、1年ごとにも講義、演習、実習を連関させた教育を行っている。そう考えると、科目ごとに関心、内容理解等の差はあるものの、1年間の科目全体で見ると、それぞれの科目が連関しており、後期科目の授業評価が全体的に高くなっているのではないだろうか。こういった授業評価の結果からも看護福祉学部のカリキュラム編成や割当を学生の学びに合わせた適切な時期に開講していくための指標として考えていくこともできるのではないかと。

最後に、2023年度からは、社会福祉学科(2021年度より)・看護学科ともに新カリキュラムの科目が開講されることになる。学部教育では、時代の変化に応じた高度な専門職教育が求められている。それとともに、将来、それぞれの専門分野で働きだしてからも社会から要請される専門的な知識や技術を学び続けることが求められるだろう。そう考えると、専門職教育は、それぞれの学科の目指す国家資格がゴールではなく、専門職になってからも学び続ける姿勢や態度を育成していくことが、つまり学生の主体的な学びを促していくことが最も重要なことではないだろうか。

そこで、本学部の教育で重視すべきは、学生が専門資格を取得することだけに終始するのではなく、「これからの時代を担う専門職としてどうあるべきか」ということを考えるような授業内容が必要である。これは様々な技術革新やICT・AI等が導入されるなかで、その時代に合った専門的知識・技術が求められることは必然的なことであろう。そのなかで、学生には専門職として求められている知識や技術を「探求」し続け自己研さんすることのできる素養を専門職教育のなかで身に着ける取り組みが特に重要になってくる。

だからこそ、対面講義を中心としながら、演習科目等では職能団体との連携や専門機関から外部講師を派遣してもらうなどの他機関・施設との協働での取り組みを計画的に実施することが必要になってくる。これによって、学生は専門領域に対する「関心」を高め、また現場の専門職より生涯に渡って学び続ける姿勢や態度の必要性を教授してもらうことができる。このような授業展開を通して、学生の授業満足度を高めるとともに、その時代の人々の「健康」「生活」に寄り添い続けることのできる専門職をいかに育成していくかが、これからの本学部の教育の使命ではないだろうか。

## 2.5 学術教養センター

### 2.5.1 授業評価アンケートの結果

今年度の授業評価アンケートは、昨年度に引き続き WEB 上でのアンケートを実施した。また遠隔授業の負担が大きいことから、学術教養センターでは非常勤教員の担当科目については対象外とし、専任教員の担当科目のみを対象としてアンケートを実施した。

結果は、下記の図表に見られるように、学術教養センターでは、過去 11 年間に於いて、各項目で上昇傾向が続き、高い水準で推移している。これは、各教員の授業改善の努力の成果であろう。2022 年度の特に後期では 5 つすべての項目で過去最高数値となった。

2022 年度は基本的に対面授業であったが、一部の授業で遠隔または、対面と遠隔を同時に行うハイフレックス授業がおこなわれた。今年度、新しくつくられたアンケート項目である「遠隔システムの活用」（その授業で遠隔システムがうまく活用されていたかどうか）と「遠隔授業の効果」（遠隔で行われた授業について学習効果があったかどうか）においては、前期はそれぞれ 3.45（平均 3.40）と 3.37（平均 3.27）および後期はそれぞれ 3.61（平均 3.46）と 3.51（平均 3.38）となり、いずれの項目でも高い数値を出している。これは個々の教員の創意工夫の成果と考えることができる。

一般教育	2012		2013		2014		2015		2016		2017		2018		2019		2020		2021		2022	
	前期	後期																				
意欲的	3.17	3.22	3.18	3.2	3.24	3.21	3.27	3.26	3.31	3.29	3.32	3.3	3.34	3.36	3.39	3.39	3.42	3.38	3.42	3.42	3.43	3.43
授業方法	3.3	3.38	3.28	3.31	3.31	3.34	3.4	3.39	3.4	3.41	3.43	3.45	3.48	3.48	3.49	3.48	3.53	3.51	3.52	3.52	3.51	3.56
内容理解	3.08	3.16	3.07	3.12	3.15	3.16	3.22	3.2	3.23	3.23	3.25	3.27	3.31	3.28	3.33	3.36	3.31	3.28	3.3	3.31	3.33	3.35
関心	3.11	3.24	3.11	3.18	3.17	3.18	3.23	3.23	3.27	3.24	3.25	3.28	3.29	3.28	3.33	3.33	3.34	3.3	3.33	3.34	3.31	3.38
総合評価	3.31	3.42	3.28	3.34	3.35	3.38	3.43	3.4	3.44	3.43	3.44	3.46	3.49	3.5	3.51	3.5	3.59	3.57	3.58	3.58	3.56	3.64

表 学術教養センターにおける 11 年間の授業評価アンケートの推移の表

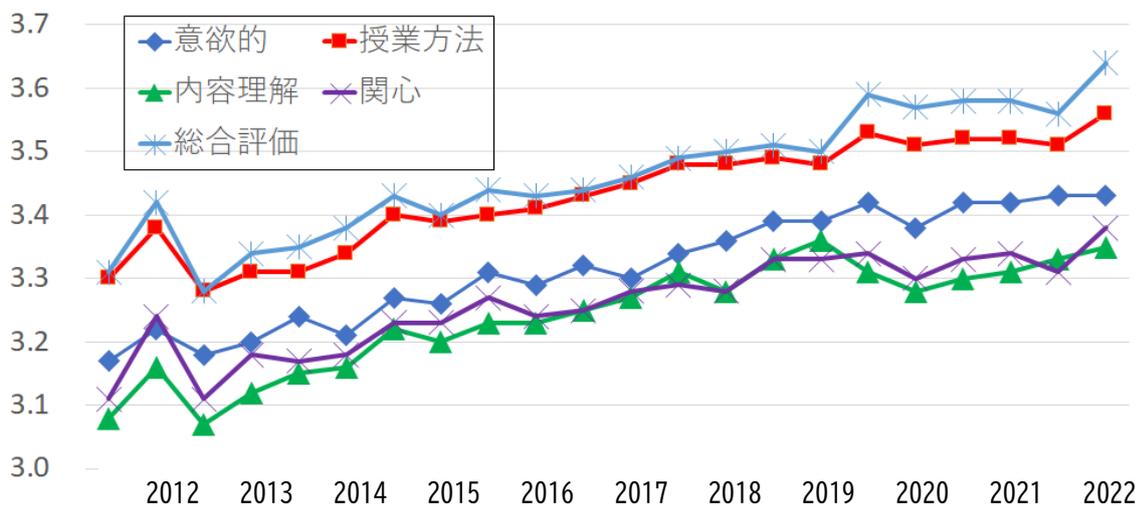


図 学術教養センターにおける 11 年間の授業評価アンケートの推移のグラフ

## 2.5.2 授業公開の方針と実績

学教センターでは、授業は常時公開となっており、教員同士の授業参観が随時行われている。2022年度は特に以下の学内公開授業と、オムニバス授業、授業参観が実施された。

### (1) 学内公開授業

2022年度は以下の3つの科目で学内公開授業をおこなった。

科目名：教師論

担当教員：國崎太恩

実施日：2022年7月15日

内容：福井県立こども歴史文化館の館長をお招きし、学校と地域の連携について講演及び質疑応答をおこなった。

参加状況：受講生を含め学生と教職員をあわせて約40名が参加した。

科目名：西洋史

担当教員：松本涼

実施日：2023年1月19日

内容：講義「ウクライナ戦争とドイツ」

参加状況：ハイフレックス形式で受講生152名、その他の学生、教職員若干名が参加した。

科目名：情報処理A

担当教員：石丸香苗

実施日：2023年1月26日

内容：最終課題の県内企業採用PR動画の公開上映会を行った。

参加状況：協力いただいた県内企業や商工会議所の方々、学内学生や教職員の方々を含めて30人以上が参加した。

### (2) オムニバス授業

学術教養センターでは、2022年度以下の4つのオムニバス授業が開講された。オムニバス授業では、教員が担当回以外も参観し、授業方法についての情報共有を行った。これは授業改善への関心を高めることが期待される。

科目名：教養特講I（研究の世界）

担当教員：木村小夜、山川修、森英樹、清水聡、加藤まどか、渡邊浩一、熊谷正、黒田祐二、亀田勝見、田中武之、小松恭代、ロレイン・サッカ、島田洋一

受講生：149人

参加状況：数名の教員が相互参観した。

科目名：日本の文化と社会

担当教員：國崎太恩、杉村和彦、田中武之、石丸香苗、大石善隆、石原一成、北村知之、ジャレッド・デンマン、長岡亜生、加藤裕美

受講生：106人

参加状況：5月30日の授業では「学際的視点から」というテーマのもと、杉村、石丸、國崎の3名が登壇し、日本の文化と社会について議論をおこなった。その後の質疑応答では授業担当者以外の教員も加わり、学生も含めより学際的な視点から日本の文化と社会について議論をおこなった。また、それぞれの授業回においても数名の教員が相互に参観をおこなった。

科目名：比較文化論

担当教員：北村知之、ロレイン・サッカ、森英樹、加藤裕美、山川修、亀田勝見、石原一成、松本涼、石丸香苗、長岡亜生、杉村和彦、島田洋一、大石善隆

受講生：156人

参加状況：数名の教員が相互参観した。

科目名：現代人権論

担当教員：根田恵多、渡邊浩一、木村小夜、小松恭代、ジャレッド・デンマン、徳野淳子、黒田祐二、清水聡、加藤まどか、ほか

受講生：83人

参加状況：数名の教員が相互参観した。

### (3) 授業参観

公開授業、オムニバス授業以外にも各教員が個別に授業参観を行い授業方法について情報共有を行った。

参観した教員：石丸香苗、松本涼、渡邊浩一

参観した授業：日本の文化と社会、西洋史、教養特講Ⅰ（研究の世界）、情報処理A

学内公開授業、オムニバス授業、授業参観は互いの授業のやり方を学ぶことで、自分の授業の改善につなげる良い機会となったものと思われる。

### 2.5.3 FD研修

2022年度は、授業方法の改善に関する以下のような講演会、シンポジウムに学術教養センターの各教員が参加した。

講演名：「第3期スポーツ基本計画に基づく東京オリ・パラ大会のスポーツ・レガシーの継承・発展について」

主催：公益社団法人 全国大学体育連合

開催日：2022年8月21日

場所：オンライン

参加教員：石原一成

内容：スポーツ科学の授業に活用するため、東京オリ・パラ大会のスポーツ・レガシーの継承・発展について情報収集を行った。

パネルディスカッション名：「大体連研修会参加の経験とその後の活動への影響・コロナ禍の体育実技・今後の体育実技と大学体育指導者の育成について」

主催：公益社団法人 全国大学体育連合

開催日：2022年8月21日

場所：オンライン

参加教員：石原一成

内容：体育実技の授業に活用するため、コロナ禍の体育実技・今後の体育実技と大学体育指導者の育成について情報収集を行った。

ワークショップ名：第28回ティーチング・ポートフォリオ作成ワークショップ

大阪府立大学工業高等専門学校

開催日：2022年12月26日～28日

場所：オンライン

メンター：山川修

内容：ティーチング・ポートフォリオ作成ワークショップにメンターとして参加した。

フォーラム名：「第11回大学体育スポーツ研究フォーラム」

主催：公益社団法人全国大学体育連合九州支部

開催日：2023年3月13日

場所：オンライン

参加教員：石原一成

内容：学生、大学、教員にとって魅力的な大学体育の再考などについて情報交換を行った。

#### 2.5.4 授業改善の取組みと今後の展望

2022年度は授業改善について以下のような取り組みが行われた。

科目名：教育原理

担当教員：國崎大恩

授業改善の取組み：反転授業（授業前に学習内容を説明した動画を配信し、学生には内容理解に関する事前テストの受験をもとめ、授業では学習内容に関する質疑応答及び学生同士のディスカッションを通して内容理解を深める）を実施した。今年度実施した反転授業を評価・改善し、次年度も引き続き同授業科目において実施する。

科目名：心理学・人間関係論

担当教員：清水聡

授業改善の取組み：以前の板書しながら話を進める講義スタイルから、パワーポイントのスライドを配付資料とした授業にした。資料をもらったから安心してしまうのか、メモを取りながら受講する学生が100%でなかった点が気になった。次年度は、メモを取りながら聴講することができるように配付資料に工夫を加えたい。

科目名：導入ゼミ

担当教員：木村小夜

授業改善の取組み：限られた授業回数の中で、ゆるやかな自己紹介から始め、連休中に担当する短篇小説を選択、ペアでの口頭発表と質疑（話す・聞く）・レポート作成方法の指導・作品に関するレポート作成（読む・書く）・フィードバックと自己点検へと収斂させて行った。課題はかなり多めで、そのつど教員側からの個別コメントも返したが、まずは学生同士での相互チェックが有効なようであった。

科目名：文学概論

担当教員：木村小夜

授業改善の取組み：本科目は遠隔対応を行っていなかったが、特別な事情により5月末より遠隔受講を申し出た学生に対し、一昨年度作成した音声を（ほぼ2回分ずつ）配信して対応、他の受講生と同様に課題も課し、毎回のフィードバックを個別に行うことが出来た。期末試験も、同部局教員の協力を得ることで別室受験が可能となった。2020年度以降作成された遠隔授業素材は、様々な事情を抱えた学生への比較的公平な対応を（結果的に）準備したことになる。

科目名：国文学史

担当教員：木村小夜

授業改善の取組み：概ねリアル Zoom 授業で実施。授業中、頻繁に軽い質問を投げかけると、対面授業時の指名発問よりもチャットによる反応の方がはるかに良く、授業内容に多くの受講者の言葉を盛り込めたため、興味を触発できたようである。課題を課さない回は授業中程で短歌の穴埋めクイズを行い、息抜きの時間を設けた。出された回答例は次回に紹介するが、ネット検索で正答を見つけることに意味はなく、その文字が入る理由説明を重視する旨を、最初に説明した。毎回の感想には全て個別にフィードバックした。他の講義科目同様、課題回答紹介と説明にかなり時間を割いた。

科目名：学術ゼミ

担当教員：木村小夜

授業改善の取組み：初回に受講者の1週間の都合を確認し、キャンパスを異にする2回生以上の受講者がゼミ室に一堂に集まれるよう開講曜日を移動させた。数回はハイブリッド授業とせざるを得なかったが、やはり内容に集中できない印象であった。キャンパス増に伴い、時間割の組み方はより配慮すべきものとなるだろう。

科目名：地理学・南米の社会と環境

担当教員：石丸香苗

授業改善の取組み：大講義科目については、毎回の小テストとリフレクションシートを用いて能動的な思考を促す仕組みを今年も行った。また講義だけではなく、フィールドワーク、室内で取り組めるゲーム形式での学びやディスカッションなども取り入れている。これまでは全員へのリフレクションシートへのコメント返しを行っていたが、研究や学内業務とのバランスで今後は効率化が必要になって来ると思っている。

科目名：導入ゼミ・教養ゼミ・学術ゼミ

担当教員：石丸香苗

授業改善の取組み：ゼミ等の少人数科目では、グループワークやディスカッション、ディベート等を積極的に取り入れたほか、市議会議員とのトークや学生からの提案をテーマとして取り上げるなど、学生の好奇心を拾い上げるようにした。特に学術ゼミでは事前学習・フィールドワーク・体験の振り返りのセットを繰り返して学びを深める工夫をした。

科目名：導入ゼミ・教養ゼミ・学術ゼミ・哲学・倫理学・西洋思想

担当教員：渡邊浩一

授業改善の取組み：2022年度は着任2年目で、学生の実状にあわせて各科目の内容・方法を調整することが改善の主眼となりました。その際、留意したのは、学生の自発性・創意が発揮されるような課題設定です。AI技術の進展も著しい折から、今年度は人間の技能訓練・創意を意識した課題設定に注力したいと考えています。なおとくに後期は、この間の全般的な履修者数超過を受けて、できるだけ多くの学生を受け入れる形をとりました（倫理学、教養ゼミ）。こちらについては今後の展望は困難です。

科目名：神話学・西洋史

担当教員：松本涼

授業改善の取組み：授業の単調化や独善化を防ぐため、ゲストスピーカーを招聘した。神話学で1名（オンライン）、西洋史で1名（対面）。オンラインのゲスト招聘によって授業の幅を広げる試みを今後も続けていきたい。

科目名：中国語Ⅰ・中国語Ⅱ

担当教員：亀田勝見

授業改善の取組み：語学授業において、文法説明のためのスライドを増やし、視覚的情報を活用して理解できるようにした。

科目名：英語特論

担当教員：ジャレッド・デンマン

授業改善の取組み：実践的な場面を提供するため、オーストラリア在住の人とのオンライン交流会を3回開催し、履修生が用意したオーストラリア事情に関する質問のディスカッションを行った。オーストラリア側の参加者は、クイーンズランド大学・グリフィス大学の学生とクイーンズランド州の豪日協会の会員。現状、授業中に学生からの質問が少なく、オフィスアワーはほとんど利用されていない。しかし、試験結果からは授業内容を十分に理解できていない学生がいるため、今後オフィスアワーの活用をより促してみたい。オフィスアワーを気軽に利用しやすくするため、令和5年度はオンラインでの実施を試みる予定。

科目名：異文化理解

担当教員：ジャレッド・デンマン

授業改善の取組み：オールイングリッシュの授業を体験したい学生・英語力を伸ばしたい学生・英語はあまり得意ではないが、異文化理解を学びたい学生等、多様な学生のニーズに対応するた

め、日本語の教科書の使用や提出課題の言語が選べる仕組み等を採用した。現状、授業中に学生からの質問が少なく、オフィスアワーはほとんど利用されていない。しかし、試験結果からは授業内容を十分に理解できていない学生がいるため、今後オフィスアワーの活用をより促してみたい。オフィスアワーを気軽に利用しやすくするため、令和5年度はオンラインでの実施を試みる予定。

科目名：情報科学 I

担当教員：山川修

授業改善の取組み：前半を反転授業形式で実施し、かつ、後半は対面で講義しながらオンラインにも配信し、それを録画して後からオンデマンドで閲覧できる、ハイフレックス形式で開講した。

科目名：情報処理 E

担当教員：山川修

授業改善の取組み：この授業はDTP（デスクトップパブリッシング）を行うが、その過程で、写真のレタッチやイラスト作成を行い、それを課題として提出してもらっている。その課題を学生同士が閲覧できるようにし、良いと思う課題に関して学生同士でコメントをしてもらった。このことはコメントをもらう学生にははげみになり、コメントをする学生にはレタッチやイラスト作成方法の参考になる。

科目名：プログラミング D

担当教員：山川修

授業改善の取組み：この授業は Java を使ってゲームを作成するプログラミングの授業である。授業は、基本的にサンプルプログラムを動かして文法を学び、それを使って簡単な課題を解くという繰り返しでプログラムを身に付けていく。そして課題は授業時間内に行い、わからないことはその時間内に教員に聞くことにより、次第にプログラミングのセンスを掴んでいけるように配慮している。2022年度は多くの学生が最終段階のもぐらたたきゲームの完成まで進んだ。

科目名：体育実技 I・体育実技 II

担当教員：石原一成

授業改善の取組み：教員がウォーミングアップや練習方法を提示する学習活動から、学生主体の学習活動に発展させていくよう配慮している。具体的にはチームごとに設定したその日のリーダーを中心にウォーミングアップ、チーム練習、グループワーク等の学習活動を行い、リーダーシップ、フォロワーシップ、サポーターシップについて考え、実践する機会を提供している。毎回、受講生は学習活動の記録（自己評価、次週の課題、戦術、学び、感想など）を行い、教員がコメント・アドバイスを記入しフィードバックを行い、双方向授業の基礎づくりを行っている。

そのほかの取組みとして、導入ゼミの授業改善のために、2021年度に行った指導内容に必要な条件の検討をもとに、2022年度はガイドラインを作成し、指導内容の標準化を図った。また、導入ゼミ教材の共有サイトを LMS 上に作成し、知識や情報を参照できるような教材を集めて共有している。書籍の教材は、経済学部棟 10 階の事務室書架に配置し、担当教員がいつでも手に取れるようにしている。また、導入ゼミ関連教材は「大学での学び補助教材サイト」としてまとめ、教員

および学生が参照できるようにしている。

2022年度は基本的に対面授業であったが、一部の授業で遠隔または、対面と遠隔を同時に行うハイフレックス授業がおこなわれた。それらの成果は、授業評価アンケートの数値からも読み取ることができる。授業評価アンケートは、学生からの数値であり、学生の力が客観的に伸びているかどうかを測るものではない。しかし、その数値からは個々の教員による授業改善が着実に進められていることを、読みとることができるだろう。

コロナ禍という不可避的外圧は、教育のあり方を模索することを短期間で学ぶ機会を学術教養センターの各教員に与えた。2022年度におこなわれた新しい試みの数々は、次年度以降にも生かせるものであろう。コロナ禍、ポストコロナに対応する方法論を構築するべく、工夫を重ねて、より良い授業の実施方法を模索していく必要がある。2022年度の実践を糧に、新たな授業展開と教育につながるものと期待したい。引き続き学術教養センターでは、教育の質や改善について検討を重ね、より良い教育環境づくりに努めていく。

ファカルティ・ディベロップメント報告書2022

---

発行年月 2023年3月

編集・発行 福井県立大学FD部会

## FD 部会 教学 IR 作業グループ運営要領

(趣旨)

**第1条** この要領は、FD 部会（以下、「部会」という。）内に置く教学 IR 作業グループ（以下、「作業グループ」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

**第2条** 作業グループは、教育、学習および学生生活に関する学生の各種データ（以下、「教学データ」という。）を用いて分析を行うことにより、現状把握および将来予測を行い、もって大学における教学改善の議論に資することを目的とする。

(組織)

- 第3条** 作業グループは教学上の分析課題に応じて組織され、部会がそれを承認し、統括するとともに、部会メンバーのなかの担当者1名によって監督される。
- 2 作業グループにはそのリーダー（以下、「グループリーダー」という。）を置き、メンバーの中から、FD 部会長（以下、「部会長」という。）が指名する。
  - 3 グループリーダーは、部会担当者の監督の下、作業グループの運営を総括する。
  - 4 グループリーダーに事故があるときは、あらかじめグループリーダーの指名を受けた者がその職務を代行する。
  - 5 作業グループメンバーの任期は課題の分析終了までとし、その成果の報告とともに作業グループは解散する。

(所管事項)

**第4条** 作業グループは、第2条の目的を達成するため、部会要領第2条が定める所掌事項の(3) 教学改善に関する事項（教学に関わる IR）のうち、次の事務を所管する。

- (1) 教学データの収集および分析
- (2) 分析結果の報告および教学改善のための提言

(活動)

- 第5条** 作業グループは、学生から教学データを収集し、または事務局から教学データの提供を受けることができる。
- 2 前項後段の場合において、作業グループは、予め、部会に対し、提供を受けようとする教学データの種類及び範囲（以下、「種類等」という。）を示し、その承認を得るものとする。
  - 3 作業グループは、活動による成果を、部会に対し報告する。
  - 4 部会は、必要と認める場合、いつでも、作業グループに対し、作業経過や分析結果等について報告を求めることができる。
  - 5 作業グループが取扱うことのできる教学データの種類等は、別に定める。

(守秘義務等)

- 第6条** メンバーは、データの中に含まれる学生の個人情報（条例第2条第1号の個人情報をいう。以下同じ。）に関し、職員就業規則（平成19年公立大学法人福井県立大学規程第35号）その他法令に定める守秘義務を負う。
- 2 メンバーは、条例および福井県立大学個人情報保護取扱規程（平成19年公立大学法人福井県立大学規程第57号）を遵守する。
  - 3 前二項の規定は、作業グループから報告を受けた者その他作業グループが取扱う個人情報を知った者にも適用される。
  - 4 メンバーが遵守すべき教学データの取扱い方法については、別に定める。

(委任)

- 第7条** この要領に定めるもののほか、作業グループの運営に関し必要な事項は部会長が定める。
- 2 前項の規定にかかわらず、学長は、必要と認めるときは、部会長および作業グループに対し、必要な指示をすることができる。

## 附 則

この要領は、令和5年11月1日から施行する。

## 公立大学法人福井県立大学職員倫理規程

平成 1 9 年 4 月 1 日

公立大学法人福井県立大学規程第 4 0 号

(趣旨)

**第 1 条** この規程は、公立大学法人福井県立大学職員就業規則（平成 1 9 年公立大学法人福井県立大学規程第 3 5 号。以下「就業規則」という。）第 3 7 条第 2 項の規定に基づき、公立大学法人福井県立大学（以下「本学」という。）に勤務する職員の職務に係る倫理の保持を図るために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第 2 条** この規程において「職員」とは、就業規則第 2 条第 1 項に規定する職員をいう。

2 この規程において、「管理職員」とは、管理または監督の地位にある職員であって、公立大学法人福井県立大学職員給与規程（平成 1 9 年規程第 3 7 号）第 9 条に規定する管理職手当の支給を受けるものをいう。

3 この規程において、「事業者等」とは、法人（法人でない社団または財団で代表者または管理人の定めがあるものを含む。）その他の団体および事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。

4 この規程の規定の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項の事業者等とみなす。

5 この規程において「利害関係者」とは、理事長、副理事長、理事（非常勤の者を除く。以下「理事長等」という。）または職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者をいう。ただし、理事長等もしくは職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者または理事長等もしくは職員の裁量の余地が少ない職務に関する者および大学、研究機関もしくは地方公共団体またはこれらに準ずるものに勤務する者（当該大学、研究機関もしくは地方公共団体またはこれらに準ずるものの利益のためにする行為を行う場合における当該勤務する者に限る。）を除く。

(1) 許認可等をする事務 当該許認可等を受けて事業を行っている事業者等（前項の規定により事業者等とみなされる者を含む。以下同じ。）、当該許認可等の申請をしている事業者等または個人（事業者等である個人を除く。以下「特定個人」という。）および当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかである事業者等または特定個人

(2) 補助金等を交付する事務 当該補助金等の交付を受けて当該交付の対象となる事務または事業を行っている事業者等または特定個人、当該補助金等の交付の申請をしている事業者等または特定個人および当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである事業者等または特定個人

(3) 不利益処分をする事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名宛人となるべき事業者等または特定個人

(4) 契約に関する事務 当該契約を締結している事業者等および特定個人、当該契約の申込みをしている事業者等または特定個人および当該契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等または特定個人

5 職員に異動があった場合において、当該異動前の職に係る当該職員の利害関係者であった者が、異動後引き続き当該職に係る他の職員の利害関係者であるときは、当該利害関係者であった者は、当該異動の日から起算して 3 年間（当該期間内に、当該利害関係者であった者が当該職に係る他の職員の利害関係者でなくなったときは、その日までの間）は、当該異動があった職員の利害関係者であるものとみなす。

6 他の職員の利害関係者が、職員をしてその職に基づく影響力を当該他の職員に行使させることにより自己の利益を図るためその職員と接触していることが明らかな場合においては、当該他の職員の利害関係者は、その職員の利害関係者であるものとみなす。

(理事長等の職務に係る倫理原則および倫理行動規準)

**第 3 条** 理事長等は、本学の役員としての清廉さを保持し、かつ、その使命を自覚し、第一号に掲げる倫理原則とともに第二号から第七号までに掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき規準として、行動しなければならない。

(1) 理事長等は、本学および公共の利益のためにその職務を行い、常に公私の別を明らかにし、職務に関して廉潔性を保持しなければならないこと。

(2) 理事長等は、利害関係者との接触に当たっては、供応接待を受けること、職務に関連して贈与や便宜供与を受けること等であって疑惑を招くような行為をしてはならないこと。

(3) 理事長等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。その職を退いた後も同様とす

ること。

(4) 理事長等は、政治的中立性が求められている職員に対し、一部の者の利益のために、その影響力を行使してはならないこと。

(5) 理事長等は、職員に対する指示が法令に違反することのないよう十分留意するとともに、当該指示について職員が法令に違反するおそれがある旨の意見を述べた場合にはその意見の内容を十分に考慮しなければならないこと。

(6) 理事長は、職員の任命権を一部の政治的目的のために濫用してはならないこと。

(7) 第2号から第6号までに掲げるもののほか、理事長等は、法令を遵守し、その職務に係る倫理の保持に万全を期すこと。

(倫理行動規準)

**第4条** 職員は、本学の職員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、次の各号に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき規準として、行動しなければならない。

(1) 職員は、職務上知り得た情報について一部の者に対してのみ有利な取扱いをする等不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならないこと。

(2) 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならないこと。

(3) 職員は、法令および本学の諸規程により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。

(4) 職員は、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。

(5) 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が本学の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。

(禁止行為)

**第5条** 職員は、利害関係者との関係において、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 利害関係者から金銭、物品または不動産の贈与を受けること。

(2) 利害関係者から金銭の貸付を受けること。

(3) 利害関係者からまたは利害関係者の負担により、無償で物品または不動産の貸付を受けること。

(4) 利害関係者からまたは利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。

(5) 利害関係者から未公開株式を譲り受けること。

(6) 利害関係者から供応接待を受けること。

(7) 利害関係者とともに遊戯またはゴルフをすること。

(8) 利害関係者とともに旅行（職務としての旅行を除く。）をすること。

(9) 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。

2 前項の規定にかかわらず、職員は、次に掲げる行為を行うことができる。

(1) 利害関係者から宣伝用物品または記念品であって広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。

(2) 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から記念品の贈与を受けること。

(3) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。

(4) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車（当該利害関係者とその業務等において日常的に利用しているものに限る。）を利用すること。

(5) 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。

(6) 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から飲食物の提供を受けること。

(7) 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けること。

3 第1項の規定の適用については、職員（同項第9号に掲げる行為にあつては、同号の第三者。以下この項において同じ。）が、利害関係者から、物品もしくは不動産を購入した場合、物品もしくは不動産の貸付けを受けた場合または役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

(禁止行為の例外)

**第6条** 職員は、私的な関係（職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある者であつて、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯および現在の状況ならびにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対して疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号（第9号を除く。）に掲げる行為を行うことができる。

2 職員は、前項の公正な職務の執行に対して疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、上司に相談し、その指示に従うものとする。

(利害関係者以外の者との間における禁止行為)

**第7条** 職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受けるなど社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待または財産上の利益の供与を受けてはならない。

2 職員は、自己が行った物品もしくは不動産の購入もしくは借受けまたは役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

(職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止)

**第8条** 職員は、他の職員の第5条または前条の規定に違反する行為によって当該他の職員(第5条第1項第9号の規定に違反する行為にあつては、同号の第三者)が得た財産上の利益であることを知りながら、当該利益の全部もしくは一部を受け取り、または享受してはならない。

2 職員は、上司に対して、自己もしくは他の職員がこの規程に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足る事実について、虚偽の申述を行い、またはこれを隠ぺいしてはならない。

3 管理職員は、その管理し、または監督する職員がこの規程に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足る事実があるときは、これを黙認してはならない。

(贈与等の報告)

**第9条** 管理職員は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与もしくは供応接待(以下「贈与等」という。)を受けたときまたは事業者等と職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として次条に定める報酬の支払を受けたとき(当該贈与等を受けた時または当該報酬の支払を受けた時において管理職員等であった場合に限り、かつ、当該贈与等により受けた利益または当該支払を受けた報酬の価額が1件につき5千円を超える場合に限り。)は、その都度次に掲げる事項を記載した贈与等報告書を理事長に提出しなければならない。

(1) 当該贈与等により受けた利益または当該支払を受けた報酬の価額

(2) 当該贈与等により利益を受けまたは当該報酬の支払を受けた年月日およびその基因となった事実

(3) 当該贈与等をした事業者等または当該報酬を支払った事業者等の名称および住所

(4) その他理事長が必要と認める事項

(報酬)

**第10条** 前条にいう報酬は、次の各号のいずれかに該当する報酬とする。

(1) 利害関係者に該当する事業者等から支払を受けた講演等の報酬

(2) 利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた講演等の報酬のうち、職員の現在または過去の職務に係る事項に関する講演等の報酬

(上司への相談)

**第11条** 職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合または利害関係者との間で行う行為が第5条第1項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合には、上司に相談し、その指示に従わなければならない。

(理事長の責務)

**第12条** 理事長は、この規程に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

(1) 贈与等報告書の受理、審査、保存および閲覧のための体制の整備その他の職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。

(2) 職員がこの規程に違反する行為を行った場合には、厳正に対処すること。

(3) 職員がこの規程に違反する行為について理事長その他の者に通知をしたことを理由として、当該通知をした職員が不利益な取扱いを受けないよう配慮すること。

(4) 研修その他の施策により、職員の倫理観の涵養および保持に努めること。

(5) 職員からの前条の相談に応じ、必要な指導および助言を行うこと。

(委任)

**第13条** この規程に定めるもののほか、職員の職務に係る倫理の保持に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

## 公立大学法人福井県立大学研究費の不正使用防止に関する取扱規程

平成20年4月1日  
公立大学法人福井県立大学規程第2号

(目的)

**第1条** この規程は、本学における研究費の不正使用を誘発する要因を除去し、研究費が不正に使用されることのない環境を整備することを目的とするとともに、研究費の不正使用が生じた場合に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規程における研究費とは、本学から配分される研究費およびそれ以外の団体または個人から配分される研究費をいう。

(機関内の責任体制)

**第3条** 本学における研究費の最高管理責任者は学長とし、統括管理責任者を事務局長とする。  
2 コンプライアンス推進責任者は、経済学部長、生物資源学部長、海洋生物資源学部長、看護福祉学部長、学術教養センター長、情報センター長、地域経済研究所長、恐竜学研究所長、キャリアセンター長、附属図書館長とする。

(研究費の不正使用の防止)

**第4条** 最高管理責任者および統括管理責任者は、本学の構成員が福井県立大学研究倫理規範に従って行動し、研究費が不正に使用されないようにするため、適切な措置をとらなければならない。

(不正防止計画の策定及び実施)

**第5条** 経営企画部連携・研究課は、不正防止計画を策定する。  
2 経営企画部連携・研究課は、不正防止計画の内容及び実施状況を統括管理責任者に適宜報告しなければならない。  
3 統括管理責任者は、不正防止計画の内容及び実施状況を適宜公表するものとする。

(相談窓口)

**第6条** 研究費の不正使用に係る大学内外からの相談に対応するための窓口を、経営企画部連携・研究課および小浜キャンパス企画サービス室に設置する。

(監事の役割)

**第7条** 監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について大学全体の観点から確認し、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見を述べることができる。

(内部監査班)

**第8条** 福井県立大学内部監査班は、業務の一環として研究費の適正な管理につき監査を行う。  
2 内部監査班は、経営企画部連携・研究課および監事と連携し、不正発生要因に応じた内部監査を実施する。  
3 内部監査班は、研究費が適正に使用されているか否かを監査するほか、研究費が適正に使用される環境が整備されているか否かについても、監査を行う。

(告発窓口)

**第9条** 研究費の不正使用に係る大学内外からの告発に対応するための窓口（以下「告発窓口」という。）を経営企画部経営戦略課に設置する。

(研究費の不正使用に係る告発)

**第10条** 研究費の不正使用の疑いがあると思慮する者は、何人も、書面、電話、FAX、電子メール、面談等の方法により、告発窓口を通じ、告発することができる。

(職権による調査)

**第11条** 最高管理責任者は、告発窓口への告発の有無にかかわらず、相当の信頼性のある情報に基づき研究費の不正使用が疑われる場合は、当該行為に係る調査の開始を統括管理責任者に指示することができる。

(警告等)

**第12条** 最高管理責任者は、研究費の不正使用が行われようとしているか、または、研究費の不正な使用が求められているという内容の告発が行われた場合、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、被告発者に警告を行う等、適切な措置をとるものとする。

(調査および認定)

**第13条** 告発窓口への告発があった場合は、告発窓口の責任者は告発の内容を統括管理責任者に通報し、研究費の不正使用の可能性が認められる場合は、統括管理責任者は第三者を含む調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置し調査を開始するよう、最高管理責任者に申し出なければならない。

- 2 調査委員会は、調査の実施に当たって、関係者の事情聴取等に基づき、研究費の不正使用の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等(以下「不正使用の有無等」という。)について調査する。
- 3 調査委員会は、関係者の同意を得て、研究費の不正使用に関する文書等(被告発者が研究費の執行を行う上で作成し、または取得した文書、図画及び電磁的記録であって、被告発者が保有しているものを含む。)を収集し、調査することができる。
- 4 調査委員会は、調査結果に基づき、不正使用の有無等について認定を行い、最高管理責任者に報告しなければならない。
- 5 調査委員会は、前項の認定を行うにあたっては、被告発者に対し、書面または口頭による弁明の機会を与えなければならない。

(不服申立て)

**第14条** 告発者および被告発者は、前条の認定結果に不服がある場合は、最高管理責任者に対して不服を申立てることができる。

(補佐人の同席)

**第15条** 調査委員会は、第10条及び第11条の手続きに際し、事情聴取等を行う場合または弁明の機会を与える場合において、必要があると認めたときは、告発者または被告発者を補佐する者の同席を許可することができる。

(対応結果等の理事会報告、公表等)

**第16条** 統括管理責任者は、告発に対する対応状況および調査委員会による調査結果等を理事会に報告しなければならない。

- 2 統括管理責任者は、告発受付の結果、調査結果、是正措置の内容について、必要に応じて告発者に通知する。
- 3 統括管理責任者は、研究費の不正使用が認定された場合、原則として速やかに調査結果を公表する。
- 4 告発等への対応がすべて終了する前に調査事案が漏洩した場合は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者または被告発者の責により調査事実が漏洩した場合は、当人の了解は不要とする。

(被告発者の保護)

**第17条** 最高管理責任者および統括管理責任者は、調査の結果、告発に係る研究費の不正使用が認められなかった場合において、被告発者の教育研究活動への支障又は名誉の毀損等があっ

たときは、その正常化または回復のために必要な措置を執らなければならない。

(協力義務)

**第18条** 研究費の不正使用に係る告発に係る者は、当該告発に基づいて行われる調査に際して協力を求められた場合には、誠実に対応しなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

**第19条** 本学の構成員は、研究費の不正使用に係る告発を行ったことまたは告発に基づいて行われる調査に協力したことを理由として、当該告発に係る者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

2 最高管理責任者および統括管理責任者は、前項の告発に係る者が不利益な取扱いを受けることがないように配慮しなければならない。

(秘密の保持)

**第20条** 研究費の不正使用に係る告発にかかわった者は、関係者の名誉、プライバシーその他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(悪意による告発への対応)

**第21条** 最高管理責任者および統括管理責任者は、研究費の不正使用に係る告発に関し、悪意をもって虚偽の告発その他不正を目的とする告発（以下「不正目的の告発」という。）を行った者について、必要な措置を講じなければならない。

(雑則)

**第22条** この規程に定めるもののほか、研究費の不正使用が生じた場合における措置等に関し必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成27年5月19日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成27年9月16日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

## 公立大学法人福井県立大学教員評価規程

平成19年4月1日  
公立大学法人福井県立大学規程第34号

### 第1章 総則

(趣旨)

**第1条** この規程は、公立大学法人福井県立大学（以下「法人」という。）の教員（教授、准教授、講師（非常勤講師を除く。）、助教および助手をいう。以下同じ。）の評価に関し必要な事項を定めるものとする。

(教員評価の実施)

**第2条** 教員の業務の状況を明らかにすることにより法人の業務の改善を図るため、教員評価を行う。

(基本理念)

**第3条** 法人は、教員評価を通じて、教員並びに学部、学術教養センター、情報センターおよび研究科（以下「学部等」という。）の業務の状況について教員相互の間の情報の共有を図るとともに、教員および学部等による業務の自主的な改善を促進するよう努めなければならない。

2 法人は、教員評価に当たっては、大学における教育研究の特性に配慮するとともに、教員の教育研究の自由を尊重しなければならない。また、学部にあつては各学科および研究科にあつては各専攻の業務の性質および内容その他の事情を考慮しなければならない。

### 第2章 評価の実施

(評価対象)

**第4条** 教員評価は、学部等の教員について行う。

(教員評価委員会)

**第5条** 教員評価を実施するため、学部等に教員評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の委員をもって組織する。

(1) 当該学部等の長（以下「学部長等」という。）

(2) 教授（前号に掲げる者を除く。）2人以上（ただし、教授が2人未満の学部等にあつては、残余の委員は、教授以外の教員をもって充てる。）

3 委員会に委員長を置き、第2項第1号に掲げる委員をもって充てる。

4 学部、学術教養センターおよび情報センターに置かれた委員会の第2項第2号に掲げる委員（以下「選出委員」という。）は、学部長等が、教授会の意見を聴いて、当該学部等の専任の教授（第2項第2号ただし書の場合には、教員）のうちから選出する。ただし、学部には置かれる委員会の選出委員は、当該学部と同一の専門分野の研究科の教授（第2項第2号但書の場合には、教員）を兼ねる者のうちから、選出しなければならない。

5 研究科に置かれた委員会の選出委員は、当該研究科と同一の専門分野の学部の選出委員をもって充てる。

6 学部長等は、第4項の規定により選出された者を委員に任命する。

7 選出委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の選出委員の任期は、前任者の任期の残余の期間とする。

8 選出委員は、再任されることができる。

9 委員は、自己の業務の評価に関しては、委員会の議事に加わることができない。

10 委員会に、補充委員を置くことができる。

11 第9項の場合には、当該委員に代わって、委員会の指名する補充委員が委員会の議事に加わる。

12 委員に関する規定は、補充委員について準用する。

(所掌事務)

**第6条** 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) この規程の規定により委員会の権限に属させられた事項の処理に関すること。

(2) 教員評価に関する制度およびその運用についての調査審議に関すること。

(会議)

**第7条** 委員会の会議は、委員長がこれを招集し、その議長となる。

2 第5条第9項の規定により委員長が委員会の議事に加わることができないとき、または委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名を受けた者がその職務を代行する。

3 委員会は、3分の2以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 議長は、委員以外の職員を委員会に出席させて説明を求め、または意見を述べさせることができる。
- 6 委員会の会議は、公開しない。

(評価領域等)

**第8条** 教員評価は、教育、研究、地域・社会貢献および大学運営の各領域に係る教員の活動について、次の区分により行う。

区分	内容
A	優れている
B	標準
C	改善を要する

(評価項目および評価基準)

**第9条** 委員会は、領域別に評価の対象とする項目および評価の定量的な基準を定め、学長に提出しなければならない。

- 2 委員会は、前項の項目および基準を定めようとするときは、当該教授会の意見を聴かなければならない。この場合において、委員会は、学長の意見を聴くものとする。

(業務実績報告書の提出)

**第10条** 教員は、毎事業年度、その業務の実績を記載した業務実績報告書(様式第1号)を委員会に提出しなければならない。なお業務実績報告書には、学部等においてそれぞれの評価項目に応じて、必要な事項を加えることができる。

- 2 委員会は、毎事業年度終了後3月以内に、当該年度における第1項の業務実績報告書を、業務上の秘密または個人の秘密に係る事項を除き、公表しなければならない。

(評価の手順)

**第11条** 委員会は、前条第1項の業務実績報告書および第9条第1項の評価の基準に基づき、各教員の評価を行い、その結果(以下「評価結果」という。)を各教員に通知するとともに、学長に提出する。

なお、学長は、必要に応じて評価結果に対し意見を述べることができる。

- 2 委員会は、評価の実施に当たり、教員から申立てがあった場合など必要に応じて被評価者の意見を聴取する機会を設ける。
- 3 学長は、評価結果について、必要に応じて被評価者または委員長の意見を聴取する機会を設けることができる。

(助言)

**第12条** 委員会は、評価の結果、いずれかの領域で活動内容がCと評価された教員に対してその業務の改善のための助言を行う。

- 2 前項の助言は、その内容および理由を記載した書面を交付して行う。

### 第3章 評価結果の活用

(教員研究費の配分)

**第13条** 学長は、評価結果を教員研究費のうち全学的な競争資金にあてる部分の配分に活用する。

- 2 学部長等は、評価結果を教員研究費のうち学部等の競争資金にあてる部分の配分に活用し、その活用方法を学長に報告する。なお、学長は、必要に応じてその活用方法に対し意見を述べることができる。

(勤勉手当の支給)

**第14条** 理事長は、評価結果を勤勉手当の支給に活用する。

(業績評価検討会)

**第15条** 評価結果を勤勉手当の支給に活用するため、法人に業績評価検討会(以下「検討会」という。)を置く。

- 2 検討会は、評価結果を踏まえ、勤勉手当の成績率の適用について検討を行う。
- 3 検討会は、次の委員をもって組織する。

(1) 学長

(2) 副学長(総括)

(3) 副学長(特定分野担当)のうち学長が指名する者

(4) 事務局長

- 4 検討会に会長を置き、前項1号に掲げる委員をもって充てる。

5 検討会の会議は、会長がこれを招集し、その議長となる。

- 6 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名を受けた者がその職務を代行する。

- 7 検討会は、3分の2以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 8 検討会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 9 議長は、委員以外の職員を検討会に出席させて説明を求め、または意見を述べさせることができる。
- 10 検討会の会議は公開しない。

(検討の手順)

- 第16条** 検討会は、勤勉手当の成績率を加算する教員（以下「業績優秀者」という。）を選定するため、各委員会にその定める数の範囲内で候補者の推薦を求める。
- 2 各委員会は、候補者を選考し、業績優秀者推薦報告書（様式第2号）に評価結果、業務実績報告書等、その他必要書類を添えて検討会に提出する。
  - 3 検討会は、候補者の中から業績優秀者を選定し、その結果を委員会に通知するとともに理事長に提出する。
  - 4 検討会は、第12条第1項の規定による助言を行った教員について、委員会に同条第2項の規定による書面、評価結果、業務実績報告書等、その他必要書類の提出を求める。
  - 5 検討会は、同一領域で2年続けて助言を受けた教員について、勤勉手当の成績率の削減を検討し、その結果を委員会および当該教員に通知するとともに理事長に提出する。
  - 6 検討会は、第3項で規定する業績優秀者の選定および第5項で規定する勤勉手当の成績率の削減について、委員長に意見を求めることができる。

#### 第4章 異議申立て

(異議申立て)

- 第17条** 第11条第1項の規定による評価結果に異議がある教員は、委員会に異議申立てをすることができる。
- 2 第16条第5項の勤勉手当の成績率削減の検討の結果に異議がある教員は、検討会に異議申立てをすることができる。
  - 3 異議申立ては、書面（様式第3号）により行う。
  - 4 異議申立ては、評価結果または成績率削減の検討の結果を知った日の翌日から起算して15日以内に行わなければならない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

(決定)

- 第18条** 異議申立てが前条に定める期間経過後にされたものであるとき、その他不適法であるときは、委員会または検討会は、当該異議申立てを却下する決定をしなければならない。
- 2 異議申立てが理由がないときは、委員会または検討会は、当該異議申立てを棄却する決定をしなければならない。
  - 3 異議申立てが理由があるときは、委員会または検討会は、評価結果または成績率削減の検討の結果を変更する決定をしなければならない。
  - 4 委員会および検討会は、異議申立人から申立てがあったときは、異議申立人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

#### 第5章 教育研究活動報告書および運営ポリシー

(教育研究活動報告書の作成および公表)

- 第19条** 委員会は、毎事業年度、業務実績報告書等に基づいて、当該学部等における業務の状況を記載した報告書（次条第1項および第21条において「教育研究活動報告書」という。）を作成し、公表しなければならない。

(運営ポリシーの策定および公表)

- 第20条** 学部長等は、毎事業年度、教育研究活動報告書に基づいて、教授会の意見を聴いて、当該学部等の業務の改善の方針（次項および次条において「運営ポリシー」という。）を策定し、公表しなければならない。
- 2 教員は、学部長等に、運営ポリシーに係る意見を提出し、または様式第4号により、当該学部等の業務の改善の方法を提案することができる。

(学長への報告)

- 第21条** 委員会は、毎事業年度、学長に対し、教育研究活動報告書および運営ポリシーを提出するとともに、助言の状況（特定の教員を識別できる情報を含む事項を除く。）を報告しなければならない。
- 2 学長は、前項の報告を受けたときは、遅滞なく、意見を付して教育研究審議会に付議しなければならない。

## 第6章 その他

(秘密を守る義務)

**第22条** 委員会および検討会の委員並びに教員評価に携わる役職員は、教員評価に関し知り得た秘密、評価結果、業績優秀者の選定の結果、第12条第1項による助言並びに第17条第1項および同条第2項による異議申立ての内容を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(業務実績報告書等の利用の制限)

**第23条** 法人は、業務実績報告書等を本規程に定める教員評価、教員研究費の配分、業績優秀者の選定および勤勉手当の成績率の削減の検討以外の目的で用いてはならない。ただし、法人が、その業務を行うに当たり、業務実績報告書に記載された事項を参考とすることを妨げない。

(委任)

**第24条** この規程に定めるもののほか、教員評価に関し必要な事項は、細則で定める。

2 学部長等は、当該学部等における教員評価に関し、要領を定めることができる。

3 学部長等は、前項の規定により要領を定めようとするときは、教授会の意見を聴かなければならない。

### 附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成19年度については、第16条第1項および第2項中「3年間」とあるのは「5年間」と読み替えるものとする。

### 附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

### 附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第22条の2の改正規定は平成25年4月1日から適用する。

(検討)

2 この規程の施行後2年を経過した場合において、この規程の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、この結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとする。

### 附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、公布の日から施行し、元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行の日から適用する。

### 附 則

この規程は、令和2年12月21日から施行する。

### 附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。